独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
令和７年度業務実績評価書

（別紙）

様式１－１－１　中期目標管理法人　年度評価　評価の概要様式

１．評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	
評価対象事業年度	年度評価	令和７年度（第５期）
	中期目標期間	令和５～令和９年度

２．評価の実施者に関する事項				
主務大臣		厚生労働大臣		
	法人所管部局	社会・援護局障害保健福祉部	担当課、責任者	企画課施設管理室　　加藤　英樹　室長
	評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策立案・評価担当参事官室　山田 勝士　参事官
主務大臣				
	法人所管部局		担当課、責任者	
	評価点検部局		担当課、責任者	

３．評価の実施に関する事項
令和８年７月 31 日に、独立行政法人に関する有識者会議医療・福祉ＷＧにおいて、有識者からの意見聴取、法人の長等からのヒアリングを実施した。

４．その他評価に関する重要事項
特になし

様式１－１－２　中期目標管理法人　年度評価　総合評定様式

１．全体の評定						
評定 （S、A、B、C、D）	A：全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	（参考）本中期目標期間における過年度の総合評定の状況				
		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度
		A	A	A		
評定に至った理由	項目別評定は８項目中、Ｓが１項目、Ａが３項目、Ｂが４項目であり、重要度「高」を付している項目は、Ｓが１項目、Ａが２項目であった。全体として評定を引き下げる事象もなかったため、厚生労働省独立行政法人評価実施要領に定める総合評定の評価基準に基づき算定した結果、Ａとした。					

２．法人全体に対する評価	
法人全体の評価	自立支援のための取組については、施設入所利用者の高齢化・重度化や保護者の高齢化等により地域移行を取り巻く環境が一層厳しさを増す中、地域生活体験や保護者懇談会等を通じた丁寧な支援により地域移行を着実に進めるとともに、意思決定支援を重視したターミナルケアの実践や、地域での支援が困難な著しい行動障害を有する者等への支援を推進した。また、能登半島地震により被災した利用者への継続支援を行うなど、重度知的障害者支援の中核的な役割及びセーフティネット機能を発揮したことは高く評価できる。 調査・研究については、国の政策課題や障害福祉現場のニーズに即したテーマ設定のもと研究を推進するとともに、研究成果の発信・普及において顕著な成果を上げた。さらに、国際的な協力や教育分野の体制整備にも貢献するなど、量的・質的の両面で極めて高い成果を上げ、政策の推進に大きく寄与したことは高く評価できる。 養成・研修については、障害福祉や保健医療に従事する者を対象とした研修や実務研修を積極的に実施し、障害福祉人材の養成及び専門性の向上に貢献した。また、援助・助言については、障害福祉現場のニーズに応じた援助・助言や講師派遣を積極的に実施し、法人が蓄積してきた実践的知見や専門的ノウハウを広く提供することで、全国の障害福祉サービスの質の向上に貢献したことは高く評価できる。 以上のように、重要度が高い「調査・研究」においてＳ評定となったほか、「自立支援のための取組」、「養成・研修」及び「援助・助言」においても所期の目標を上回る成果が認められ、法人全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	令和６年１月に発生した能登半島地震により被災した重度知的障害者 10 名について、国の要請に基づき継続して受入れを行い、長期にわたり生活支援を実施した。被災施設の再整備が進まない中にあっても、関係機関との調整を継続しながら支援を提供し、重度知的障害者支援におけるセーフティネット機能を発揮したことは特筆すべき事項である。

３．項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	特になし
その他改善事項	特になし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし

４．その他事項	
監事等からの意見	監事：法令遵守、内部統制、役員の業務執行、財務等全般にわたり適正である。 法人の業務においては、令和７年度の目標達成に向け、重要度の高い項目の「自立支援のための取組」、「調査・研究」、「援助・助言」において成果を上げることができた。さらに、強度行動障害を有する者の支援の中心となる中核的人材養成研修や広域的支援人材研修を通して、法人の役割を果たすことができたことは評価できる。 内部統制に関しては、各委員会を活用して問題なく機能しており、理事長の関与のもと適切な統制が図られている。
その他特記事項	特になし

様式１－１－３　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定総括表様式

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別調書№.	備考
	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度		
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
自立支援のための取組	A○ 重	B○ 重	A○ 重			１－１	
調査・研究	A○ 重	S○ 重	S○ 重			１－２	
養成・研修	B	A	A			１－３	
援助・助言	A○ 重	A○ 重	A○ 重			１－４	
その他の業務	B	B	B			１－５	

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別調書№.	備考
	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度		
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項							
業務運営の効率化に関する事項	B	B	B			２－１	
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項							
財務内容の改善に関する事項	B	B	B			３－１	
Ⅳ．その他の事項							
その他業務運営に関する重要事項	B	B	B			４－１	

※１　重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
※２　困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。
※３　重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。
※４　「項目別調書 No.」欄には、●年度の項目別評定調書の項目別調書 No. を記載。

<table>
<tr><td colspan="4">１．当事務及び事業に関する基本情報</td></tr>
<tr><td>１―１</td><td colspan="3">自立支援のための取組【重点化項目】</td></tr>
<tr><td>業務に関連する政策・施策</td><td>障害者の地域生活や就労を総合的に支援すること（Ⅷ－１－１）</td><td>当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）</td><td>独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第 11 条第１項</td></tr>
<tr><td>当該項目の重要度、困難度</td><td>〈重要度：高、難易度：高〉
〇施設入所利用者の地域移行の推進
・ 障害者が地域で日常生活又は社会生活を営むことができるように支援することは、障害者総合支援法の基本理念にも明記されている。のぞみの園は、国で唯一、独立行政法人として運営する重度の知的障害者総合施設であり、先導的に取り組む役割を担っているため、引き続き、施設入所利用者の地域移行を推進するとともに、これまでの実践成果を効果的に情報発信することは重要度が高い。
・移行前の施設入所利用者（令和４年４月１日現在）の平均年齢は、69.3 歳、平均入所期間は、44 年７ヵ月、障害支援区分（１～６）の平均は、6.0 であり、重度の知的障害かつ高齢・長期の入所者が多くを占めており、地域移行に関しては、保護者の理解が不可欠である。また、加齢に伴い、身体や認知等の機能低下・重症化が顕著である入所者が増加しており、これらの者には、医療的ケアが日常的に必要となるなど、特別な支援が必要な者も多く、受入れ可能な移行先事業所が限定されることから、難易度が高い。

〇高齢の施設入所利用者に対する専門性の高い支援
・知的障害者の高齢化の問題は、今後、全国の障害者支援施設においても大きな課題になるものと考えられることから、移行前の施設入所利用者の平均年齢が約 70 歳、認知症を発症している施設入所利用者が約２割、医療的ケアが日常的に必要な者の割合が約３割となっているのぞみの園で、全国に先行して実践し、情報発信することは重要度が高い。

〇著しい行動障害を有する者等への支援
・著しい行動障害を有する者等は、重度の知的障害にＡＳＤ（自閉スペクトラム症）を合併している場合が多く、地域での受入れに当たり課題を抱えていることが多い場合があることから、地域での支援が進むようにモデル的支援の構築が必要である。モデル的支援を構築し普及することによって、障害の程度によらず、障害者が地域で日常生活又は社会生活を営むことができるように支援することは、重要度が高い。
・ これまでのぞみの園が行ってきた取組状況によると、著しい行動障害等を有する者については、地域で受け入れる施設等がないケースや、受け入れてはいるものの今後の支援方針が定まらず支援者が疲弊しているケースが多く、支援が困難となっている。また、社会的不適応・問題行動があり矯正施設等を経由して入所する者は、知的障害のみならず、発達障害、精神障害を</td><td>関連する政策評価・行政事業レビュー</td><td>－</td></tr>
</table>

	併せ持つなど、複雑で多岐にわたる課題を抱えているため、きめ細かな支援が必要なケースが多く、その支援に当たっては、福祉サービスだけでなく、刑務所、保護観察所、保護司及び地域生活定着支援センター等の関係機関等との連携が必要となる。さらに、その対応については医療・福祉の両面から支援をすることが必要であり、本人の特性を考慮した個別対応をはじめ、期間を設定して課題を整理・改善し、地域での生活を実現させることは多くの困難が想定される。このため、難易度が高い。		

２．主要な経年データ

① 主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	５年度	６年度	７年度	８年度	９年度
地域移行した者の数（計画値）	毎年度２人以上	－	２人以上	２人以上	２人以上		
地域移行した者の数（実績値）	－	２人（第４期中期目標期間平均値） ０人（令和４年度）	10 人	２人	２人		
達成度	－	－	500%	100%	100%		
地域生活体験実施日数（計画値）	年間 300 日以上	－	300 日以上	300 日以上	300 日以上		
地域生活体験実施日数（実績値）	－	314 日（第４期中期目標期間平均値）	968 日	309 日	458 日		
達成度	－	－	323%	103%	153%		
各寮における説明会開催数（計画値）	毎年度各寮１回以上	－	１回以上	１回以上	１回以上		
各寮における説明会開催数（実績値）	－	１回（令和４年度）	１回	１回	３回		
達成度	－	－	100%	100%	300%		
著しい行動障害を有する者等の受入数（計画値）	毎年度 25 人以上	－	25 人以上	25 人以上	25 人以上		
著しい行動障害を有する者等の受入数（実績値）	－	15 人（第４中期目標期間平均値）	28 人	10 人	15 人		
達成度	－	－	112%	40%	60%		

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	５年度	６年度	７年度	８年度	９年度
予算額（千円）	1,736,940	1,908,713	1,759,281		
決算額（千円）	1,786,425	1,807,198	1,731,520		
経常費用（千円）	1,628,200	1,804,188	1,708,083		
経常利益（千円）	89,695	244,691	95,770		
従事人員数	161	161	154		

	受入後３年以内に地域移行した割合（計画値）	90%以上	－	90%以上	90%以上	90%以上										
	受入後３年以内に地域移行した割合（実績値）	－	89% （第４期中期目標期間平均値）	100%	80%	95%										
	達成度	－	－	111%	89%	106%										
	医療的ケア者の受入数（計画値）	第５期中期目標期間中計 20 人	－	２人	４人	４人										
	医療的ケア者の受入数（実績値）	－	（令和５年度から）	０人	１人	２人										
	達成度	－	－	０%	25%	50%										
	受入後３年以内に地域移行した割合（計画値）	80%以上	－	80%以上	80%以上	80%以上										
	受入後３年以内に地域移行した割合（実績値）	―	（令和５年度から）	－	－	－										
	達成度	－	－	－	－	－										

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	１　自立支援のための取組 　障害者の自立支援の観点から、施設入所から地域で日常生活又は社会生活を営むことができるように支援することが重要である。このため、以下の事項を実施すること。	１　自立支援のための取組	１　自立支援のための取組	＜主な定量的指標＞ ・地域移行者数 ・地域生活体験の実施日数 ・保護者懇談会等での説明回数 ・著しい行動障害を有する者等の受入数 ・著しい行動障害を有する者等の地域移行率 ・医療的ケア者の受入数	＜主要な業務実績＞	＜評定と根拠＞ 評定：A 　施設入所利用者（有期限入所利用者を除く。）は、令和７年度末に平均年齢が 72.0 歳となり、加齢により身体機能の低下・重症化が進行している。また、障害支援区分（１～６）の平均は 6.0 であり、認知症や日常的に医療的ケアが必要な利用者が多くなっている。このため、食事、排せつ、移動等の日常生活全	【評定】A ＜評定に至った理由＞ （１）施設入所利用者の地域移行の推進 　施設入所利用者の高齢化・重度化に加え、保護者の高齢化や地域の受入基盤不足により、地域移行を取り巻く環境は一層厳しさを増している。介護度の高さや医療的ケアの対応を理由として、受入先事業所等の確保が困難となっているほか、施設入所期間の長期化により、利用者本人及び保護者・家族との地域移行に

	（１）重度知的障害者のモデル的な支援を行うことにより、移行前の施設入所利用者の地域への移行を引き続き推進していくこと。 支援に当たっては、引き続き、地域生活体験の実施や保護者懇談会等の開催などを行うことにより、円滑な地域移行に努めること。 なお、移行前の施設入所利用者の重度・高齢化が顕著となる中で、受入れ環境が整わず出身地への地域移行が困難な状況となっている場合であっても、施設入所を継続するのではなく、地域で日常生活又は社会生活を営むことができるよう努めること。 また、施設入所利用者の地域生活移行は、全国の障害者支援施設に共通する課題であり、取組の推進を図るためにも、これまでのぞみの園で実践してきた地域移行までのプロセスの効果的な情報発信に取り組むこと。	（１）重度知的障害者のモデル的な支援を行うことにより、移行前の施設入所利用者の地域への移行を引き続き推進していく。支援に当たっては、引き続き、地域生活体験の実施や保護者懇談会等の開催などを行うことにより、円滑な地域移行に努める。 なお、これまで保護者・親族のいる出身地等への地域移行を原則として取組を進めてきたが、移行前の施設入所利用者本人の重度・高齢化により、①本人状態の悪化、②保護者の死亡等による身元引受人の不在、③受入れ可能な事業所等の不足等、出身地等への地域移行が年々厳しくなっていることから、のぞみの園が設置・運営する重度・高齢に対応するグループホームでの地域生活を移行先の選択肢として積極的に提示する。	（１）重度知的障害者のモデル的な支援を行うことにより、移行前の施設入所利用者の地域への移行を引き続き推進していく。支援に当たっては、引き続き、地域生活体験の実施や保護者懇談会等の開催などを行うことにより、円滑な地域移行に努める。 なお、これまで保護者・親族のいる出身地等への地域移行を原則として取り組みを進めてきたが、移行前の施設入所利用者本人の重度・高齢化により、①本人状態の悪化、②保護者の死亡等による身元引受人の不在、③受入れ可能な事業所等の不足等、出身地等への地域移行が年々厳しくなっていることから、のぞみの園が運営する重度・高齢に対応するグループホームでの地域生活を移行先の選択肢として積極的に提示する。	・医療的ケア者の地域移行率 ＜その他の指標＞ ・地域移行者のフォローアップ率 ＜評価の視点＞ ・モデル的支援を行うことにより、施設入所利用者の地域への移行を推進しているか。	（１）施設入所利用者の地域移行の推進 有期限入所利用者を除く移行前の施設入所利用者(令和８年３月31日現在）の平均年齢は、72.0歳、平均入所期間は、46年８ヵ月、障害支援区分（１～６）の平均は6.0となっている。また、重度の知的障害かつ高齢・長期の利用者が多くを占めており、地域移行に関しては、保護者・家族の理解が不可欠である。さらに、加齢に伴い、身体や認知等の機能低下・重症化が顕著である利用者が増加しており、医療的ケアが日常的に必要になるなどの特別な支援が必要な利用者も多く、受入れ可能な移行先事業所も限定されるところである。 このような状況の中、令和７年度においては、入所利用者の地域移行の実績は２人であった。地域移行に向けては、グループホームでの日中体験や宿泊による体験のプログラムを実施している。このプログラムを通じて、利用者本人の地域生活を実施していく中で意思形成を行い、日常生活の中で表情や態度、身振り手振りを含めた意思の表出を汲み取り、複数の関係者（家族含む）が関わり意思の確認を行っている。また、地域移行の取組みについては、本人及び保護者・家族の同意のもとに実施することを原則としており、保護者懇談会や入所利用者への面会の機会を利用して、グループホームでの暮らしや出身自治体の受入れ先状況等を説明し、理解を求めてきた。 保護者へ地域移行の理解を深めていただくため、令和７年度の保護者懇談会等については18回（年度計画の目標：各寮１回以上、全寮（６カ寮）実施で平均３回）実施した。実施にあたっては、感染症対策を講じた上で、通常通り対面で実施することができた。また、来園することが難しい保護者・家族に対しては、オンラインを活用するといった工夫を図った。加えて、保護者・家族の面会の場面を通してコミュニケーションを積極的に図り、当法人のグループホームの様子や出身自治体の受入先状況などをお伝えし、保護者・家族からは、グループホームの運営に関することや利用料について関心が寄せられた。グループホームの見学を希望される保護者・家族の方にはグループホームの見学を実施し、実際の生活の場を見ていただいた。その結果、グループホームでは、かつて同じ寮で生活していた利用者が暮らしていること等で安心感が生まれ、地域移行を前向きに捉えるようになり、新たに３人の地域移行の同意に繋がった。なお、入所利用者への直接の面会については、令和６年度に引き続き、新型コロナウイルス感染防止対策を講じた上で、御休み処やゲストハウスでの面会のほか、オンラインを活用した個別面会等を実施することで、入所利用者の生活の様子等を知っていただくことができた。 次に、受入れ先の確保としては、施設入所期間が長くなり出身自治体と疎遠になりつつある利用者が多い中、本人及び保護者・家族の意思を尊重し、また、高齢化等により、年々、介護度や医療的ケア等の支援技術が必要となってきていることから、出身自治体等の障害者支援施設やグループホーム、介護保険施設、のぞみの園が運営するグル	般にわたり手厚い介助が必要となるほか、喀痰吸引、経鼻経管などの医療的ケアへの対応が求められている。これらの支援には、専門的知識や技術を有する職員の確保、医療機関との密接な連携、健康状態の変化や緊急時への迅速な対応が必要であり、地域移行にあたっては、こうした介護度の高さや医療的ケアの対応を理由として、受入先事業所等の確保について年々困難性が増している。 さらに、利用者の保護者・家族についても高齢化が進み、亡くなられた方も多くなっているほか、地域移行の困難性に伴い施設入所期間は平均46年８か月と長期化しており、出身自治体との関係性が希薄になってきている。このような状況から、利用者本人及び保護者・家族の入所生活継続への希望が従来にも増して一層強まる中、地域移行に向けた合意形成は、極めて難易度の高い課題となっている。 このような状況の中、保護者・家族へ地域移行の理解を深めていただくため、令和７年度においては保護者懇談会等を18回実施した。また、この実施にあたっては、感染予防対策を行いつつ、対面による実施をしたほか、来園することが難しい保護者・家族に対しては、オンラインを活用した。加えて、保護者・家族の面会の場面を通して、積極的にコミュニケーションを図り、当法人のグループホー	向けた合意形成も極めて難易度が高い課題となっている。 このような中、地域移行に向けては、保護者懇談会等において働きかけを行い、本人・家族から同意が得られた利用者に対しては、宿泊体験や日中体験（目標：300日、実績458日）等の支援を丁寧に実施することにより、令和７年度の地域移行の実績は２人（目標２人以上）となっている。 これらの地域移行の取組では、利用者本人への意思確認や保護者・家族の理解が十分に行われるとともに、地域移行後の定着支援も積極的に行い、利用者が安心して地域で生活できるように努めたことは高く評価できる。 特に、地域生活体験実施日数が計画値の153%、保護者懇談会等の実施回数が計画値の300%となったことに加え、地域移行後のフォローアップを対象者全員に実施するなど、定着支援も含めた地域移行支援体制を確立したことは、所期の目標を上回る成果として評価できる。 （２）高齢の施設入所利用者に対する支援 重度・高齢化が進む施設入所利用者のために、健康管理体制や外部医療機関との連携を強化し、安心して生活できる支援体制を充実させた。 また、利用者本人の意思決定支援を基盤としたACPの実践や生活寮における看取りの実績を重ねるとともに、職員に対するグリーフケアの仕組みを構築したことは、全国の知的障害者支援施設における先駆的な取組として高く評価できる。 （３）著しい行動障害を有する者等

	〈重要度：高、難易度：高〉 ・　障害者が地域で日常生活又は社会生活を営むことができるように支援することは、障害者総合支援法の基本理念にも明記されている。のぞみの園は、国で唯一、独立行政法人として運営する重度の知的障害者総合施設であり、先導的に取り組む役割を担っているため、引き続き、施設入所利用者の地域移行を推進するとともに、これまでの実践成果を効果的に情報発信することは重要度が高い目標である。 ・　移行前の施設入所利用者（令和４年４月１日現在）の平均年齢は、69.3 歳、平均入所期間は、44 年７ヵ月、障害支援区分（１～６）の平均は、6.0 であり、重度の知的障害かつ高齢・長期の入所者が多くを占めており、地域移行に関しては、保護者の理解が不可欠である。また、加齢に伴い、身体や認知等の機能低下・重症化が顕	〈具体的な取組〉 ①　地域移行のプロセス ア　本人の意向確認、保護者等からの同意 a 意思決定支援 ・自ら意思を伝えようとする意欲が育つよう、本人の意思が尊重された地域生活体験を積み重ねられるよう努める。 ・のぞみの園のグループホームへの見学等の機会を通じて、本人の意向の把握を行う。 b 保護者等からの同意 ・保護者懇談会等の機会を活用して、グループホームでの暮らし方や出身自治体の受入れ先の状況等を説明 ・保護者に向けた通信にて、地域移行者の状況を掲載 ・地域移行者の現在の暮らしぶりを映像・写真等で見える化して紹介するなどにより、保護者等からの同意が得られるよう努める。 イ　地域生活体験の実施	〈具体的な取組〉 ①　地域移行のプロセス ア　本人の意向確認、保護者等からの同意 a 意思決定支援 ・自ら意思を伝えようとする意欲が育つよう、本人の意思が尊重された地域生活体験を積み重ねられるよう努める。 ・のぞみの園のグループホームへの見学等の機会を通じて、本人の意向の把握を行う。 b 保護者等からの同意 ・保護者懇談会等の機会を活用して、グループホームでの暮らし方や出身自治体の受入れ先の状況等を説明 ・保護者に向けた通信にて、地域移行者の状況を掲載 ・地域移行者の現在の暮らしぶりを映像・写真等で見える化して紹介するなどにより、保護者等からの同意が得られるよう努める。 イ　地域生活体験の実施		ープホームなど、選択肢を広げ、本人に合った受け入れ先の確保に努めている。 その結果、地域移行した１人の利用者については、保護者からの問い合わせを機に、地域移行についての説明や意向を確認し、日中サービス支援型グループホームへの地域移行に繋がった。かつて地域生活体験ホームでの生活体験があったが、久しぶりの生活体験となるため、寮職員が付添っての見学、短期宿泊体験を２回、６泊７日の宿泊体験から長期宿泊体験へと段階的に進めた結果、関係者会議の場で本人の意思が確認でき地域移行に繋がった。もう１人の利用者については、保護者懇談会において地域移行の取組みを説明したことを機に地域生活体験を開始したが、利用者が高齢（84 歳）ということもあり、本人負担を最小限にするため慣れ親しんだ寮職員が付添っての見学や日中体験（グループホームや日中活動場所での体験）、短期宿泊体験を３回、４泊５日の宿泊体験から長期宿泊体験へと段階的に実施した。また、医療面での配慮が必要であったことから、利用者の状態をグループホーム職員へ丁寧に引き継いだ。いずれも、計画相談支援や地域移行支援として相談支援専門員等が関わり、訪問相談、地域移行支援計画等の作成や会議の開催を行い、地域移行を支えた。地域移行にあたっては、体験中の本人の表情や行動などの表出場面等を通して意思確認を行い、介護サービス包括型グループホームへの地域移行に繋がった。 また、地域移行にあたっては、本人の支援方法等を記載したサポートブック「○○さんの支援について」を利用者ごとに作成して情報提供しており、支援風景の写真も盛り込んでより分かりやすくしている。さらに、必要に応じて担当職員を事業所等に派遣するなどにより、丁寧な説明に努めた。 施設利用者の出身市区町村に対しては、入所利用者の地域移行について、随時、本人の情報を伝えるなど情報交換を行った。 ・施設利用者の出身市区町村等との調整　65 回（３市５回、２事業所 60 回） 地域生活体験（宿泊体験・日中体験）の取組としては、当法人のグループホーム及び通所生活介護事業所の体験利用を実施し、利用者支援会議において、本人の意思確認やニーズの把握に努め、社会生活を体験する機会（スーパー、コンビニ等での食品、雑誌等の購入、レストラン等での飲食、公園等の散策、美容院等の利用）を計画的に行ったことで前年度を上回る体験を実施した。 ・宿泊体験　７人　115 日 ・日中体験（グループホーム）　７人　34 日 ・日中体験（買物地域体験等）　延べ 309 人　309 日 地域移行した入所利用者のフォローアップについては、対象者 103 人全員に対して電話等で連絡を行い実施した。このうち、訪問によるフォローアップについては、令和７年度は 37 人を行った。訪問対象	ム（高崎市内の住宅地に所在し、地域住民との交流も行われている。）の様子や出身自治体の受入先状況などを伝えるといった工夫を図った。保護者・家族からは、地域移行先であるグループホームに関心が寄せられ、希望者にはグループホームを見学していただいた。その結果、かつて同じ寮で生活していた利用者がグループホームで暮らしていること等で安心感が生まれ、地域移行を前向きに捉えるようになり、新たに３人の地域移行の同意に繋がった。 このように、地域移行に向けては、保護者・家族に対して働きかけを行い、本人や保護者・家族の意思確認により同意を得られた利用者に対して、宿泊体験や日中体験（目標：300 日、実績：458 日）等を実施することにより、令和７年度の地域移行（目標：２人以上）の実績は２人となった。 なお、地域移行を円滑に進めるために次の取組を行ったところである。 ①地域移行した利用者には、地域移行についての説明や意向を確認し、寮職員が付添っての見学、短期宿泊体験から長期宿泊体験へと段階的に丁寧に進めていった。 ②医療面での配慮など、利用者の状態をグループホーム職員へ丁寧に引き継いだ。 ③計画相談支援や地域移行支援として、相談支援専門員等が関わり、訪問相談、地域移	及び医療的ケアが必要になった者への支援 地域での支援が困難な著しい行動障害を有する障害者等を受け入れるとともに（目標 25 人以上：実績 15 人）、短期入所を３人受け入れた。受け入れ人数が目標を下回った主な要因は、国の要請により行われている能登半島地震による被災利用者への継続支援や、虐待事案に対する緊急一時保護の要請への対応などの外部要因によるものである。 なお、このような中でも短期入所を含め、支援困難事例への支援に努めたことは評価できる。 著しい行動障害を有する者等の受入数及び医療的ケアが必要な者の受入数については目標を下回ったものの、その背景には、能登半島地震により被災した利用者の受入れ継続や虐待事案への緊急対応など、国の政策的要請及び社会的要請への対応があったほか、被災施設の移転・再整備の遅れにより地域移行が進まず、新規受入れに影響が生じた事情があった。こうした中にあっても、法人は石川県をはじめ関係機関と継続的に調整を行い、被災利用者の地域移行や受入体制の整備に向けて働きかけを行うなど、課題の解消に向けた主体的な取組を実施した。また、受け入れた利用者に対しては個々の障害特性や支援ニーズに応じた支援を提供し、地域移行等の成果につなげていることは高く評価できる。 さらに、能登半島地震により被災した重度知的障害者 10 名を継続して受け入れ、長期にわたり生活支援を実施したことは、国の政策的要請に

	著である入所者が増加しており、これらの者には、医療的ケアが日常的に必要となるなど、特別な支援が必要な者も多く、受入れ可能な移行先事業所が限定されることから、難易度が高い目標である。	のぞみの園のグループホームでの宿泊体験等を通じて、本人の意向の最終確認や移行に関しての配慮事項の把握を行うとともに、地域での生活スキルを身につけ社会的スキルの向上を図る。 ウ　移行先自治体等との調整 移行前の施設入所利用者の出身市区町村、事業所等に対して、本人の状態等の情報共有を行うほか、必要に応じて事業所等の訪問や職員と面談を行うなどの移行に向けた調整を実施する。 エ　地域移行者のフォローアップの実施 移行先事業所と連携して地域生活の定着を図るためのフォローアップを実施する。 ②　日中サービス支援型グループホームの設置・運営 移行前の施設入所利用者の地域移行先として既設の介護包括型グルー	のぞみの園のグループホームでの宿泊体験等を通じて、本人の意向の最終確認や移行に関しての配慮事項の把握を行うとともに、地域での生活スキルを身につけ社会的スキルの向上を図る。 ウ　移行先自治体等との調整 移行前の施設入所利用者の出身市区町村、事業所等に対して、本人の状態等の情報共有を行うほか、必要に応じて事業所等の訪問や職員と面談を行うなどの移行に向けた調整を実施する。 エ　地域移行者のフォローアップの実施 移行先事業所と連携して地域生活の定着を図るためのフォローアップを実施する。 ②　日中サービス支援型グループホームの運営 移行前の施設入所利用者の地域移行先として既設の介護包括型グルー		者は７人（移行後１年以内の者２人及び移行後５年経過者１人、地域移行後住環境等変更があった者４人）であったが、グループホームで訪問対象者と生活している 30 人に対しても実施した。 ○　日中サービス支援型共同生活援助を利用する入居者は、地域移行した施設入所利用者であり、今後も加齢に伴う機能低下、重度化の進展が予想される。地域移行後の生活環境の確保に向け、高齢・重度知的障害者の地域生活をどのように支えるかについて、生活の場での活動、日中活動の場などを通じてその在り方を構築するための「地域生活モデルに関する検討会」を令和５年８月に立ち上げ、令和７年度も継続して外部有識者から指導、助言を受けながら検討会を実施した。令和７年度は５回計画したが、感染症等の理由により２回の実施となった。検討会では、共同生活援助、日中活動を主な課題とし、加齢に伴う機能低下、重度化を見据えた体制及び環境設備や、移動支援、訪問看護などの各地域サービスの活用を含めた検討を行い、必要に応じて地域サービスの利用に繋げた。検討会については、令和８年度も引き続き実施することとしている。令和７年度より義務化された地域の関係者等を含めた構成員による地域連携推進会議を年２回（７月・12月）開催した。 ○　のぞみの園の地域移行の取組状況については、保護者に対しては地域移行通信で、全国の知的障害者支援施設等に対しては、ニュースレターを活用して情報発信を行った。	行支援計画等の作成や会議の開催を行い、地域移行を支えた。 ④当法人の独自の取組として、利用者の支援方法等を記載したサポートブック「○○さんの支援について」を利用者ごとに作成し、実際の支援風景の写真も盛り込むなど、地域移行後の事業所等の職員にとってより分かりやすくなるよう情報提供の方法を工夫した。 ⑤必要に応じて担当職員を事業所等に派遣するなど、丁寧な説明にも努めた。 ⑥地域生活体験（宿泊体験・日中体験）の取組としては、当法人のグループホーム及び通所生活介護事業所の体験利用を実施し、利用者支援会議において、本人の意思確認やニーズの把握に努め、社会生活を体験する機会を設け計画的に行った。 ⑦地域移行者のフォローアップについては、訪問や電話連絡等（103 人）により、対象者全員に対してフォローアップを実施した。 ⑧日中サービス支援型共同生活援助では、外部有識者から指導、助言を受けながら、「地域生活モデルに関する検討会」を開催し、共同生活援助、日中活動を主な課題として、加齢に伴う機能低下、重度化を見据えた体制及び環境設備や、移動支援、訪問看護などの社会資源の活用を含めた検討を行い、必要に応じて地域サービスの利用に繋げた。	応えるセーフティネット機能を発揮したものとして高く評価できる。 以上のことから、「自立支援のための取組」については、所期の目標を上回る成果が認められるため、「A評価」とする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ・特になし ＜独立行政法人評価に関する有識者からの意見＞ ・著しい行動障害を有する者等の受入人数が低くなってしまった要因には、能登半島地震の被災者を受け入れているという外部要因がある。 ・能登半島地震の被災の利用者に、今後、どのような支援に取り組むのか。モニタリングの目安となるようなものを立てて、業務運営に活かしてはどうか。 ・のぞみの園において、強度行動障害のある者に対する災害時及びその後の長期的な支援についての知見を蓄積し、今後の全国や海外での災害時支援に役立つようにして欲しい。

		プホームを活用する。また、日中サービス支援型グループホームを設置・運営し、加齢に伴い機能低下・重症化が顕著であり、特別の支援が必要な者に対する地域生活モデルの構築に取り組む。 ③ 情報発信の実施 全国の障害者支援施設における施設入所利用者の地域生活移行の取組の参考となるよう、のぞみの園における地域移行に至る取組状況について、ホームページやニュースレター等により地方自治体や全国の障害者支援施設等への情報発信を行う。	プホームを活用する。また、日中サービス支援型グループホームを運営し、加齢に伴い機能低下・重症化が顕著であり、特別の支援が必要な者に対する地域生活モデルの構築に取り組む。 ③情報発信の実施 全国の障害者支援施設における施設入所利用者の地域生活移行の取り組みの参考となるよう、のぞみの園における地域移行に至る取組状況について、ホームページやニュースレター等により地方自治体や全国の障害者支援施設等への情報発信を行う。			利用者の高齢化・重度化、医療的ケアニーズの増加、保護者の高齢化などにより地域移行を取り巻く環境は年々厳しくなっているが、保護者懇談会の開催、グループホーム見学、宿泊体験・日中体験、サポートブックの活用、移行後のフォローアップ等を通じて、利用者本人及び保護者・家族の理解と安心感の醸成に努めた。その結果、地域生活体験は目標を大きく上回る実績となり、地域移行についても目標を達成した。さらに、移行後の定着支援や地域生活モデルの検討を着実に進めることで、利用者が安心して地域生活を継続できる体制づくりに貢献したものと評価できると考える。	
	（2）高齢の施設入所利用者に対する専門性の高い支援を実践すること。支援に当たっては、身体機能の低下が著しい者、医療的ケアが日常的に必要になった者及び認知症を発症した者も多いことから、医療との連携を重視しながら、機能低下に対する予防的なケ	（2）高齢の施設入所利用者に対する専門性の高い支援を実践する。支援に当たっては、認知症を発症した者、身体機能の低下が著しい者及び医療的ケアが日常的に必要な者も多いことから、医療との連携を重視しながら、機能低下に対する予防的なケアに取り組	（2）高齢の施設入所利用者に対する専門性の高い支援を実践する。支援に当たっては、認知症を発症した者、身体機能の低下が著しい者及び医療的ケアが日常的に必要な者も多いことから、医療との連携を重視しながら、機能低下に対する予防的なケアに取り組	・高齢の施設入所利用者に対する専門性の高い支援を実践しているか。	（2）高齢の施設入所利用者に対する支援 ○　医療と福祉の連携による施設入所利用者への支援の強化を図るため、令和６年度に引き続き、医療的配慮グループ生活寮への看護師配置や、定期的な各寮への看護師の訪問により、利用者への喀痰吸引、経鼻経管等の栄養剤の注入を含めた健康管理を行った。 ○　高齢の知的障害者への専門性の高い支援として、生活寮において、診療所の理学療法士等と連携しながら、身体機能低下の予防を目的とした日中活動を実施した。令和７年度は、文化的日中活動（意欲や気力の低下を予防するための活動（手芸・創作活動・園芸・音楽鑑賞等））とリハビリ的日中活動（機能低下を予防するため、リハビリの一環としての活動（歩行・足浴・唾液腺マッサージ等））を利用者一人あたり一月に平均8.6回以上実施した。	医療的配慮グループ生活寮への看護師配置及び各生活寮への定期的な看護師の訪問を継続し、喀痰吸引や経鼻経管・胃瘻等による栄養管理を含めた健康管理体制を維持することができた。また、疾病の早期発見・早期治療、入院対応、ターミナルケアの実践などにおいて外部医療機関との連携強化を図ったことで、重度・高齢化が進む利用者に対し、安心して生活できる支援体制の充実につながった。	

	アに取り組むとともに、生活環境の配慮に努めること。 また、疾病に罹患した者への治療や、認知症を発症した者へのケア、医療的ケアが日常的に必要な者への適切な支援の提供など、重度・高齢化の進展を踏まえ、生命維持・健康管理のための支援の在り方を改めて検討し、医療と福祉が密接に連携した環境整備を図ること。 さらに、重度・高齢化が顕著となっているのぞみの園において、住み慣れた場所・環境で最期を迎える「ターミナルケア」を実践するとともに、そのノウハウについて全国の障害者支援施設への情報発信に取り組むこと。 〈重要度：高〉 ・　知的障害者の高齢化の問題は、今後、全国の障害者支援施設においても大きな課題になるものと考えられることから、移行前の施設入所利用者の平均年齢が約70歳、	むとともに、生活環境の配慮に努める。 また、疾病に罹患した者への治療や、認知症を発症した者へのケア、医療的ケアが日常的に必要な者への適切な支援の提供など、重度・高齢化の進展を踏まえ、生命維持・健康管理のための支援の在り方を改めて検討し、医療と福祉が密接に連携した環境を整備する。 さらに、重度・高齢化が顕著となっているのぞみの園において、住み慣れた場所・環境で最期を迎える「ターミナルケア」を実践するとともに、そのノウハウについて全国の障害者支援施設への情報発信に取り組む。 〈具体的な取組〉 ①　医療と福祉の連携による重度・高齢化が進む施設入所利用者への支援の強化 身体機能の低下が著しい者、医療的ケアが日常的に必要になった者及び	むとともに、生活環境の配慮に努める。 また、疾病に罹患した者への治療や、認知症を発症した者へのケア、医療的ケアが日常的に必要な者への適切な支援の提供など、重度・高齢化の進展を踏まえ、生命維持・健康管理のための支援の在り方を改めて検討し、医療と福祉が密接に連携した環境を整備する。 さらに、重度・高齢化が顕著となっているのぞみの園において、住み慣れた場所・環境で最期を迎える「ターミナルケア」を実践するとともに、そのノウハウについて全国の障害者支援施設への情報発信に取り組む。 〈具体的な取組〉 ①　医療と福祉の連携による重度・高齢化が進む施設入所利用者への支援の強化 身体機能の低下が著しい者、医療的ケアが日常的に必要になった者及び		○　高齢の施設入所利用者に対する専門性の高い支援を実践するため、法人内に２つの研究班を設置し、各研究班においてICF（情報関連表）を試用し、実践事例の精査検討を行った。 ① 支援プログラム・身体機能の低下班 身体機能の低下が著しい者及び医療的ケアが日常的に必要な者に対する実践事例について精査し、支援プログラムについてＩＣＦを試用して検討を行い、施設入所利用者２名の意思に基づく活動（創作的活動・健康維持を目的とした運動など）を提供した。 ①　認知症研究班 認知症を発症している施設入所利用者についてＩＣＦを試用して３名の入所利用者の情報共有を行い、携わる職員で一貫したケアの提供につなげるプログラムを実践検証した。 【注】「ICF」とは、医学モデルと社会モデルとを総合した「統合モデル」で、健康状態、心身機能・身体構造、活動、参加、環境因子、個人因子の相互作用で生きることを捉えるもの。 ○　施設入所利用者の重度・高齢化が顕著となってきていることから、それぞれの利用者が、住み慣れた場所・環境等で最期を迎えることができるよう「ターミナルケア」についての意思決定支援を踏まえた検討を重ね、構築と実践に取り組んだ。 具体的には、マニュアルを活用して、意思決定支援に基づくヒアリングを本人、保護者、関係者へ丁寧に行い、ACP(人生会議)を実施し、７件(気づき期３件、看取り期４件)のACP委員会を開催した。また、ターミナルケアに関する研修を実施した。なお、生活寮で看取りを行った実践事例は１件であった。 さらに、ターミナルケアに関わった職員へのメンタルヘルス対策の仕組みを構築し、看取り期支援を実施した職員及び関係する職員へ悲観や喪失感を軽減する目的から、公認心理師の同席のもと、思い出語りや振り返り、お別れの会を実施し、グリーフケアとして行った。 ○　救急救命講習会や職員研修会については、動画配信や実技での実施を開催し、職員の専門性の向上に努めた。また、感染症予防対策として、令和６年度に引き続き、利用者支援を行う全従事者に対し、ガウンテクニック研修会（実技訓練）を実施した。 ○　救命救急講習会については、のぞみの園の看護師や理学療法士を講師として開催している。専門職を十分に活用することで、講習会の毎月原則開催を可能としており、その結果、より多くの支援者が受講できる体制となることで、利用者の急変時に対する専門性の高い適切な支援に直結するよう努めている。 ※入所利用者への効果的な支援を提供する職員研修会	さらに、理学療法士等の専門職と連携した日中活動に取り組み、身体機能の維持・低下予防を図ることで、高齢知的障害者の生活の質（QOL）向上に寄与した。 施設入所利用者の重度・高齢化に対応するため、利用者が住み慣れた環境で最期を迎えることができるよう、意思決定支援を重視したターミナルケア体制の構築を進めた。本人、家族及び関係者への丁寧なヒアリングを実施し、ACP（人生会議）を積極的に推進した結果、７件のACP委員会（気づき期３件、看取り期４件）を開催した。また、生活寮における看取りを１件実践するなど、利用者の意思を尊重した終末期支援を具現化することができた。 看取り支援は職員の精神的負担が大きいことから、公認心理師の支援のもと、振り返りや思い出語り、お別れの会を実施し、グリーフケアの仕組みを構築したことは評価できると考える。 これにより、職員の悲嘆や喪失感の軽減を図るとともに、安心して看取り支援に取り組める組織体制づくりにつながった。 看護師や理学療法士など施設内の専門職を講師とした研修体制を整備した結果、月１回以上の講習会開催を実現し、多くの職員が継続して学	

	認知症を発症している施設入所利用者が約２割、医療的ケアが日常的に必要な者の割合が約３割となっているのぞみの園で、全国に先行して実践し、情報発信することは重要度が高い目標である。	認知症を発症した者など、重度・高齢化が顕著となっている現状を踏まえ、効果的な支援の在り方や人員体制等を検証し、全国の障害者支援施設等への支援モデルを提供する。 ア　生活寮への定期的な看護師訪問による健康管理 イ　医療的配慮グループ生活寮への看護師配置又はたん吸引等従事者の配置による医療的ケアが日常的に必要な者への対応 ウ　理学療法士等による生活寮への訪問リハビリの提供 エ　認知症罹患者に対する、効率的なアセスメントを活用した支援の提供 ②　効果的な日中活動の提供 　重度・高齢が進む施設入所利用者に対して、身体等の機能低下を予防するためにリハビリ等の内容を取り入れた日中活動を提供	認知症を発症した者など、重度・高齢化が顕著となっている現状を踏まえ、効果的な支援の在り方や人員体制等を検証し、全国の障害者支援施設等への支援モデルを提供する。 ア　生活寮への定期的な看護師訪問による健康管理 イ　医療的配慮グループ生活寮への看護師配置又はたん吸引等従事者の配置による医療的ケアが日常的に必要な者への対応 ウ　理学療法士等による生活寮への訪問リハビリの提供 エ　認知症罹患者に対する、効率的なアセスメントを活用した支援の提供 ②　効果的な日中活動の提供 　重度・高齢が進む施設入所利用者に対して、身体等の機能低下を予防するためにリハビリ等の内容を取り入れた日中活動を提供		・救急救命講習会　　11回 ・高齢者支援研修会　４回 支援の実践等については、他の障害者支援施設・事業所が活用できるようニュースレターの発行や、障害者支援施設等からの見学者を受入れた。	ぶ機会を確保できた。 これにより、高齢化や重度化に対応するための知識・技術の向上が図られ、利用者への専門的かつ適切な支援の提供につながった。 実践で得られた知見や取組内容についてニュースレター等を通じて情報発信を行い、他の障害者支援施設や事業所への普及に努めた。 これは、高齢知的障害者支援やターミナルケアに関する先進的な取組を地域や障害福祉分野全体へ波及させる取組として評価できると考える。	

		する。また、意欲や気力の低下を予防するために文化的な活動を取り入れた日中活動を提供する。 ア　公認心理師による心理検査等で精神機能等の低下の状態把握と、予防のための支援プログラムの作成 イ　理学療法士による健康増進の指導や、生活寮への定期的な訪問リハビリの提供 ウ　作業療法士による生活寮への定期的な訪問による作業指導 ③　ニーズに対応した生活環境の整備 　重度・高齢化が進む施設入所利用者の状態に応じて、心身機能に配慮した生活環境の改善を図る。 　また、ターミナルケアの観点から、個々のニーズを考慮した生活環境の在り方を検討する。 ④　専門性の向上等	する。また、意欲や気力の低下を予防するために文化的な活動を取り入れた日中活動を提供する。 ア　公認心理師による心理検査等で精神機能等の低下の状態把握と、予防のための支援プログラムの作成 イ　理学療法士による健康増進の指導や、生活寮への定期的な訪問リハビリの提供 ウ　作業療法士による生活寮への定期的な訪問による作業指導 ③　ニーズに対応した生活環境の整備 　重度・高齢化が進む施設入所利用者の状態に応じて、心身機能に配慮した生活環境の改善を図る。 　また、ターミナルケアの観点から、個々のニーズを考慮した生活環境の在り方を検討する。 ④　専門性の向上等				

		ア　高齢知的障害者への効果的な支援を提供するため、職員研修会の機会を設け、のぞみの園職員の高齢知的障害者支援に関する専門性の向上を図る。 イ　ターミナルケアの担当職員に対し、公認心理師による心理的ケアを実施する。	ア　高齢知的障害者への効果的な支援を提供するため、職員研修会の機会を設け、のぞみの園職員の高齢知的障害者支援に関する専門性の向上を図る。 イ　ターミナルケアの担当職員に対し、公認心理師による心理的ケアを実施する。				
	（３）主に知的障害・発達障害を起因とする著しい行動障害や社会的不適応・問題行動等があり、地域生活を営むことが困難な者（以下「著しい行動障害を有する者等」という。）のほか、日常的に医療的ケアも必要になったために障害者支援施設等から退所せざるを得ない知的障害者等（以下「医療的ケアが必要になった者」という。）を引き続き有期限で受け入れ、モデル的支援として拡充を図ること。支援に当たっては、本人の特性を考慮した適切な支援プログラムを作成するなど、きめ細かな対応に努める	（３）主に知的障害・発達障害を起因とする著しい行動障害や社会的不適応・問題行動等があり、地域生活を営むことが困難な者（以下「著しい行動障害を有する者等」という。）のほか、日常的に医療的ケアも必要になったために障害者支援施設等から退所せざるを得ない知的障害者等（以下「医療的ケアが必要になった者」という。）を引き続き有期限で受け入れ、モデル的支援として拡充を図る。支援に当たっては、本人の特性を考慮した適切な支援プログラムを作成するなど、きめ細かな対応に努める。	（３）主に知的障害・発達障害を起因とする著しい行動障害や社会的不適応・問題行動等があり、地域生活を営むことが困難な者（以下「著しい行動障害を有する者等」という。）のほか、日常的に医療的ケアも必要になったために障害者支援施設等から退所せざるを得ない知的障害者等（以下「医療的ケアが必要になった者」という。）を引き続き有期限で受入れ、モデル的支援として拡充を図る。支援に当たっては、本人の特性を考慮した適切な支援プログラムを作成するなど、きめ細かな対応に努める。	・著しい行動障害を有する者等及び医療的ケアが必要になった者について、モデル的支援として拡充を図り、支援にあたっては、本人の特性を考慮した適切な支援プログラムを作成するなど、きめ細かな対応に努めているか。	（３）著しい行動障害を有する者等及び医療的ケアが必要になった者への支援 〇著しい行動障害を有する者等への支援 当法人では、有期限の入所による支援として、地域での支援が困難な著しい行動障害を有する障害者を受け入れている。具体的には、他者に対する暴力行為、器物破損行為、自傷行為、拒食、異食、奇声、弄便行為等の著しい行動障害がある利用者に加え、行動障害があり且つ多様な医療との連携が必要な利用者（自傷による網膜剥離の恐れや皮膚潰瘍等）を受け入れている。これらの利用者は、重度知的障害に加え、自閉症を併せ持つ人が多いため、当法人では障害特性を踏まえて機能的なアセスメントを行い、環境要因を調整する「標準的な支援」を行っている。 令和７年度の著しい行動障害を有する障害者の受入れについては、15 人（年度計画の目標：25 人）であった。目標に達しなかった要因としては、 ① 能登半島地震により被災した 10 人の利用者の地域移行が進まなかったこと ② 退所後に空室となった居室の環境調整や利用者の器物破損による原状復帰のための改修工事に時間を要したこと（他害行為の激しい利用者が複数いるため生活空間のエリア分けや生活動線の工夫などの検討や準備が必要であった。） ③ 弄便行為や排泄を中心に課題を持つ５人（定員 10 名）が同時に生活している期間があり、生活空間を衛生的に回復させる必要があったため、特殊清掃などを行ったこと ④ 虐待事案に対する緊急一時保護の要請に対応したこと があり、受入調整が遅れ、地域移行とのローテーションが崩れたことが主な要因である。なお、有期限入所までには至らなかったが、入所	著しい行動障害を有する者等の受入れ要請は年々増加している状況にある。令和７年度においても、他害、自傷、器物破損行為等により、他施設や事業所において受入れを拒否され、行き先のなくなった支援困難な重度知的障害者について受入れを行った。支援方法としては、障害特性を踏まえて行動の原因を探る機能的なアセスメントを行い、環境要因を調整する「標準的な支援」を行っている。 これにより、利用者一人ひとりの障害特性に応じた支援の充実を図ることができたと評価できると考える。 著しい行動障害を有する者等の入所支援での受入れ（計画：入所 25 人）については、令和７年度は 15 人であった。これは、能登半島地震により被災した 10 人の利用者の地域移行が進まなかったこと、退所後に空室となった居室の	

	こと。 また、現に地域の施設・事業所等で受入れているが、本人の特性等に合わない支援が継続することにより行動障害等が激しくなることが全国で課題となっている。 のぞみの園において適切なアセスメントに基づいた環境調整、医療と福祉の効果的な連携など、短期・集中的な支援を行い、併せて地域の施設・事業所等へ必要な支援を示すこと。 〈重要度：高、難易度：高〉 ・　著しい行動障害を有する者等は、重度の知的障害にＡＳＤ（自閉スペクトラム症）を合併している場合が多く、地域での受入れに当たり課題を抱えていることが多い場合があることから、地域での支援が進むようにモデル的支援の構築が必要である。モデル的支援を構築し普及することによって、障害の程度によらず、障害者が地域で日	また、のぞみの園において適切なアセスメントに基づいた環境調整、医療と福祉の効果的な連携など、短期・集中的な支援を行い、併せて地域の施設・事業所等へ必要な支援を示す。 〈具体的な取組〉 ①　モデル的支援の提供 著しい行動障害を有する者等に対し、個々の障害特性の把握に努めるとともに、日々の支援の過程で得られた新たな情報を積み重ね、地域での自立した生活を目指して本人の障害特性にあった適切な支援プログラムを作成し、それに基づいた支援を提供する。 また、行動障害等の状態にあわせた	また、のぞみの園において適切なアセスメントに基づいた環境調整、医療と福祉の効果的な連携など、短期・集中的な支援を行い、併せて地域の施設・事業所等へ必要な支援を示す。 〈具体的な取組〉 ①　モデル的支援の提供 著しい行動障害を有する者等に対し、個々の障害特性の把握に努めるとともに、日々の支援の過程で得られた新たな情報を積み重ね、地域での自立した生活を目指して本人の障害特性にあった適切な支援プログラムを作成し、それに基づいた支援を提供する。 また、行動障害等の状態にあわせた		前のアセスメントとして、15 人の他に３人を短期入所で受入れた。 のぞみの園では、受け入れた利用者に対し障害特性を踏まえた効果的な支援を行った結果、令和７年度中に 20 人の方が行動障害等の改善が見られ、グループホームや施設等に移行した。これは、障害特性から受入れに難色を示す事業所が多い中、関係機関と密に連携した結果、退所後の受入れ先を確保することができたものである。また、20 人のうち 19 人が受入れ後３年以内の移行となった。３年を超えた利用者１人については、行動障害の他に医療的ケア（てんかん、重積発作、喀痰吸引、重症貧血、過多月経）が必要であったことから、受入先の事業所が見つからず、９年８ヶ月を要した。 なお、移行時には、移行先の求めなど必要に応じて、現任研修や移行先訪問における環境調整や支援会議、移行日当日の現場での支援引継ぎなど丁寧な取り組みを行っている。また、移行後は、移行先の希望により、対象者（移行後１年以内の者）に対して、電話やオンライン、移行先に出向くなどにより、利用者の生活の様子や支援の変化の確認などのフォローアップを実施している。 （参考）受け入れた利用者の内訳 著しい行動障害を有する者　15 人 矯正施設を退所した知的障害者等　0 人 計　15 人 また、矯正施設を退所した利用者は、知的障害の他に発達障害や精神疾患を併せ持ち、家族関係、経済基盤が脆弱であることから、その生育歴、犯罪歴などに照らして、入念なアセスメントと手厚い支援体制の構築が必要となる。このため、支援にあたっては当法人のみならず、行政・福祉・医療などの様々な関係機関との連携・協力を得て、個人ごとの支援チームを作り、チームで支える仕組みを構築し、関係機関とともに取り組んでいる。 矯正施設を退所した知的障害者の受入れについては、令和７年度は１件の問い合わせがあった。矯正施設に入所中に該当者との面談を行い、アセスメントを行うことに加え、対象者から直接話しを聞くことで大まかなロードマップを描きながら、関係機関と連携し受け入れる予定であったが、本人から利用を見送りたい申し出があり、受入れには至らなかった。なお、令和５年度に受入れた利用者１名を関係機関と連携し、グループホームへの移行に繋げた。 令和６年１月１日に発生した能登半島地震により被災した石川県内の施設の利用者については、近隣施設では受け入れが難しい重度の知的障害者（行動障害）であったことから、厚生労働省の要請により、令和５年度に 10 人を受け入れた。また、令和６年度には、被災時に精神科病院へ入院していた１人についても追加で受け入れを行った。受入れにあたっては、他の有期限入所利用者と同様に職員が訪問面接を行い、関係者でオンライン等による会議を重ねて、令和６年８月５	環境調整や器物破損による原状復帰のための改修工事に時間を要したこと、弄便行為等による特殊清掃を行ったこと、虐待事案に対する緊急一時保護の要請への対応を行ったことにより受入調整が遅れ、地域移行とのローテーションが崩れたことが影響している。 また、有期限入所までには至らなかったが、入所前のアセスメントとして、入所支援 15 人の他に３人を短期入所で受入れた。令和７年度は、目標（入所 25 人）どおりの受け入れはできなかったが、能登半島地震で被災した利用者（10 人）を除くと、短期入所を含め 18 人を受入れている。 このことは、受入人数は目標を下回ったものの、その主な要因は能登半島地震による被災利用者への継続支援や虐待事案に対する緊急一時保護の要請への対応といった社会的要請への対応によるものであった。また、短期入所によるアセスメントを積極的に実施し、限られた受入環境の中でも支援困難事例の受入れに努めたことは評価できると考える。 行動障害を有する者の地域移行については、移行前の訪問における環境調整や現場での支援の引継ぎを丁寧に行うことにより、20 人を移行させることができた。また、移行先の施設職員 46 名を実務研修として受入れ、実際の支援	

	常生活又は社会生活を営むことができるように支援することは、重要度が高い目標である。 ・　これまでのぞみの園が行ってきた取組状況によると、著しい行動障害を有する者等の支援については、地域で受け入れる施設等がないケースや、受け入れてはいるものの支援方針が定まらず支援者が疲弊しているケースが多く、支援が困難となっている。また、社会的不適応・問題行動があり矯正施設等を経由して入所する者は、知的障害のみならず、発達障害、精神障害を併せ持つなど、複雑で多岐にわたる課題を抱えているため、きめ細かな支援が必要なケースが多く、その支援に当たっては、福祉サービスだけでなく、刑務所、保護観察所、保護司及び地域生活定着支援センター等の関係機関等との連携が必要となる。さらに、その対応については医療・福祉の両面から支援をすること	段階的な支援を提供するなど、短期・集中的な支援を構築する。 　さらに、医療的ケアが必要になった者を有期限で受け入れ、モデル的支援を提供するとともに、一時的なセーフティーネットとしての機能を発揮する。 ②　関係機関との連携 　入退所に際しては、関係機関（自治体、関係施設・事業所、相談支援等）で構成する個別支援会議を開催するなど、関係機関との連携を図る。 　特に、社会的不適応・問題行動があり、矯正施設等を経由して入所する者については、上記の関係機関のほか、法務関係機関との連携や、地域生活定着支援センター等との連携・協力を図る。 ③　医療と福祉の効果的な連携 ア　看護師、公認心理師等の医療職と連携して、的確なアセスメントに基づ	段階的な支援を提供するなど、短期・集中的な支援を構築する。 　さらに、医療的ケアが必要になった者を有期限で受け入れ、モデル的支援を提供するとともに、一時的なセーフティーネットとしての機能を発揮する。 ②　関係機関との連携 　入退所に際しては、関係機関（自治体、関係施設・事業所、相談支援等）で構成する個別支援会議を開催するなど、関係機関との連携を図る。 　特に、社会的不適応・問題行動があり、矯正施設等を経由して入所する者については、上記の関係機関のほか、法務関係機関との連携や、地域生活定着支援センター等との連携・協力を図る。 ③　医療と福祉の効果的な連携 ア　看護師、公認心理師等の医療職と連携して、的確なアセスメントに基づ		日に受入れを行った。受入れ後も関係者で利用者の状況等についての会議を開催するほか、利用者の様子を保護者に電話等で連絡するなど、利用者やそのご家族、関係者に安心いただけるように努めている。 　なお、令和６年１月１日に発生した能登半島地震において、被災した施設の利用者 11 名のうち、１名については、令和６年 10 月から病気療養中のところ誤嚥性肺炎のため、令和７年４月 25 日に逝去した。これについては災害関連死も考えられることから、ご遺族に情報提供を行った。その他の利用者 10 名については、各々の障害特性に応じたサービスを提供している。 　また、令和７年９月１日石川県知事記者会見において、被災施設の復旧工事について発言があった。発言では、他の施設で生活されている方々に１日も早くふるさとである能登の地に戻っていただくことを最優先に考え、復旧方針を検討してきたが、建物の被害状況や敷地の地盤調査の結果、現在地での復旧は極めて困難で、施設を移転して新たに建物を整備すると説明があった。また、令和７年 10 月９日には石川県の障害保健福祉課長らが来園し、現在の状況や施設設備にあたっては数年かかる見通しとの報告があった。このため、令和８年１月 26 日に当法人役員らが石川県庁を訪問し、のぞみの園に避難している利用者について現状を伝え、石川県内での利用者の早期の受入れや職員のスキルアップのための現任研修などを要請した。 　支援にあたっては、精神科だけではなく、利用者によっては内科、皮膚科、眼科、歯科等の医療機関とも連携し、支援を行っている。利用者は落ち着いた生活を送っているが、地域移行に向けては、現在も施設の再建には数年を必要とするとの石川県の見解から調整ができない状況が続いている。 　さらに、令和７年 10 月には、被災施設より計画相談の依頼があり、令和７年 12 月よりのぞみの園利用中に限り、計画相談を開始した。10 名の利用者については、今後、石川県での受入れ態勢が整い次第戻ることが決定していることから、以前担当していた相談支援事業所と連携を行いながら、計画相談業務を実施している。 　加えて、石川県の障害保健福祉課より、令和８年３月３日付けで、避難している利用者に対する今後の意向調査の依頼を受け、利用者 10 名に対して調査を実施した。意向調査にあたっては、障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（厚生労働省）に沿って対応した。 ○医療的ケアが必要となった知的障害者等への支援 　日常的に医療的ケアが必要になったために障害者支援施設等から退所せざるを得ない知的障害者等について有期限で受け入れ、医療と福祉の連携により、本人の特性を考慮した適切な支援プログラムを作成し、モデル的支援を提供している。 　事業開始３年目である令和７年度は、当法人ホームページなどを活	現場で支援方法や環境設定等を習得していただき、スムーズな地域移行に努めた。 　移行後は、移行先の求めなど必要に応じて、電話やオンラインで意見交換を行い、対象者の状態変化や環境設定等が必要な場合には移行先に出向いてのフォローアップを行った。 　このことは、移行前から移行後まで一貫した支援を実施するとともに、移行先職員への実務研修やフォローアップを通じて受入体制の強化を図った結果、20 人の地域移行を実現することができ、地域生活への円滑な移行と定着支援において、当法人の専門性を十分に発揮できたものと考えている。 　また、矯正施設を退所した知的障害者については、関係機関と連携し、前年度以前に受入れた利用者１名をグループホームへの移行に繋げた。 　矯正施設退所者という支援の困難性が高い事例について、関係機関との連携を継続し、地域生活への移行を実現することができた。 　なお、能登半島地震により被災した利用者 10 名については、施設の再建には数年を必要とするとの石川県の見解から地元に帰ることができない状況にあるが、被災により長期間にわたり地元への帰還が困難な状況にある利用者に対し、継続して生活の場を提	

	が必要であり、本人の特性を考慮した個別対応をはじめ、期間を設定して課題を整理・改善し、地域での生活を実現させることは多くの困難が想定される。このため、難易度が高い目標である。	いて個別支援計画を作成する。 特に、退所の時期を見据えた計画的な支援を提供するため、入退所の調整を担う医療ソーシャルワーカーを活用する。 イ　精神科医、公認心理師等と密接に連携し、服薬調整や、発達障害の行動特性や行動障害等が生じる背景を把握し、効果的な支援に取り組む。 ④　効果的な人材育成 有期限での受入を適切に行うため、外部からの定期的なコンサルテーションを受けるとともに、現任研修や人事交流を促進するなど、効果的な人材育成に取り組む。 （4）上記（1）から（3）までの重度知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を行うために関係機関との連携を図ること等により、全国の知的障害関係施設等で活用ができるサービス	いて個別支援計画を作成する。 特に、退所の時期を見据えた計画的な支援を提供するため、入退所の調整を担う医療ソーシャルワーカーを活用する。 イ　精神科医、公認心理師等と密接に連携し、服薬調整や、発達障害の行動特性や行動障害等が生じる背景を把握し、効果的な支援に取り組む。 ④　効果的な人材育成 有期限での受入を適切に行うため、外部からの定期的なコンサルテーションを受けるとともに、現任研修や人事交流を促進するなど、効果的な人材育成に取り組む。 上記（1）から（3）までの重度知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を行うために、関係機関との連携を図ること等により、全国の知的障害関係施設等で活用ができるサービス	・全国の知的障害者支援施設等で活用できるサービスモデル等を構築し、その普及に取り組んでいるか。	用し積極的に広報活動に努めたことで、２人から申し込みがあった。受入れに向けて訪問面接や会議を開催し、このうち１人（難治性てんかん：レノックス・ガストー症候群）については、令和７年５月に受入れた。もう１人については、医療的ケア（糖尿病：インスリン注射）が必要なうえ、行動障害があったため、受入れ寮（居住環境）や支援体制について検討を重ね、令和８年２月に受入れた（年度計画の目標：４人）。 令和７年度も前年度に引き続き、群馬県知的障害者福祉協会保健福祉部会、高崎市相談支援事業所連携会議、群馬県内の障害者支援施設や医療機関等を訪問して医療的ケアの受入れについて説明するなど、広報活動（チラシの配布）を積極的に行った。併せて、のぞみの園ホームページに医療的ケアの取組について掲載するとともに、厚生労働省障害保健福祉関係主管課長会議で情報提供を行い、８人から相談があった。このうち６人は、病院では治療が落ち着いたことなどにより転院を迫られ、長期入所を希望する相談や将来を見据えた相談などであり、有期限入所には繋がらなかった。 〇効果的な人材育成 有期限利用者の支援を適切に行うため、外部有識者２名によるコンサルテーションを定期的に受けた。また、実務研修として、７事業所に人事交流として職員を派遣し、支援の質の向上や人材育成に取り組んだ。その他、支援技術の向上を目指し、セミナー等へ事例発表のため職員を派遣した。 （1）　サービスモデル等の構築と普及 〇　利用者支援においてＩＣＴを活用している。具体時には、記録システムの検索機能を使って、必要な支援記録データを整理することによりエビデンスに基づいた個別支援計画作成や見直しを行っている。また、利用者の表情や行動の写真や動画を関係職員間で共有することにより、意思決定支援に役立てている。 〇　AI を活用し、長期記録データの効率的な保管と整理・活用方法を検討した。 〇　高齢知的障害者、著しい行動障害を有する者等、それぞれの支援	供するとともに、個々の障害特性に応じた支援を実施した。今後も利用者の安心・安全な生活の継続に努めていく必要がある。 医療的ケアが必要となった知的障害者等の受入れ（計画：４人）については、８人から相談があったが、長期入所等の希望を除いた２人の支援を行うこととなった。 以上のとおり、「自立支援のための取組」については、令和５年度から開始した医療的ケア受入事業など達成度の低い指標はあるものの、一方では、施設入所者のターミナルケアについて、意思決定支援を踏まえた検討を重ね、構築と実践に取り組んだところである（ＡＣＰ会議７件、実践事例１件）。また、ターミナルケアに関わる職員の喪失体験による悲しみ等に寄り添い、立ち直りを支援するための思い出語りや、グリーフケアなどのメンタルヘルス対策の仕組みの構築など、全国の知的障害者施設のターミナルケアモデルの先駆けとして全国発信を行うことを視野に検討・実践に取り組んだところである。さらに、著しい行動障害を有する者等への支援については、受け入れには至らなかったものの短期入所による支援の実施や、障害特性から受け入れに難色を示す事業所が多い中でも、退所者の受け入れ先を確保したこと、医療的	

	モデル等を構築（ＩＣＴ活用を含む。）し、その普及に取り組むこと。 （５）評価における指標 自立支援のための取組に関する評価について、以下の指標を設定する。 ①　移行前の施設入所利用者の地域移行の取組を引き続き推進し、地域移行者数を毎年度２人以上とする。（平成 30 年度～令和３年度実績平均値２人、令和３年度実績値１人） ②　地域生活体験として、グループホームでの宿泊体験や、社会的スキル向上の機会を得るための日中体験の実施日数を毎年度延べ 300 日以上とする。（平成 30 年度～令和３年度実績平均値 343 日） ③　保護者懇談会等での説明回数を各寮毎年度１回以上とする。（令和３年度実値１回） ④　著しい行動障	モデル等を構築（ＩＣＴ活用を含む。）し、その普及に取り組む。 （５）評価における指標 自立支援のための取組に関する評価について、以下の指標を設定する。 ⅰ　移行前の施設入所利用者の地域移行の取組を引き続き推進し、地域移行者数を毎年度２人以上とする。 ⅱ　地域生活体験として、グループホームでの宿泊体験や、社会的スキル向上の機会を得るための日中体験の実施日数を毎年度延べ 300 日以上とする。 ⅲ　保護者懇談会等での説明回数を各寮毎年度１回以上とする。 ⅳ　著しい行動障	モデル等を構築（ＩＣＴ活用を含む。）し、その普及に取り組む。 令和７年度 における評価指標 ⅰ　移行前の施設入所利用者の地域移行の取組を引き続き推進し、地域移行者数を２人以上とする。 ⅱ　地域生活体験として、グループホームでの宿泊体験や、社会的スキル向上の機会を得るための日中体験の実施日数を延べ300日以上とする。 ⅲ　保護者懇談会等での説明回数を各寮１回以上とする。 ⅳ　著しい行動障	・各数値目標について、所期の目標を達成しているか。	について、のぞみの園の実践事例等の効果的な取組をニュースレターで発信した。また、研修会やセミナーを開催しサービスモデル等の普及に取り組んだ。 ○　講師派遣依頼にも出来る限り対応した。具体的には、障害者支援施設等からの著しい行動障害等を有する者への支援について講師を合計 226 件派遣し、目標（講師派遣件数 140 件以上）を達成した。	ケアが必要になった者の受け入れに向けた積極的な広報活動を実施したことなど、重度の知的障害者の自立のための先導的な支援の提供に資する取組を実施したところである。 　このように、重要度・困難度の高い取組を実施するとともに効果的な情報発信に努めたことから、これらを加味してＡ評定とした。 ＜課題と対応＞ なし	

	害を有する者等について、第５期中期目標期間の施設入所利用者の受入れを毎年度 25 人以上とする。（平成 30 年度～令和３年度実績平均値 15 人） ⑤　著しい行動障害を有する者等について受け入れ、個別の評価に基づいた支援方法を構築し３年以内に地域移行した割合を 90％以上とする。（平成 30 年度～令和３年度実績平均値 88%） ⑥　医療的ケアが必要になった者について、第５期中期目標期間の施設入所利用者の受入れを 20 人まで拡充する。 ⑦　医療的ケアが必要になった者について受け入れ、退所後の地域での自立した生活に資する支援プログラムを作成、移行モデルを構築し、３年以内に地域移行した割合を 80％以上とする。	害を有する者等について、第５期中期目標期間の施設入所利用者の受入れを毎年度 25 人以上とする。 v　著しい行動障害を有する者等について受入れ、個別の評価に基づいた支援方法を構築し３年以内に地域移行した割合を 90％以上とする。 vi　医療的ケアが必要になった者について、第５期中期目標期間の施設入所利用者の受入れを 20 人まで拡充する。 vii　医療的ケアが必要になった者について受け入れ、退所後の地域での自立した生活に資する支援プログラムを作成、移行モデルを構築し、３年以内に地域移行した割合を 80％以上とする。	害を有する者等について、施設入所利用者の受入れを 25 人以上とする。 v　著しい行動障害を有する者等について受入れ、個別の評価に基づいた支援方法を構築し３年以内に地域移行した割合を 90％以上とする。 vi　医療的ケアが必要になった者について、施設入所利用者の受入れを４人とする。 vii　医療的ケアが必要になった者について受入れ、退所後の地域での自立した生活に資する支援プログラムを作成、移行モデルを構築し、３年以内に地域移行した割合を 80％以上とする。				

	〈指標の設定及び水準の考え方〉 ・　移行前の施設入所利用者の地域移行の推進に関する指標については、地域移行者数だけでなく、地域移行につながるプロセスに関する指標も重要である。このため、施設入所利用者の意思の酌み取りや課題の把握のために実施する地域生活体験の日数や、地域移行への理解を促すため実施する、保護者懇談会等での説明回数を指標として採用する。 ・　地域移行者数について、移行前の施設入所利用者の重度・高齢化等が進み、地域移行について課題が多いが引き続き取り組むこととし、第４期中期目標期間の実績平均値以上を指標とする。 ・　地域生活体験の実施日数については、移行前の施設入所利用者数の減少及び重度・高齢化により、対象者数が減少しているが、引き続き地域での生活を促進するため、近年の傾向を踏まえ	〈参考指標〉 ※（１）関連 地域移行者のフォローアップの達成率を 100%とする。	〈参考指標〉 ※（１）関連 地域移行者のフォローアップの達成率を 100%とする。		＜参考指標＞ ・地域移行のフォローアップの達成率を 100%とする。 （参考指標：フォローアップ対象者数 103 人、うち、フォローアップ者数 103 人）		

	た数値を指標とする。 ・　著しい行動障害を有する者等への支援に係るニーズを踏まえ、第４期中期目標期間の実績平均値以上の受入れ数を指標とする。 ・　著しい行動障害を有する者等のモデル的支援の実践を測る指標として、地域移行の割合を指標とする。 ・　医療的ケアが必要になった者への支援に係るニーズを踏まえた受入れ数を指標する。 ・　医療的ケアが必要になった者のモデル的支援の実践を測る指標として、地域移行の割合を指標とする。						

４．その他参考情報

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１―２	調査・研究【重点化項目】		
業務に関連する政策・施策	障害者の地域生活や就労を総合的に支援すること（Ⅷ－１－１）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第 11 条第 2 項
当該項目の重要度、困難度	〈重要度：高〉 ・のぞみの園のフィールドを活用した調査・研究の成果を全国の知的障害関係施設等に普及することは、障害者支援の質の底上げに資するため、重要度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ

② 主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	５年度	６年度	７年度	８年度	９年度
外部研究者等と協働した研究の割合（計画値）	毎年度 60%以上	－	60%以上	60%以上	60%以上		
外部研究者等と協働した研究の割合（実績値）	－	53%（第４期中期目標期間平均値）	70%	67%	78%		
達成度	－	－	117%	112%	130%		
海外の研究機関等との調査・研究実施数（計画値）	毎年度１テーマ	－	１テーマ	１テーマ	１テーマ		
海外の研究機関等との調査・研究実施数（実績値）	－	１件（第４期中期目標期間平均値）	１テーマ	１テーマ	１テーマ		
達成度	－	－	100%	100%	100%		
民間の研究助成等への応募数（計画値）	毎年度１件以上	－	１件以上	１件以上	１件以上		
民間の研究助成等への応募数（実績値）	－	１件（第４期中期目標期間平均値）	３件	３件	２件		
達成度	－	－	300%	300%	200%		
各種学会等への成果の発表回数（計画値）	毎年度 42 回以上	－	42 回以上	42 回以上	42 回以上		

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	５年度	６年度	７年度	８年度	９年度
予算額（千円）	96,581	110,767	145,226		
決算額（千円）	78,092	81,620	122,045		
経常費用（千円）	90,014	78,974	97,259		
経常利益（千円）	△706	2,056	11,349		
行政コスト（千円）	90,725	79,685	97,970		
従事人員数	12	13	13		

	各種学会等への成果の発表回数（実績値）	－	44回（第４期中期目標期間平均値）	58回	66回	107回										
	達成度	－	－	138%	157%	255%										
	のぞみの園が発信した調査・研究成果等の把握数（計画値）	毎年度４回	－	４回	４回	４回										
	のぞみの園が発信した調査・研究成果等の把握数（実績値）	－	（令和５年度から）	７回	12回	12回										
	達成度	－	－	175%	300%	300%										
	調査研究成果データの被ダウンロード数（計画値）	毎年度5,300件以上	－	5,300件以上	5,300件以上	5,300件以上										
	調査研究成果データの被ダウンロード数（実績値）	－	13,767件（令和４年４月～５年３月月平均1,377件）	46,744件	64,274件	66,362件										
	達成度	－	－	882%	1,213%	1252%										
	論文の被引用件数（計画値）	毎年度８件以上	－	８件以上	８件以上	８件以上										
	論文の被引用件数（実績値）	－	10件（令和４年４月～５年３月）	11件	８件	９件										
	達成度	－	－	138%	100%	113%										
	HP アクセス件数（計画値）	毎年度31,000件以上		31,000件以上	31,000件以上	31,000件以上										
	HP アクセス件数（実績値）	－	30,680件（第４期中期目標期間平均値）	34,213件	52,203件	55,007件										
		－	－	110%	168%	177%										

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	2 調査・研究 （1）調査・研究のテーマの設定 知的・発達障害に関する国の政策課題等について、障害福祉施策推進のための基礎的なデータの収集・分析のほか、のぞみの園のフィールドを活用した支援の実践成果の情報収集と分析	2 調査・研究 （1）調査・研究のテーマの設定 知的・発達障害に関する国の政策課題等について、障害福祉施策推進のための基礎的なデータの収集・分析、のぞみの園のフィールドを活用した支援の実践成果の情報収集と分析及び	2 調査・研究 （1）調査・研究のテーマの設定 知的・発達障害に関する国の政策課題等について、障害福祉施策推進のための基礎的なデータの収集・分析、のぞみの園のフィールドを活用した支援の実践成果の情報収集と分析及び	＜主な定量的指標＞ ・外部研究者等と協働した研究割合 ・海外の研究機関等との調査・研究実施数 ・民間の研究助成等への応募数 ・各種学会等への成果の発表回数 ・のぞみの園が発信した調査・研究成果等の把握数 ・調査研究成果データの被ダウンロード数 ・論文の被引用件数 ・ホームページに掲載した研究成果のアクセス件数 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・テーマの設定にあたっては、障害福祉施策の動向や社会的ニーズを踏まえ、障害福祉施策の推進に資するものであって、かつ、その成果が全国の知的・発達障害関係施設等で活用（ICT 活用を含	＜主要な業務実績＞ （1）調査・研究のテーマの設定 ○　令和７年度は９テーマの調査・研究を行った。 国の政策課題に沿って、①厚生労働科学研究の採択を受けた「強度行動障害者支援のための、広域的支援人材のネットワーク構築と広域的人材を活用した地域支援体制整備推進のための研究」、②「障害者福祉施設等における身体拘束廃止・防止の取組推進に向けた調査」、③「障害者施設や共同生活援助事業所における高齢障害者への看取りマニュアルの実装に向けた研究」に取り組んだ。このうち、①では、令和７年 10 月に“行動障害の状態にある人の支援者ネットワーク”を発足し、会員向けに広報誌「Standard　Support」の発信と集合研修「情報アップデートデー」（10 月１日、仙台市）を実施した。①と②の研究では、遠距離であっても関係者間をつなぐ ICT、利	＜評定と根拠＞ 評定：S 知的・発達障害の生活の充実や国内外の障害福祉施策の動向、社会的ニーズを踏まえるものに焦点を当てた調査・研究に取り組んだ。 具体的には、国の施策課題に沿った、「強度行動障害者支援のための、広域的支援人材のネットワーク構築と広域的人材を活用した地域支援体制整備推進のための研究」、「障害者福祉施設等における身体拘束廃止・防止の取り組み推進に向けて調査」、「障害者施設や共同生活援助事業所における高齢障害者への看取りマニュアルの実装に向けた研究」など、９テーマの研究に取り組んだ。 これらの研究成果は今後の制度運用や実践現場における支援の質の向上に資するものとなっており、障害福祉分野における専門機関としての役割を果たすことができた。 また、海外の研究機関、団体等と協働した国際的な動向に関する調査・研究については、「インドネシアにおける福祉サービス等支援者の育成に関する研究」をインドネシアの LSPR 大学と協働で実施した。 このことは、海外の研究機関との連携により、福祉サービス人材育成に関する国際的	【評定】Ｓ ＜評定に至った理由＞ （１）調査・研究のテーマ設定 令和７年度は、国の政策課題に沿った、行動障害の状態にある者の支援や身体拘束廃止・防止に向けた取組などの９テーマの調査・研究が行われた。 （２）調査・研究の実施体制の充実 調査・研究の充実を図るため、外部研究者等と協働した研究を９テーマ中７テーマ（実績 78%）行っており、目標（60%以上）を上回っている（達成度 130%）。 また、海外の研究機関等と協働した研究を実施し、目標の１テーマを達成している（達成度 100%）。 さらに、民間の助成研究等を活用し、多様な調査・研究の機会を得て、調査研究の実施体制の充実を図るため、研究助成等の応募件数については２件応募し、目標（１件以上）を上回っている（達成度 200%）。 （３）調査・研究成果の積極的な普及・活用 調査・研究の成果については、ホームページやニュースレターに、のぞみの園のフィールドを活用した取組実践や調査研究成果の発信のほか、各種学会等への成果の発表を年 107 回実施し、目標（42 回以上）を大きく上回っている（達成度 255%）。 また、調査研究の成果データの被ダウンロード数については、研究者ごとに過去の成果も含めた研究成果を検索しやすい工夫として、リサーチアップとのリンクを整備したことにより、66,362 件のダウンロード（目標 5,300

	及び知的・発達障害関係施設従事者等の資質向上のためのガイドラインの作成や効果的な実務研修プログラムの開発等、のぞみの園でなければ実施できないものに特化して、具体的なテーマ等を設定して調査・研究を行うこと。 なお、テーマ等の設定に当たっては、国内外の障害福祉施策の制度や研究の動向、社会的ニーズを踏まえ、障害福祉施策の推進に資するものであって、かつ、その成果が全国の知的・発達障害関係施設等で活用（ＩＣＴ活用を含む。）されるなど支援の実践につながるものとすること。	知的・発達障害者支援施設従事者等の資質向上のためのガイドラインの作成や効果的な実務研修プログラムの開発等、のぞみの園でなければ実施できないものに特化して、具体的なテーマ等を設定して調査・研究を行う。 なお、テーマ等の設定に当たっては、国内外の障害福祉施策の制度や研究の動向、全国の知的・発達障害関係者にホームページ上やセミナー等の機会に調査研究に関するアンケートを実施するなどにより社会的ニーズを踏まえ設定する。 調査研究の成果は、全国の知的・発達障害者支援施設等における人材育成や地域展開の強化などに活用（ＩＣＴ活用を含む。）されるなど支援の実践につながるものとする。	知的・発達障害者支援施設従事者等の資質向上のためのガイドラインの作成や効果的な実務研修プログラムの開発等、のぞみの園でなければ実施できないものに特化して、具体的なテーマ等を設定して調査・研究を行う。 なお、テーマ等の設定に当たっては、国内外の障害福祉施策の制度や研究の動向、全国の知的・発達障害関係者にホームページ上やセミナー等の機会に調査研究に関するアンケートを実施するなどにより社会的ニーズを踏まえ設定する。 調査研究の成果は、全国の知的・発達障害者支援施設等における人材育成や地域展開の強化などに活用（ＩＣＴ活用を含む。）されるなど支援の実践につながるものとする。	む）されるなど支援の実践につながるものとなるよう努めているか。	用者の過去の膨大な情報を簡潔に整理するためにAIを活用した。 また、全国の支援現場から提案のなされたテーマである④「弄便に関する文献調査」、のぞみの園のフィールドを活用して⑤「認知症（疑いを含む）を発症した知的・発達障害者に見られる行動・心理症状への支援に関わる研究」に取り組んだ。 さらに、海外の研究機関と連携した⑥「インドネシアにおける福祉サービス等支援者の育成に関する研究」、地域の関係者と協働した⑦「地域で生活する発達障害（疑い含む）児者が地域生活の中で必要とする配慮に関する研究」、⑧「災害時に特別支援学校が福祉避難所として機能するための効果的な研修スキームの構築」、⑨「群馬県教育委員会との強度行動障害支援における共同研究」に取り組んだ。 ○　特に、調査研究においては、以下の内容について重点的に取り組むとともに、これらが日本の各地域における支援や海外での支援などに積極的に活用されるように努めたところである。 ・　国が方針を示している、行動障害の状態にある人を受け入れチームで支援を行うための人材養成や、身体拘束廃止・防止に向けた事業所の体制整備などの取組について、全国の自治体や事業所が迅速に着手しやすくなるよう、①「強度行動障害者支援のための、広域的支援人材のネットワーク構築と広域的人材を活用した地域支援体制整備推進のための研究」や②「障害者福祉施設等における身体拘束廃止・防止の取り組み推進に向けて調査」の調査研究を実施するとともに、この研究成果の情報発信を行った。 ①に関する研究を実施した背景としては、全国各地で、状態が悪化した行動障害の状態にある人を受け入れる事業所が身近な地域で見つからない場合や、受け入れられても身体拘束等の不適切な対応（虐待）を受けている実態があり、受け入れる事業所や支援者の量と質の改善は喫緊の課題となっている。こうした課題を迅速に解消するために、のぞみの園では厚生労働省からの要請を受けて、全国の支援現場や自治体の取り組みに反映される内容を調査研究で取りまとめ、情報発信・普及につなげている。 具体的には、令和７年度においては、各都道府県で中核的人材養成研修を実施するための体制整備のポイントを整理するとともに、支援者の全国ネットワークを構築し、支援者が常に最新の情報に触れることや支援者同士の支え合いができるようにした。これにより、都道府県における中核的人材養成研修の実施は、令和７年度に１か所の実施、令和８年度以降に実施予定23か所となった。また、行動障害の状態にある人の支援者ネットワーク会員数は479（内訳:個人会員226、団体会員140、賛助会員113）となった。 ②に関する令和７年度の研究では、「身体拘束廃止・防止の手引き」と動画教材を作成した。これまでの研究における調査におい	な知見の収集及び比較研究を推進することができ、国際的な視点から障害福祉施策や支援実践を検証する機会となり、今後の調査研究活動の発展にもつながる成果を得ることができた。 さらに、調査・研究の成果の積極的な普及にも努めた。ホームページやニュースレター等だけでなく、令和７年度に行動障害の状態にある人の支援者ネットワークを発足させ、その会員向けに発行を開始した広報紙「Standard Support」を活用し、調査研究成果を発信したほか、各種学会等において成果の発表を行った。各種学会での発表は107回行っており、目標（42回）や前年度実績（66回）を大きく上回る結果となった。 これにより、障害福祉分野における知見の共有と支援の質の向上に大きく貢献し、全国の知的・発達障害関係施設等における支援の実践につながるものと評価している。 特に、調査研究においては、国が方針を示している、行動障害の状態にある人を受け入れチームで支援を行うための人材養成や、身体拘束廃止・防止に向けた事業所の体制整備などの取組について、全国の自治体や事業所が迅速に着手しやすくなるよう、令和７年度は「身体拘束廃止防止の手引き」など、研究成果物の作成と情報発信を行った。	件以上）が確認された（達成度1,252%）。 さらに、ホームページに掲載した研究成果のアクセス件数は、新たに、強度行動障害の中核的人材養成研修の資料掲載や国際的な調査研究の取組を掲載したことで55,007件となり、目標（31,000件以上）を大きく上回っている（達成度177%）。 特に、研究成果の被ダウンロード数66,362件（達成度1,252%）、学会等での成果発表107回（達成度255%）、ホームページアクセス数55,007件（達成度177%）など、研究成果の普及・活用において顕著な成果を上げている。 調査研究は、重要度が高い項目であるが、上記（１）～（３）にあるとおり、８つの指標の全てが達成度100%以上となっている。このうち、達成度120%以上となった指標は前年度の５指標を上回る６指標に及んでおり、高く評価できる。 また、調査・研究にあたっては、国の政策課題に直結するテーマ設定のもと、研究成果が自治体や事業所における支援実践に活用される形で取りまとめられていることに加え、国際的な協力や教育分野の体制整備にも貢献しており、研究の質及び政策的波及効果の両面において高く評価できる。 このように、評価指標の達成状況や業務実績、重要度が高い項目であることを総合的に勘案したことに加え、量的・質的の両面で極めて高い成果を上げ、目標策定時に想定した以上の政策実現に寄与していることから、中期計画における所期の目標を大きく上回る成果が得られたと認められ、「Ｓ」評定とする。

					て、全国の障害福祉サービス事業所約９万か所に、身体拘束廃止・防止に関するアンケートを送付し、約 2.2 万か所から回答を得た。このうち、身体拘束廃止・軽減に取り組んだ経験がある事業所は約 0.2 万か所であり、こうした事業所の取組事例を参考に手引きをまとめ、全国の支援現場に発信した。これらの成果物は、身体拘束適正化に関する体制整備に取り組めていない事業所（全国の事業所の２割程度）の状況改善に繋がると見込まれる。 ・　日本の障害福祉分野においては、知的・発達障害者の高齢期の支援について、国内外の先行事例や研究が児童期や成人期に比べて相対的に少なく、支援現場での取り組みも消極的である。また、海外においては、高齢期前の成人期の障害福祉サービスの構築も十分でない地域があり、日本の知的・発達障害者支援に関心が寄せられていることから、のぞみの園が率先して、国内の支援者や海外の研究者とも連携し、先進的な取組の把握に着手することにした。 例えば、障害福祉分野の支援現場では、知的・発達障害者の高齢期の支援について、介護保険サービスや医療機関との連携の必要性は年々高まっており、のぞみの園では全国に先駆けて、支援現場での実践を通して認知症ケア、身体機能低下予防などの研究テーマに取り組み、情報発信を行ってきた。特に近年では、利用者の看取り期の支援に取り組んでいる。これまでの研究において、医療機関ではなく、障害者支援施設や共同生活援助で亡くなりたいという利用者からの希望があれば、原則的に受け入れることができる施設は全国で 22.2%存在しているが、実際には、看取りに関する方針を定めていない(33.9%)、看取りを行う職場内の理解・経験がない（30.4%）という状況である。この結果から、管理者や支援現場の職員は、看取りの支援に不安を抱えている現状が見られるため、これらの状況を踏まえ、令和６年度には、「障害者支援施設・共同生活援助等での本人が望んだ場合の看取り実施導入マニュアル」を作成し、令和７年度には、③「障害者施設や共同生活援助事業所における高齢障害者への看取りマニュアルの実装に向けた研究」を行い、「障害者支援施設・共同生活援助等での本人が望んだ場合の看取り実施導入マニュアル」を作成したところである。 また、日本における外国人労働者のうち、医療・福祉従事者の６割近くを占めている ASEAN（特にインドネシア、フィリピン、ベトナム）において、自国における学齢期以降の障害福祉サービスの構築が課題となっており、日本の知的・発達障害の取組に強い関心を寄せている。のぞみの園では、令和３年から令和６年にかけて ERIA（東アジア・ASEAN 経済研究センター）から委託を受け、「東南アジアにおける発達障害者に対する保健医療政策の実態把握と改善に関する研究」に取り組んでおり、日本 ASEAN 友好協力	これにより、研究成果を現場で活用可能なツールとして提供することで、障害福祉サービスの質の向上や支援体制整備を推進することができた。 また、知的・発達障害者の高齢期の支援について、国内外の先行事例や研究が児童期や成人期に比べて相対的に少なく、支援現場での取り組みも消極的であることから、令和７年度は、高齢期の支援として、看取り実施導入マニュアルを作成したところである。海外においては、高齢期前の成人期の障害福祉サービスの構築も十分でない地域があり、日本の知的・発達障害者支援に関心が寄せられていることから、令和７年度は、行動障害に関する日本の研修テキストの翻訳を開始した。このように、のぞみの園が率先して、国内の支援者や海外の研究者とも連携して調査研究を進め、日本における福祉分野の情報発信に貢献してきたところである。 このことは、国内外の関係機関との連携を通じて、障害福祉分野におけるのぞみの園の専門性や先駆的な取組を広く発信することができた。 さらに、行動障害の状態になることを予防するためには、児童期から教育と福祉の連携が重要であることから、令和７年度は、教育機関と共通に用いることができる研修	＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ・特になし ＜その他事項＞ ・特になし

					50 周年特別首脳会議（令和５年２月 16～18 日、岸田文雄内閣総理大臣が共同議長）の成果文書では、「（略）ERIA の研究に基づく発達障害者のための多分野にわたる活動を通じたものを含め、社会的保護及び社会保険等の分野における協力を強化する」と記載された。これらを踏まえ、令和７年度においては、インドネシアの LSPR 大学（London School of Public Relations, Jakarta）と協働して、⑥「インドネシアにおける福祉サービス等支援者の育成に関する研究」を行うほか、インドネシアの教育・福祉分野で活用できる知的・発達障害者支援のテキストとして、のぞみの園が開発し実施した「強度行動障害支援者養成研修（基礎コース）」について、英語及びインドネシア語での翻訳作業を行った。また、ASEAN の知的・発達障害者支援に関わる立法・行政関係者、当事者（家族）、支援者と連携し、ASEAN 各国の知的・発達障害の現状に関するブックレットを準備（令和８年度中にベトナム）している。このように国際的な活動に継続的に参画し、日本における知見の発信や、人材育成への協力等に貢献している。 ・　行動障害の状態になることを予防するためには、児童期から教育と福祉の連携が重要になる。このため、のぞみの園では、様々な機会において、教育と福祉の連携を提言してきた。たとえば、令和２年度に文部科学省が行った「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」に委員として参加し、この報告書に“強度行動障害のある児童生徒に対して適切に対応することができるよう、教育と福祉が連携して（略）強度行動障害支援者養成研修等の専門的な研修を、特別支援学校の教師等が障害福祉サービス事業所職員とともに受講する機会を設けたりすることが期待されること”が記載された。また、令和４年度に厚生労働省が行った「強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会」にも委員として参加し、報告書に“児童期から障害特性に応じた共通の理解に基づき、アセスメントや環境の調整を連携して行い、行動が重篤化する前に対応することが重要であることから、特別支援学校と障害児支援や障害福祉サービスの事業所が連携していく必要があること”が記載された。 　こうした流れを受けて、文部科学省において、令和６年度には、「強度行動障害を有する児童生徒への支援の充実について（周知）」（事務連絡）が発出され、この中で、都道府県教育委員会等に対し、強度行動障害を有する児童生徒に対し、教育と福祉の連携による必要な支援が適切に行われるよう、必要な対応を講じていただくことが依頼され、また、令和７年度には、「強度行動障害の児童生徒等に関する実態把握アンケート調査結果」が公表されている。このような経緯を踏まえ、のぞみの園では、令和７年度には、障害福祉分野の職員向けに作成した「強度行動障害支援者養成研修」が教育分野の研修受講者でも理解されやすくなるよう、テキストの検討、学校間連携などを効果的に行う方法等に関する共同研究を進め、のぞみの園が福祉分野で蓄積してきた知見を教育分野の人材育成や体制整備の推進に役立てているところである。 　このことは、これまで福祉分野で蓄積してきた専門的知見を教育現場に提供し、人材育成や支援体制の充実に寄与するとともに、教育と福祉の連携による切れ目のない支援体制の構築に貢献した。 　評価にあたっては、量的な観点としては、８つの指標のうち、実績が目標の 120%以上となったのは、６つの指標においてであり、前年度の５つを越えたという点を考慮した。 　また、質的な観点としては、調査研究を行うにあたっては、①国が方向性を示している、行動障害の状態にある者の支援や身体拘束廃止・防止に向けた取組について、全国の自治体や事業所で実際の取り組みが円滑に進むように、現場のニーズに沿った情報収集・分析・研究成果のまとめ・発信を行ったこと、②先行例の少ない高齢期の支援や国際的な協力に取り組んだことと、③福祉分野の範囲を越えて教育分野においても、のぞみの園の取組で得られた知見を活用できるようにするとともに、教育分野の体制整備に協力したこと、について考慮した。	

					るよう、国立特別支援教育総合研究所とともに研修テキストの用語の変更・修正・補足等の対応について検討し、実際に反映した。また、のぞみの園の所在地である群馬県の教育委員会、特別支援学校校長会と連携して、令和４年度から行動障害の状態にある児童生徒の事例検討を定期的に行う取組を始め、令和５年度からは、５年間の共同研究事業として、⑨「群馬県教育委員会との強度行動障害支援における共同研究」を行っている。研究期間３年目の令和７年度は、障害福祉分野で行っている中核的人材養成や全国の支援者ネットワークの構築をモデルとして、学校内において中核となる教師の育成、共同研究に参加している学校間のICTを使った情報交換ネットワーク化に協力した。このように、令和７年度には、教育機関と共通に用いることができる研修テキストの検討、学校間連携など効果的に行う方法等に関する共同研究を進め、のぞみの園が福祉分野で蓄積してきた知見を教育分野の人材育成や体制整備の推進に役立てているところである。	このように、量的だけでなく質的にも困難度が高い取組内容を実施しており、さらに、当法人の自主的な取組による創意工夫により、目標策定時に想定した以上の政策実現に寄与しているものと考える。このため、自己評価をＳ評定とした。 ＜課題と対応＞ なし	
	（２）調査・研究の実施体制の充実 調査・研究を適切な分析手法等で行うため、国内外の研究機関、研究者及び事業所と広く連携・協力を行うこと。 また、調査・研究チームの外から客観的に、情報収集や分析方法について評価や審査を受けることによって、調査・研究の公正性を確保すること。 さらに、民間の助成研究等を積極的に活用するなど、多様な調査・研究の機会を得ることにより、調査研究の実施体制の充実を図ること。	（２）調査・研究の実施体制の充実 調査・研究を適切な分析手法等で行うため、国内外の研究機関、研究者及び事業所と広く連携・協力を行う。 また、調査・研究チームの外から客観的に、情報収集や分析方法について評価や審査を受けることによって、調査・研究の公正性を確保する。 さらに、民間の助成研究等を積極的に活用するなど、多様な調査・研究の機会を得ることにより、調査研究の実施体制の充実を図る。 〈具体的な取組〉 ア　方針・内容の協	（２）調査・研究の実施体制の充実 調査・研究を適切な分析手法等で行うため、国内外の研究機関、研究者及び事業所と広く連携・協力を行う。 また、調査・研究チームの外から客観的に、情報収集や分析方法について評価や審査を受けることによって、調査・研究の公正性を確保する。 さらに、民間の助成研究等を積極的に活用するなど、多様な調査・研究の機会を得ることにより、調査研究の実施体制の充実を図る。 〈具体的な取組〉 ア　方針・内容の協	・調査・研究の実施にあたって、国内外の研究機関、研究者等と連携・協力して行っているか。 また客観的に評価や審査を受けることによる公正性を確保しているか。 さらに、民間助成の活用などによる調査研究実施体制の充実を図っているか。	（２）調査・研究の実施体制の充実 ○　外部研究者等と協働した研究テーマの割合は、前出研究本数９テーマのうち、①、②、③、⑥、⑦、⑧、⑨の７テーマにおいて協働し、78％であった（目標：60％以上）。 特に、海外の研究機関と連携した⑥「インドネシアにおける福祉サービス等支援者の育成に関する研究」、地域の関係者と協働した⑦「地域で生活する発達障害（疑い含む）児者が地域生活の中で必要とする配慮に関する研究」、⑧「災害時に特別支援学校が福祉避難所として機能するための効果的な研修スキームの構築」や⑨「群馬県教育委員会との強度行動障害支援における共同研究」の教育分野と関わる調査研究などのテーマについては、より高度な知見を求めて外部の研究者に協力を求め、連携・協働しながら調査研究を実施したことが要因としてあげられる。 ○　海外の研究機関、団体等と協働した国際的な動向に関する調査・研究については、⑥の「インドネシアにおける福祉サービス等支援者の育成に関する研究」をインドネシアの LSPR 大学と協働で実施し、実績は目標通り１件であった。 ○　民間の助成研究への応募については、２件（⑦は大同生命助成金、⑧はユニベール財団助金に応募）であった。過去２年間の応募数が３件であったことに比べると応募数は減少してはいるが、過去２年間は採択実績がなかったことに比べ、令和７年度は２件が採択されている。民間の助成研究への応募件数が目標値を上回った要因としては、当方が採択されている厚生労働科学研究等では吸収できないテーマについて全国の支援現場から提案が寄せられており、そ		

		議 各年度において行う調査・研究の基本的な方針や具体的な内容について、外部の有識者等から構成する「国立のぞみの園研究会議」において協議を行い、結果についても助言を受ける。 イ　業務の計画的・効率的な実施 調査・研究業務について、計画的かつ効率的に進めるため、「国立のぞみの園研究会議」の下に「国立のぞみの園調査研究調整会議」を設置し、具体的な実施体制の検討や関係各部所との連携・調整、進捗状況の把握並びに調査・研究の成果の活用方法等について協議を行う。 実施に当たっては、公的な研究資金以外の民間の研究助成団体等への応募を検討し、調査研究の機会確保に努める。 ウ　調査・研究の健全性・公平性の確保 調査・研究の実施に当たり、研究活動の国際化やオープン化に伴う新たなリ	議 各年度において行う調査・研究の基本的な方針や具体的な内容について、外部の有識者等から構成する「国立のぞみの園研究会議」において協議を行い、結果についても助言を受ける。 イ　業務の計画的・効率的な実施 調査・研究業務について、計画的かつ効率的に進めるため、「国立のぞみの園研究会議」の下に「国立のぞみの園調査研究調整会議」を設置し、具体的な実施体制の検討や関係各部所との連携・調整、進捗状況の把握並びに調査・研究の成果の活用方法等について協議を行う。 実施にあたっては、公的な研究資金以外の民間の研究助成団体等への応募を検討し、調査研究の機会確保に努める。 ウ　調査・研究の健全性・公平性の確保 調査・研究の実施に当たり、研究活動の国際化やオープン化に伴う新たな		の期待に応えるためのテーマ設定を行ったためである。また、この結果は、民間の助成研究等の情報を積極的に収集した成果であり、目標１件を上回るものである。 ○　研究内容の充実や公正性を確保するために、外部有識者から客観的に評価や審査を受ける「研究会議」を設けており、調査・研究の開始時と報告書作成時の２回（令和７年８月４日、令和８年３月18 日）開催した。外部有識者からは、「いずれの研究も実装に焦点が置かれて取り組まれてきた研究。困難もあったかと思うが優れた研究」等のコメントがあった。 ○　また、法人内の関連部署への協力依頼や成果の報告を定期的に行う「調整会議」を設けており、４回（７月 22 日、11 月６日、１月 22 日、３月５日）開催した。さらに倫理審査委員会を３回（８月５日、９月 12 日、11 月 10 日）、利益相反委員会を１回（７月７日）開催した。		

		スクを認識した上で、研究活動の透明性や説明責任を果たすとともに、手続きや発表方法等に関する倫理面からの妥当性について、外部の有識者からの評価や助言を受けるため「国立のぞみの園調査研究倫理審査委員会・利益相反委員会」を開催して、調査・研究の健全性・公平性を確保する。	リスクを認識した上で、研究活動の透明性や説明責任を果たすとともに、手続きや発表方法等に関する倫理面からの妥当性について、外部の有識者からの評価や助言を受けるため「国立のぞみの園調査研究倫理審査委員会・利益相反委員会」を開催して、調査・研究の健全性・公平性を確保する。				
	（３）調査・研究の成果の積極的な普及・活用 のぞみの園のホームページにニュースレターや研究紀要などを公開するほか、積極的に各種学会での発表や講演、研修などの機会やＳＮＳなどを活用して、蓄積した研究成果をわかりやすく情報発信することにより、全国の自治体関係者や研究者、支援者等における普及・活用を図ること。 また、調査・研究の成果が、国内外の研究者に活用されやすいものとするため、研究データの	（３）調査・研究の成果の積極的な普及・活用 のぞみ園のホームページにニュースレターや研究紀要などを公開するほか、積極的に各種学会での発表や講演、研修などの機会に蓄積した研究成果をわかりやすく情報発信することにより、全国の自治体関係者や研究者、支援者等における普及・活用を図る。 また、調査・研究の成果が、国内外の研究者に活用されやすいものとするため、研究データの適切な保管やデジタルデータの提供	（３）調査・研究の成果の積極的な普及・活用 のぞみ園のホームページにニュースレターや研究紀要などを公開するほか、積極的に各種学会での発表や講演、研修などの機会に蓄積した研究成果をわかりやすく情報発信することにより、全国の自治体関係者や研究者、支援者等における普及・活用を図る。 また、調査・研究の成果が、国内外の研究者に活用されやすいものとするため、研究データの適切な保管やデジタルデータの提供	・ホームページにニュースレターや研究紀要などを公開するほか、各種学会での発表や講演、研修などの機会やＳＮＳなどを活用して、研究成果の情報発信を行い、全国の自治体関係者や研究者等に対する普及や活用が図られているか。 また、調査・研究の成果が、国内外の研究者に活用されやすくなるよう、研究データの保管やデジタルデータの提供体制を	（３）調査・研究の成果の積極的な普及・活用 ○　全国の関係者向け情報発信の媒体としては、令和６年度の研究成果をまとめた研究紀要第 18 号、平成 16 年から継続しているニュースレター84 号から 87 号、令和７年度９月から行動障害の状態にある人の支援者ネットワーク会員向けに発行を開始した広報紙「Standard　Support」１号から７号がある。これらの媒体を活用して積極的に周知を図ることにより、調査・研究の成果が全国の支援者等に普及・活用されるよう努めた。なお、各媒体で取り上げたテーマは以下の通りである。 （研究紀要） ・行動障害の状態にある人への地域支援体制整備に関する研究 ―地域支援体制整備状況のデータベース化を目指して― ・弄便が見られる人の特徴と支援について　―国内外論文の先行研究レビューを通してー ・障害者支援施設及び共同生活援助事業所における高齢障害者の看取りに関連する要因の検討 ・障害者本人の意思を推定する方法に関する研究　―ICF　情報関連表の活用を通して― ・障害者支援施設や共同生活援助事業所、居宅支援における高齢障害者の看取り・終末期の支援を行うためのマニュアル作りに関する考察 ・国立コロニーのぞみの園の退所者　―地域移行の取り組み以前（1971-2002 年度）に関する文献調査―		

	適切な保管やデジタルデータの提供体制を構築すること。なお、成果の利活用状況を自己点検するための体制を整備すること。 〈重要度：高〉 ・　のぞみの園のフィールドを活用した調査・研究の成果を全国の知的・発達障害関係施設等に普及することは、障害者支援の質の底上げに資するため、重要度が高い目標である	体制を構築する。なお、成果の利活用状況を自己点検するための体制を整備する。 〈具体的な取組〉 ア　ニュースレター及び研究紀要の発行 　調査・研究の成果について、概要を分かりやすくまとめたものをニュースレターに掲載、また、研究紀要として定期的に刊行・配布する。 イ　有償刊行物の発行 　全国の知的・発達障害者支援施設等の従事者を対象とした研修会等で利用できるよう、支援方法などをわかりやすくまとめた有償刊行物を発行する。 ウ　学会や障害福祉関係団体主催研修会への成果の報告 　調査・研究の成果を学会誌や関係団体等の機関誌へ掲載するとともに、関	体制を構築する。なお、成果の利活用状況を自己点検するための体制を整備する。 〈具体的な取組〉 ア　ニュースレター及び研究紀要の発行 　調査・研究の成果について、概要を分かりやすくまとめたものをニュースレターに掲載、また、研究紀要として定期的に刊行・配布する。 イ　有償刊行物の発行 　全国の知的・発達障害者支援施設等の従事者を対象とした研修会等で利用できるよう、支援方法などをわかりやすくまとめた有償刊行物を発行する。 ウ　学会や障害福祉関係団体主催研修会への成果の報告 　調査・研究の成果を学会誌や関係団体等の機関誌へ掲載するとともに、関	構築しているか。	・対ベトナム総括所見にみる障害者政策・実践の現状と課題 ・教職員の防災意識向上へのアプローチに関する一考察、知的障がいの特別支援学校における教職員防災アンケートの分析より 　これらの研究成果は、デジタルデータとして研究者リサーチマップに登録・公表するとともに、被活用状況の把握等を定期的に行っている。 （ニュースレターの特集テーマ） ４月「「食」、どうしてますか？手厚い支援を必要とする人の食事」 ７月「身体拘束をなくすために」 10 月「「本人の理解」をどう考える？」 １月「「現場と制度をつなぐ」行動障害支援と研究事業」」 （「Standard　Support」のテーマ） ９月「Standard Support 発刊にあたって」「行動障害の状態にある人の支援者全国ネットワークに期待すること」「困った人ではなく困っている人」「行動障害の状態にある方々への支援とその充実の重要性」 10 月「厚生労働科学研究の現状とこれから」「私の来た道（連載１）」「家族の思い（連載１）」 11 月「中核研修から生まれた“つながり”ご紹介」「私の来た道（連載１）」「家族の思い（連載１）」 12 月「看護師が学ぶ機会を」「私の来た道（連載１）」「家族の思い（連載１）」 １月「スタ・サポネットのめざすところ」「私の来た道（連載 2)」「受講者のいま（１）」「家族の思い（連載２）」 ２月「私の来た道（連載２）」「受講者のいま（１）」「家族の思い（連載２）」 ３月「私の来た道（連載２）」「受講者のいま（１）」「家族の思い（連載２）」 ○　各種学会等における成果の発表については、全体で 42 回を目標としているところ、合計 107 回実施した。内訳は、学会発表を 12 回（日本介護福祉学会、日本老年精神医学会、日本特殊教育学会、日本社会福祉学会、日本発達障害学会（6 回)、日本学術会議・健康生活科学委員会、強度行動障害医療学会）である。また、国立機関や自治体、障害福祉関係団体等研修会での講義・講演を 87 回実施した。さらに、学会誌及び関係団体機関誌等における掲載は８回であった。 　これは、高齢期の知的・発達障害者への支援ニーズが国内の支援現場で年々増加している中で、のぞみの園が高齢期の知的・発達障		

		係学会の研究大会、のぞみの園が主催する研修会、関係団体が主催する講演会や研修会等において発表することで、普及に努める。 エ　研究成果のわかりやすい情報発信 　調査・研究の成果をわかりやすくまとめたものをホームページへの掲載やＳＮＳなどを活用して、広く全国の自治体関係者や研究者、支援者へ情報発信を行う。 オ　研究データの管理・利活用 「第６期科学技術・イノベーション基本計画」（令和３年３月 26 日閣議決定）に基づき、適切な機関リポジトリの運用（所有データの公表と提供依頼への対応）を図るとともに、外部の研究者等が活用できる環境（ＣＳＶやＸＭＬなどの機械可読性）の確保や研究成果がどのように活用（ダウンロード、被引用）されているか把握を行う。	係学会の研究大会、のぞみの園が主催する研修会、関係団体が主催する講演会や研修会等において発表することで、普及に努める。 エ　研究成果のわかりやすい情報発信 　調査・研究の成果をわかりやすくまとめたものをホームページへの掲載やＳＮＳなどを活用して、広く全国の自治体関係者や研究者、支援者へ情報発信を行う。 オ　研究データの管理・利活用 「第６期科学技術・ｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝ基本計画」（令和３年３月 26 日閣議決定）に基づき、適切な機関リポジトリの運用（所有データの公表と提供依頼への対応）を図るとともに、外部の研究者等が活用できる環境（ＣＳＶやＸＭＬなどの機械可読性）の確保や研究成果がどのように活用（ダウンロード、被引用）されているか把握を行う。		害者への実践と研究が結びついた知見の発信を強みとしていることにあると考える。また、著しい行動障害の状態にある人への支援など、当方が取り組んでいる調査研究について、研究紀要やニュースレター、全国の行動障害の状態にある人の支援者・家族等が情報共有を行うために令和７年度に発刊した会員向け広報誌「Standard Support」により発信していることが、各地の研究者、支援現場職員、家族、行政関係などの関係者に注目されていることが要因となっているものと考えられる。 ○　のぞみの園が発信した調査・研究成果等の被活用状況の把握については、毎月１回の 12 回実施した。（目標は年４回。）これは、研究者等の関心を踏まえた新年度の研究テーマの設定を行うための判断材料に使用したほか、研究成果のダウンロード数の実績が目標を大幅に上回っている要因の把握・分析にも活用し、次期の目標値設定につなげる予定である。 ○　調査研究成果データの被ダウンロード数は 66,362 件（目標：5,300 件）であり、論文の被引用件数は、９件（目標：８件）であった。研究成果のダウンロード数が目標を大幅に上回っているのは、法人のホームページにおいて、研究者ごとに過去の成果も含めた研究成果を検索しやすい工夫として、リサーチマップとのリンクを整備したことが要因としてあげられる。また、この結果、海外（特にアジア）の研究者のダウンロードが増えている。 ○　ホームページに掲載した研究成果へのアクセス件数は、55,007 件（目標：31,000 件）であった。ホームページで調査研究テーマ候補の募集を行うことや、全国の障害者支援施設等への援助・助言や講師派遣等においてのニーズ把握を踏まえて調査研究を行うなど、支援現場や当事者・家族の関心に沿った成果物を掲載できていることや、新しい記事の掲載時に SNS（フェイスブック）による情報発信を図ったことが要因と考えられる。		

	（４）評価における指標 調査・研究に関する評価について、以下の指標を設定すること。 ①　外部研究者等と協働した研究を毎年度 60％以上実施する。（平成 30 年度～令和３年度実績平均値 56.3％） ②海外の研究機関、団体等と協働した国際的な動向に関する調査・研究を毎年度１テーマ以上実施する。（平成 30 年度～令和３年度実績平均値 0.25 件） ③民間研究助成への応募を毎年度１件以上行う。（平成 30 年度～令和３年度実績平均値 0.25 件） ④学会発表や講演・執筆等を毎年度 42 回以上とする。（平成 30 年度～令和３年度の実績平均値 41.5 回） ⑤のぞみの園が発信した調査・研究成果等の被活用状況の把握を年４回実施する。 なお、被活用状況の	（４）評価における指標 ⅰ　外部関係者等と協働した研究を毎年度 60％以上実施する。 ⅱ　海外の研究機関、団体等と協働した国際的な動向に関する調査・研究を毎年度１ テーマ実施する。 ⅲ　民間の研究助成等への応募を毎年度１件以上とする。 ⅳ　学会、自治体や団体講演会等への発表、執筆・投稿を毎年度 42 回以上とする。 ⅴ　のぞみの園が発信した調査・研究成果等の被活用状況の把握を年４回実施する。	（４）令和７年度における評価指標 ⅰ　外部関係者等と協働した研究を 60％以上実施する。 ⅱ　海外の研究機関、団体等と協働した国際的な動向に関する調査・研究を１テーマ実施する。 ⅲ　民間の研究助成等への応募を１件以上とする。 ⅳ　学会、自治体や団体講演会等への発表、執筆・投稿を 42 回以上とする。 ⅴ　のぞみの園が発信した調査・研究成果等の被活用状況の把握を４回実施する。	・各数値目標について、所期の目標を達成しているか。			

	うち、ダウンロード件数を毎年度5,300件以上、被引用件数を毎年度8件以上とする。（J-STAGEで確認した直近1年のダウンロード数の実績値 5,266件、被引用数の実績値8件） ⑥ ホームページに掲載した調査・研究成果等のアクセス件数を毎年度31,000 件以上とする。（平成30年度～令和3年度の実績平均値30,428件） 〈指標の設定及び水準の考え方〉 ・ 調査・研究の内容の充実を測る指標として、外部研究者等との協働研究数の割合、海外研究機関等との協働研究のテーマ数、民間研究助成への応募件数を採用する。 なお、第4期中期目標期間で達成した水準以上を目指すことから、平成30年度～令和3年度の実績平均値以上を指標とする。 ・ 調査・研究の成果の普及・活用を測る指標として、学会発表や講演・執筆等	vi 調査研究成果データの被ダウンロード数を毎年度5,300件以上、論文の被引用件数を毎年度8件以上とする。 vii ホームページアクセスの目標値を毎年度31,000 件以上とする。	vi 調査研究成果データの被ダウンロード数を5,300件以上、論文の被引用件数を8件以上とする。 vii ホームページアクセスの目標値を31,000 件以上とする。				

	の回数、ホームページへのアクセス件数、ダウンロード件数及び引用件数を指標として採用する。 ・　学会発表や講演・執筆等の回数、ホームページへのアクセス件数については、第４期中期目標期間で達成した水準以上を目指すことから、平成30年度～令和３年度の実績平均値以上を指標とする。 ・　ダウンロード件数及び引用件数については、直近の実績値以上を指標とする。						

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１―３	養成・研修		
業務に関連する政策・施策	障害者の地域生活や就労を総合的に支援すること（Ⅷ－１－１）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第 11 条第 3 項
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ

② 主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	５年度	６年度	７年度	８年度	９年度
研修会・セミナーの開催数（計画値）	毎年度 11 回	－	11 回	11 回	11 回		
研修会・セミナーの開催数（実績値）	－	12 回（第４期中期目標期間平均値）	12 回	13 回	11 回		
達成度	－	－	109%	118%	100%		
参加者の満足度（計画値）	毎年度 80%以上	－	80%以上	80%以上	80%以上		
参加者の満足度（実績値）	－	最上位　70% 上位２段階 91% （第期中期目標期間平均値）	94%	95%	98%		
達成度	－	－	118%	119%	123%		
実務研修生等の受入数（計画値）	毎年度 150 人以上	－	150 人以上	150 人以上	150 人以上		
実務研修生の受入数（実績値）	－	119 人（第４期中期目標期間平均値）	166 人	220 人	210 人		
達成度	－	－	111%	147%	140%		

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	５年度	６年度	７年度	８年度	９年度
予算額（千円）	56,130	61,455	55,287		
決算額（千円）	51,141	58,168	54,258		
経常費用（千円）	51,194	70,556	59,174		
経常利益（千円）	6,308	3,350	232		
行政コスト（千円）	51,194	70,556	59,174		
従事人員数	5	6	6		

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	３　養成・研修 　障害者福祉や保健医療に従事する者の資質向上を図るため、研修会及びセミナーを開催するとともに、知的・発達障害者支援業務に従事する専門家を育成するための取組を行うこと。特に、著しい行動障害については既存の指導者養成研修の他に、中核的な支援者の養成研修、指導的な人材の養成研修等を行い、より専門性の高い人材の養成に取り組むこと。また、家庭と教育と福祉の連携について、「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告」（平成 30 年３月）の理念に基づき、特別支援教育に関わる教職員に対して、著しい行動障害に関する知見を広めるため関係機関との連携を図ること。 　なお、養成・研修の成果等について、全国の知的・発達障害関係施設等で活	３　養成・研修 　障害者福祉や保健医療に従事する者の資質向上を図るため、研修会及びセミナーを開催するとともに、知的・発達障害者支援業務に従事する専門家を育成するための取組を行う。特に、著しい行動障害については既存の指導者養成研修の他に、中核的な支援者の養成研修、指導的な人材の養成研修等を行い、より専門性の高い人材の養成に取り組む。また、家庭と教育と福祉の連携について、「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告」（平成 30 年３月）の理念に基づき、特別支援教育に関わる教職員に対して、著しい行動障害に関する知見を広めるため関係機関との連携を図る。 　なお、養成・研修の成果等について、全国の知的・発達障害者支援施設等で活用されるよう、支	３　養成・研修 　障害者福祉や保健医療に従事する者の資質向上を図るため、研修会及びセミナーを開催するとともに、知的・発達障害者支援業務に従事する専門家を育成するための取組を行う。特に、著しい行動障害については既存の指導者養成研修の他に、中核的な支援者の養成研修、指導的な人材の養成研修等を行い、より専門性の高い人材の養成に取り組む。また、家庭と教育と福祉の連携について、「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告」（平成 30 年３月）の理念に基づき、特別支援教育に関わる教職員に対して、著しい行動障害に関する知見を広めるため関係機関との連携を図る。 　なお、養成・研修の成果等について、全国の知的・発達障害者支援施設等で活用されるよう、支	＜主な定量的指標＞ ・研修会・セミナーの開催数 ・研修会・セミナーの参加者の満足度 ・実務研修生等の受入数 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・障害者福祉や保健医療に従事する者の資質向上を図るため、研修会及びセミナーを開催するとともに、知的・発達障害者支援業務に従事する専門家を育成するための取組を行っているか。	＜主要な業務実績＞ ①　研修会及びセミナーの開催等 　研修会及びセミナーについては、障害福祉や保健医療に従事する者の資質向上を図るため、国の政策課題や知的・発達障害者に対する支援技術に関すること等をテーマに設定して、集合研修とオンライン研修（ライブ・オンデマンド）の形で、目標通りの 11 テーマを開催した。 　内訳は、強度行動障害に関する研修が 10 テーマ、高齢期支援に関するセミナーが１テーマであった。強度行動障害に関する研修会では、「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告」の理念をふまえ、各都道府県の障害福祉担当から特別支援教育に関わる教育委員会の担当の情報提供を依頼する形で、教職員も対象者とした。 　具体的には、 ○障害福祉サービスの加算と結びつき、都道府県からの推薦者を対象とした８テーマ ・強度行動障害支援者養成研修／指導者研修（基礎研修）グループ１（ライブ配信）、参加者 74 人（うち教育分野 12 人） ・強度行動障害支援者養成研修／指導者研修（基礎研修）グループ２（ライブ配信）、参加者 54 人（うち教育分野７人） ・強度行動障害支援者養成研修／指導者研修（実践研修）グループ１（ライブ配信）、参加者 60 人（うち教育分野６人） ・強度行動障害支援者養成研修／指導者研修（実践研修）グループ２（ライブ配信）、参加者 49 人（うち教育分野３人） ・強度行動障害者支援における中核的人材養成研修の東日本グループ１（６回中５回 WEB・６回中１回集合） ＊集合研修は宮城県で開催、参加者 45 人 ・強度行動障害者支援における中核的人材養成研修の東日本グループ２（６回中５回 WEB・６回中１回集合） ＊集合研修は東京都で開催、参加者 46 人 ・強度行動障害者支援における中核的人材養成研修の西日本グループ１（６回中５回 WEB・６回中１回集合） ＊集合研修は大阪府で開催、参加者 47 人 ・強度行動障害者支援における中核的人材養成研修の西日本グループ２（６回中５回 WEB・６回中１回集合） ＊集合研修は岡山県で開催、参加者 70 人 ○強度行動障害者支援の地域支援体制整備のモデルとなるもの２テーマ ・広域的支援人材研修／情報アップデート Day（集合）＊宮城県で開	＜評定と根拠＞ 評定　A 　国の政策課題や知的障害者に対する支援技術等をテーマ（高齢知的障害者支援、行動障害等を有する者の支援、発達障害児者への支援）にした研修会・セミナーを 11 回開催した。（目標値 11 回：実績 11 回 達成） 　研修会・セミナーについては、開催数と同時に評価指数として満足度の評価も対象となっており、令和７年度では 98%と昨年度同様に高評価をいただいた。この評価に満足せず、更に高い満足度が得られるようアンケート調査の意見も踏まえ、講師及び関係者と研修内容を精査し、参加者の要望（交流・意見交換等）に応えられる研修会・セミナーを提供することに努めたい。 （目標値 80%：実績 98%達成） 　また、実務研修の実施・実習生の受入れについては 210 人を受入れ、目標値を達成できた。（目標値 150 人：実績 210 人 達成）この実習生の受入れでは、学校・学生が減少傾向にあるなか、毎年開催している大学との実習懇	【評定】A ＜評定に至った理由＞ 　国の施策課題等に対する支援技術等をテーマにした研修会やセミナーを 11 回（目標:11 回）開催している。この参加者の満足度は、98%と高い評価となっており、目標（80%以上）を上回っている（達成度は 123%）。 　また、実務研修の実施・実習生の受入については、目標（150 人以上）を大きく上回る 210 人を受け入れた（達成度 140%）。 　この実務研修にあたっては、個々の利用者支援の実践研修を通して、知識や技術を実践に活かす経験を得る機会として提供しているため、研修者の知識や技術レベルに合わせながら支援技術を習得させるなど、実務研修の業務の困難さや労力は多大であり、このような状況の中で、目標を大きく上回る実習研修生等の受入れを行ったことは高く評価できる。 　また、研修会・セミナーについては参加者満足度が 98%と極めて高く、実務研修についても目標を大きく上回る受入れを行うことで、障害福祉人材の養成及び専門性向上に大きく貢献したことは高く評価できる。 　重要度が高い項目であり、各評価指標が目標を上回る成果を達成するとともに、障害福祉人材の育成と専門性向上に着実に貢献したことを総合的に勘案し、中期計画における所期の目標を達成していると認められるとして、「A」評定とする。

	用されるよう、支援の実践につなげることができるような内容とし、成果等を発表する機会を設けること。	援の実践につなげることができるような内容とし、成果等を発表する機会を設ける。 〈具体的な取組〉 ①　研修会及びセミナーの開催等 国の政策課題や知的・発達障害者に対する支援技術に関すること等をテーマに設定して、研修会及びセミナーについて、オンラインなどにより開催する。 また、「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告」の理念に基づき、特別支援教育に関わる教職員に対して、著しい行動障害に関する知見を広めるため関係機関との連携を図る。 ②　実務研修の実施・実習生の受入れ のぞみの園のフィールドを活用した、次の取組を行う。 ア　知的・発達障害者支援施設等の職員に対して専門性の向上を図るため、高齢知的・行動障害・矯正施設・発達	援の実践につなげることができるような内容とし、成果等を発表する機会を設ける。 〈具体的な取組〉 ①　研修会及びセミナーの開催等 国の政策課題や知的・発達障害者に対する支援技術に関すること等をテーマに設定して、研修会及びセミナーについて、オンラインなどにより開催する。 また、「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告」の理念に基づき、特別支援教育に関わる教職員に対して、著しい行動障害に関する知見を広めるため関係機関との連携を図る。 ②　実務研修の実施・実習生の受入れ のぞみの園のフィールドを活用した、次の取組を行う。 ア　知的・発達障害者支援施設等の職員に対して専門性の向上を図るため、高齢知的・行動障害・・発達障害の分		催、参加者 97 人 ・自閉症支援のためのワークショップ（集合）＊国立のぞみの園において開催、参加者 15 人（うち教育分野１人） ○高齢期支援に関するテーマが１テーマ ・高齢化する知的発達障害者への支援を考える（オンデマンド配信）、視聴者 407 人 であった。 研修会及びセミナー参加者の満足度（５段階評価の上位評価である「満足」・「やや満足」の割合）は、平均 98%と高評価を得ることができた（目標：平均 80%以上)。受講者のアンケートには、「根拠に基づいた支援の基本的な考え方を分かりやすく実践的に学べた」「チーム支援に関する意識が高まった」といった研修内容に関する感想や、全国の仲間とつながる集合研修の開催やオンライン研修時の質問会など、講師や参加者同士の交流が充実していた運営上の工夫を評価する声が回答されており、これらが高い評価に繋がっていると考える。 ② 実務研修の実施・実習生の受入 実務研修、実習生の受入れは、210 人となり、目標を上回る結果となった（目標：150 人以上)。 ア　国立のぞみの園では、支援現場のフィールドを活用して、全国の知的・発達障害者支援施設等の職員を受入れ、高齢知的・行動障害・矯正・発達障害の分野で、実践に役立つ支援技術の習得など、専門性の向上を図ることを目的とした実務研修を実施している。 受入れ人数については、高齢知障害者支援コースは８人、行動障害支援コースは 98 人、発達障害児支援コースは 22 人の合計 128 人である。特に、行動障害支援コースが前年度の 58 人から	談会において、実習期間や実習内容等意見効果を行い、学生が学びやすい環境作りに配慮している。 特に、行動障害者支援に関する実務研修については、個々の利用者支援の実践研修を通して、知識や技術を実践に活かす経験を得る機会として提供しているため、研修者の知識や技術レベルに合わせた利用者とのマッチング、利用者一人一人の状態像の説明などにかかる業務の困難さや労力は多大である。 このような中、各目標値において、数値目標以上の成果を上げているが、さらなる高みを目指して次年度以降も取り組むこととしたい。 以上のことから、総合的に勘案し、A評定とした。 ＜課題と対応＞ なし	＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ・特になし ＜その他事項＞ ・特になし

		障害の分野で、実践で役立つプログラムを取り入れたコース別の実務研修を実施する。 イ　大学・短大・専門学校等の実習生を積極的に受入れ、それぞれのニーズに対応した計画的かつ効果的な実習を提供する。	野で、実践で役立つプログラムを取り入れたコース別の実務研修を実施する。 イ　大学・短大・専門学校等の実習生を積極的に受入れ、それぞれのニーズに対応した計画的かつ効果的な実習を提供する。		40 名が増加しており、のぞみの園が著しい行動障害を有する者の受入れや全国の指導者研修等を行っていることがその要因として考えられる。 イ　国立のぞみの園では、大学・短大、専門学校の実習生を積極的に受入れ、個々の利用者支援の実践研修を通して、知識や技術を実践に活かす経験を得る機会として提供している。実習生に対しては、施設機能、支援対象者のニーズの個別性や信頼関係の築き方、問題解決のための効果的な支援方法等について習得できるよう、各学校のシラバスに基づいた実習計画の作成に配慮している。 受入れ数は、相談援助実習は6校から 12 人、保育実習は 24 校から 62 人、その他心理士等の実習 5 校から 8 人の合計 82 人である。特に、保育実習では、前年度 36 校 94 人から 24 校 62 人と減少しているが、これは派遣元の大学の統廃合・学生の減少が、その要因として考えられる。		
	○　評価における指標 養成・研修に関する評価について、以下の指標を設定する。 ①　研修会・セミナーの開催数を毎年度 11 回とする。（平成 30 年度～令和３年度実績平均値 11 回） ②　研修会及びセミナー参加者全員を対象にアンケートを行い、満足度の評価基準「満足」と「やや満足」を足した数値を毎年度 80％以上とする。（平成 30 年度～令和３年度実績平均値：最上位 68.5%、上位２段階 89.4%） ③　実務研修者及	〈評価における指標〉 ⅰ　研修会及びセミナーの開催数を毎年度11回とする。 ⅱ　研修会及びセミナー参加者全員を対象にアンケートを行い、満足度の評価基準「満足」と「やや満足」を足した数値を毎年度80%以上とする。 ⅲ　実務研修者及	〈令和７年度における評価指標〉 ⅰ　研修会及びセミナーの開催数を 11 回とする。 ⅱ　研修会及びセミナー参加者全員を対象にアンケートを行い、満足度の評価基準「満足」と「やや満足」を足した数値を 80%以上とする。 ⅲ　実務研修者及	・各数値目標について、所期の目標を達成しているか。			

	び実習生の受入れを毎年度150人以上とする。（平成30年度～令和３年度実績平均値111人） 〈指標の設定及び水準の考え方〉 ・　従事者の資質向上を測るための指標として、研修会・セミナー等の開催数を採用するが、このほか、養成・研修の成果が支援の実践に活用される指標として、研修会・セミナー等の参加者の満足度を採用する。さらに、満足度のアンケートを実施する際に、研修会・セミナーで得られた成果について活用予定等の把握に努める。 ・　研修会・セミナーの開催数については、国の政策課題や重点目標に従って開催することから、平成30年度～令和３年度実績平均値に基づいて成果が期待できる指標とする。 ・　研修会・セミナーの活用度を測る指標として、参加者の満足度を設定する。これについては、第４期中期目標期間で達成した水	び実習生の受入れを毎年度150人以上とする。	び実習生の受入れを 150 人以上とする。				

	準以上を目指すことから、平成 30 年度～令和３年度の実績平均値を参考に指標とする。なお、研修会等に満足した参加者は所属機関において研修等の成果を活用すると想定し、評価基準は５段階評価の上位２段階の「満足」「やや満足」を足した評価を付けた者の割合とする。 ・　実務研修者及び実習生の受入れについては、地域移行等により施設入所利用者数が減少することに伴い、実習が可能な寮が減少することを踏まえ指標を設定する。						

４．その他参考情報

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１―４	援助・助言【重点化項目】		
業務に関連する政策・施策	障害者の地域生活や就労を総合的に支援すること（Ⅷ－１－１）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第 11 条第 4 項
当該項目の重要度、困難度	〈重要度：高〉 ・全国の知的・発達障害関係施設等においては、障害者の支援ニーズが多様化する中、個々の機関で課題を解決することが困難な場合があり、現に、関係機関、病院等からの問い合わせが増加している。こうした事態に対処するため、豊富な知見を有するのぞみの園による援助・助言を行うことは重要である。また、こうした取組は、障害者支援の質の向上、人材の養成にもつながることから、その果たす役割は重要。	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ

① 主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	５年度	６年度	７年度	８年度	９年度
援助・助言の件数（計画値）	毎年度 450 件以上	－	450 件以上	450 件以上	450 件以上		
援助・助言の件数（実績値）	－	468 件（第４期中期目標期間平均値）	523 件	521 件	497 件		
達成度	－	－	116%	116%	110%		
講師派遣件数（計画値）	毎年度 140 件以上	－	140 件以上	140 件以上	140 件以上		
講師派遣件数（実績値）	－	138 件（第４期中期目標期間平均値）	186 件	179 件	226 件		
達成度	－	－	133%	128%	161%		

② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	５年度	６年度	７年度	８年度	９年度
予算額（千円）	12,628	13,303	16,682		
決算額（千円）	12,253	13,632	16,582		
経常費用（千円）	△2,725	14,487	24,766		
経常利益（千円）	1,488	225	2,013		
行政コスト（千円）	△2,725	14,487	24,766		
従事人員数	2	2	2		

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価 業務実績	法人の業務実績・自己評価 自己評価	主務大臣による評価
４ 援助・助言 重度知的障害者の地域移行、知的・発達障害者の支援方法及び障害者総合支援法に基づくサービスの支援技術について、のぞみの園における専門的・先駆的な取組みや調査・研究の成果等に基づき、全国の知的・発達障害関係施設等の求めに応じて援助・助言を行うとともに、全国の知的・発達障害関係施設等における自立支援活動に寄与することが可能となるよう、支援の実践につなげることができるような内容とすること。 また、求めに応じてのぞみの園から研修講師や支援についてのアドバイザーの派遣を行うほか、著しい行動障害等を有する者の支援体制の強化を図るため、先進事業所との連携を進め、支援等についての全国的ネットワーク構築（ＩＣＴ活用を含む）に向けた必要な取り組みを行	４ 援助・助言 重度知的障害者の地域移行、知的・発達障害者の支援方法及び障害者総合支援法に基づくサービスの支援技術について、のぞみの園における専門的・先駆的な取組や調査・研究の成果等に基づき、全国の知的・発達障害者支援施設等の求めに応じて援助・助言を行うとともに、全国の知的・発達障害者支援施設等における自立支援活動に寄与することが可能となるよう、支援の実践につなげることができるような内容とする。 また、求めに応じてのぞみの園から研修講師や支援についてのアドバイザーの派遣を行うほか、著しい行動障害等を有する者の支援体制の強化を図るため、先進事業所との連携を進め、支援等についての全国的ネットワーク構築（ＩＣＴ活用を含む）に向けた必要な取り組みを行	４ 援助・助言 重度知的障害者の地域移行、知的・発達障害者の支援方法及び障害者総合支援法に基づくサービスの支援技術について、のぞみの園における専門的・先駆的な取組や調査・研究の成果等に基づき、全国の知的・発達障害者支援施設等の求めに応じて援助・助言を行うとともに、全国の知的・発達障害者支援施設等における自立支援活動に寄与することが可能となるよう、支援の実践につなげることができるような内容とする。 また、求めに応じてのぞみの園から研修講師や支援についてのアドバイザーの派遣を行うほか、著しい行動障害等を有する者の支援体制の強化を図るため、先進事業所との連携を進め、支援等についての全国的ネットワーク構築（ICT 活用を含む）に向けた必要な取り組みを行う	＜主な定量的指標＞ ・全国の知的障害関係施設等に対し行う援助・助言の件数 ・全国の知的障害関係施設等に派遣する講師の派遣件数 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・のぞみの園における専門的・先駆的な取組みや調査・研究の成果等に基づき、全国の知的・発達障害関係施設等の求めに応じて援助・助言を行うとともに、その援助・助言が全国の知的・発達障害関係施設等における自立支援活動に寄与し、支援の実践に繋がる内容となるよう取り組んでいるか。	＜主要な業務実績＞ ○ 援助・助言の実施にあたっては、ホームページへの掲載や講演等において窓口の紹介を行っており、対応困難事例の相談、のぞみの園の利用、制度に関する質問、講師派遣の要請等を受け付けている。 ○ 援助・助言の件数は、450 件以上を目標値としているところ、令和７年度は 497 件の実績となった。相談者の内訳としては、障害福祉施設等の現場からが 32%と最多で、家族会等の団体が 20%、相談機関からが 16%、市町村等の自治体が 11%となっている。内容としては、特に緊急性の高い行動障害者支援に関することに対する相談が多く、当面の対応や相談者居住地域の支援機関の紹介、有期限入所での受け入れや、各地の集中的支援の活用方法の指南など、多角的な観点からの助言を行った。支援方法や地域移行等に関する問い合わせについては、調査･研究の成果物である各種有償刊行物も活用して、援助･助言を行った。 【相談者等の内訳】 障害者支援施設等 161 件 国立機関 19 件 都道府県 30 件 政令指定都市・中核市 9 件 市町村 55 件 相談機関 78 件 教育関係機関 30 件 福祉関係機関 98 件 医療関係機関 16 件 その他 1 件 合　計 497 件 （令和６年度実績 521 件） 【相談内容の内訳】 障害者総合支援法 28 件 地域移行関係 4 件 高齢知的障害者関係 55 件 行動障害者支援関係 260 件 触法知的障害者支援関係 9 件 発達障害者支援関係 20 件	＜評定と根拠＞ 評定　A 障害者支援施設などへの援助･助言の実施件数及び講師派遣件数は、497 件となり目標（450 件以上）を上回った。特に、緊急性の高い行動障害に関することに対する相談が多く、当面の対応、相談者居住地域の支援機関の紹介、当法人の有期入所の状況説明など、多角的な観点からの助言を行った。 このように、障害福祉現場からの高い支援ニーズに応えることができた。特に、行動障害に関する緊急性の高い相談に対しては、当面の対応方法の助言に加え、地域資源の紹介や有期限入所の活用に関する情報提供など、多角的かつ実践的な支援を行うことで、相談機関等が抱える課題の解決に貢献することができた。 講師派遣件数については 226 件となり、目標（140 件以上）を大きく上回った。特に、派遣要請の件数が多かったのは行動障害に関するテーマであり、講演のほか、事例検討やコンサルテーション、集中的支援加算の活用などの現場に即した内容でのアドバイスを求める内容が大幅に増えており、丁寧に対応した。	【評定】Ａ ＜評定に至った理由＞ 障害者支援施設等への援助・助言の実施件数については、 目標（450 件以上）を上回る 497 件（達成度 110%）となっている。また、講師派遣の件数は、目標（140 件以上）を上回る 226 件（達成度 161%）となっている。 障害福祉現場におけるニーズの高い行動障害支援や高齢知的障害者支援を中心に、障害者支援施設等への援助・助言や講師派遣を積極的に実施し、その件数はいずれも目標を上回ったことから、障害福祉現場のニーズに応じた対応が適切に行われているものと認められる。 また、これらの援助・助言の際には、のぞみの園で蓄積された実践的知見や専門的ノウハウを活用した援助・助言が行われており、全国の障害福祉サービスの質の向上に貢献していることは高く評価できる。 上記の評価指標がいずれも目標を上回る成果を達成するとともに、障害福祉現場のニーズに応じた援助・助言や講師派遣を通じて、障害福祉サービスの質の向上に貢献したことを総合的に勘案し、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られたと認められるとして、「Ａ」評定とする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ・特になし

	うなど、障害者支援の質の向上に寄与すること。 〈重要度：高〉 ・　全国の知的・発達障害関係施設等においては、障害者の支援ニーズが多様化する中、個々の機関で課題を解決することが困難な場合があり、現に、関係機関、病院等からの問い合わせが増加している。こうした事態に対処するため、豊富な知見を有するのぞみの園による援助・助言を行うことは重要である。また、こうした取組は、障害者支援の質の向上、人材の養成にもつながることから、その果たす役割は重要である。	うなど、障害者支援の質の向上に寄与する。 〈具体的な取組〉 ア　専門性の高い援助・助言の実施 　全国の知的・発達障害者支援施設等における自立支援活動に寄与するため、のぞみの園が蓄積したノウハウに基づき、適切かつ専門性の高い援助・助言を行う。 イ　研修会等への講師派遣 　自治体、知的・発達障害に関わる支援者等が主催する研修会等へ積極的に講師を派遣する。 ウ　知的・発達障害者支援施設等への職員派遣 　のぞみの園における専門的・先駆的な取組に基づき、事業所の求めに応じて研修講師や支援についてのアドバイザーとなる職員を派遣する。 エ　援助・助言事例の情報発信 　援助・助言で対応した知的・発達障害	など、障害者支援の質の向上に寄与する。 〈具体的な取組〉 ア　専門性の高い援助・助言の実施 　全国の知的・発達障害者支援施設等における自立支援活動に寄与するため、のぞみの園が蓄積したノウハウに基づき、適切かつ専門性の高い援助・助言を行う。 イ　研修会等への講師派遣 　自治体、知的・発達障害に関わる支援者等が主催する研修会等へ積極的に講師を派遣する。 ウ　知的・発達障害者支援施設等への職員派遣 　のぞみの園における専門的・先駆的取り組みに基づき、事業所の求めに応じて研修講師や支援についてのアドバイザーとなる職員を派遣する。 エ　援助・助言事例の情報発信 援助・助言で対応した知的・発達障害者		医療と福祉関係　21 件 事業運営関係　1 件 養成及び研修関係　15 件 調査研究関係　6 件 児童発達支援関係　9 件 職員派遣（講師・コンサル）関係　31 件 権利擁護（虐待防止含む）関係　23 件 意思決定支援関係　8 件 その他　7 件 合　計　497 件 （再掲：令和６年度実績 521 件） ○　講師派遣については、依頼者としては、家族会等の団体が 37%と最多で、障害福祉施設等の現場が 22%、都道府県からが 11%、教育機関からが同じく 11%となっている。派遣件数としては、目標を 140 件としているところ、オンラインによる派遣も含め 226 件の実績であり、目標を大幅に上回った。特に、派遣要請の件数が多かったのは、著しい行動障害に関するテーマであり、講演のほか、事例検討やコンサルテーション、集中的支援加算の活用などの現場に即した内容でのアドバイスを求める内容が大幅に増えている。高齢期の知的・発達障害者の支援では、認知症や身体機能低下に対する支援、介護保険制度との関係、医療や住まい・余暇などに関する本人の意思決定を支える支援などのテーマでの研修依頼が多く、行動障害に関するテーマの研修会を回数では下回るが、参加者数では上回っており、関心の高さがうかがわれた。こうした行動障害や高齢期の支援への関心の高まりが、講師派遣件数増加の要因と考えられる。 【講師派遣依頼者の内訳】 福祉団体・協会　84 件 障害者支援施設　33 件 通所（生活介護・就労）　7 件 相談支援事業所　7 件 児童入所施設　2 件 児童発達支援事業所　1 件 発達障害者支援センター　6 件 行政（国、都道府県、中核市、市町村）57 件 教育機関（特別支援、大学、専門）　26 件 地域定着支援センター　1 件 医療機関　2 件 合　計　226 件 （令和６年度実績　179 件）	これにより、全国の障害福祉サービス事業所等における支援力の向上や人材育成に寄与することができた。 また、高齢期の知的・発達障害者の支援では、認知症や身体機能低下に対する支援、介護保険制度との関係、医療や住まい・余暇などに関する本人の意思決定を支える支援などのテーマでの研修依頼が多く、参加者数では行動障害に関するテーマの研修会を上回っており、関心の高さがうかがわれた。こうしたニーズに沿った講義等を継続していることが、派遣件数の増加につながっていると思われる。 このように、障害者支援施設等への援助・助言や講師派遣について、ニーズに合わせた対応ができたと判断しており、A評定とした。 ＜課題と対応＞ なし	＜その他事項＞ ・特になし

		者の支援方法及び障害者総合支援法に基づくサービスの効果的活用などについて、ホームページやニュースレター等を通じて情報発信する。	の支援方法及び障害者総合支援法に基づくサービスの効果的活用などについて、ホームページやニュースレター等を通じて情報発信する。		【講演内容と回数。参加者数】 総合支援法（法制度）に関すること　22件（2,437人） 地域移行に関すること　1件（55人） 高齢知的障害者支援に関すること　42件（24,086人） 行動障害等を有する者の支援について　87件（3,245人） 矯正施設を退所した知的障害者に関すること　3件（72人） 発達障害児・者の支援に関すること　18件（1,039人） 障害者の医療支援に関すること　18件（1,930人） 児童発達支援に関すること　8件（663人） 権利擁護（虐待防止含む）に関すること　14件（1,221人） 意思決定支援に関すること　6件（2,950人） その他　7件（208人） 合　計　226件（37,906人） （再掲：令和６年度実績　179件（70,413人）） ○　「１－２　調査・研究」で触れたように、行動障害の状態にある人やその家族、関係者が社会的に孤立することなく、本人及び家族の意思に沿って、安心できる生活を実現できるようにするため、「行動障害の状態にある人の支援者全国ネットワーク」を立ち上げ、自治体職員、行政立法関係者、障害福祉サービス関係者、医療・教育関係者、行動障害の状態にある人の家族等を対象として、会員登録の受付を令和７年10月から開始した。会員の種類を、強度行動障害支援者養成研修修了者、中核的人材養成研修修了者、広域的支援人材として地方公共団体等に登録されている者を「個人会員」、本会の目的及び活動方針に賛同する障害福祉サービス事業所、障害児支援事業所、医療機関、教育機関、相談支援事業者、行政機関、障害当事者及び家族などで構成する各種団体を「団体会員」、その他の本会の目的及び活動方針に賛同する個人を「賛助会員」としたところ、令和８年３月末日時点で、個人会員226人、団体会員140団体、賛助会員113人となっている。		
	○　評価における指標 援助・助言に関する評価について、以下の指標を設定する。 ①　全国の知的・発達障害関係施設等に対し行う援助・助言の件数を毎年度450件以上とする。（平成30年度～令和３年度の実績平均値449件） ②　のぞみの園から全国の知的・発達障害関係施設等に派遣する講師の派遣件数を毎年度140件以上とする。（平成30年度～令和３年度の実績平均値136件） 〈指標の設定及び水準の考え方〉 ・　全国の知的・発達障害関係施設等の活動に寄与した程度を図る指標として、援助・助言の件数、講師派遣の件数を採用する。	〈評価における指標〉 ⅰ　全国の知的・発達障害者支援施設等に対し行う援助・助言の件数を毎年度450件以上とする。 ⅱ　のぞみの園から全国の知的・発達障害者支援施設等に派遣する講師等の派遣件数を毎年度140件以上とする。	〈令和７年度における評価指標〉 ⅰ　全国の知的・発達障害者支援施設等に対し行う援助・助言の件数を450件以上とする。 ⅱ　のぞみの園から全国の知的・発達障害者支援施設等に派遣する講師等の派遣件数を140件以上とする。	・各数値目標について、所期の目標を達成しているか。			

	・　援助・助言の件数、講師派遣の件数については、第４期中期目標期間で達成した水準以上を目指すことから、平成 30 年度～令和３年度の実績平均値以上を指標とする。						

４．その他参考情報

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１―５	その他の業務		
業務に関連する政策・施策	障害者の地域生活や就労を総合的に支援すること（Ⅷ－１－１）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第 11 条第 4 項
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ

② 主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	５年度	６年度	７年度	８年度	９年度
地域の知的障害者等への健康診断（計画値）	毎年度 150 人以上		150 人以上	150 人以上	150 人以上		
地域の知的障害者等への健康診断（実績値）		135 人（第４期中期目標期間平均値）	209 人	236 人	241 人		
達成度			139%	157%	161%		
診療所外来利用者数（計画値）	毎年度 5,400 人以上	－	5,400 人以上	5,400 人以上	－		
診療所外来利用者数（実績値）	－	5,334 人（第４期中期目標期間平均値）	5,814 人	5,997 人	－		
達成度	－	－	108%	111%	－		
児童発達支援事業利用率（計画値）	年間 80%以上	－	80%以上	80%以上	80%以上		
児童発達支援事業利用率（実績値）	－	78%（第４期中期目標期間平均値）	76%	73%	73%		
達成度	－	－	95%	91%	91%		
放課後デイ利用率（計画値）	年間 80%以上	－	80%以上	80%以上	80%以上		
放課後デイ利用率（実績値）	－	79%（第４期中期目標期間平均値）	77%	73%	69%		
達成度	－	－	96%	91%	86%		

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	５年度	６年度	７年度	８年度	９年度
予算額（千円）	761,029	647,224	643,892		
決算額（千円）	757,188	635,415	630,461		
経常費用（千円）	824,775	629,987	668,016		
経常利益（千円）	△47,265	△50,693	△21,946		
行政コスト（千円）	839,143	644,344	682,358		
従事人員数	108	96	96		

	就労 B 型利用率（計画値）	年間 80%以上	－	80%以上	80%以上	80%以上										
	就労 B 型利用率（実績値）	－	71%（第４期中期目標期間平均値）	75%	79%	79%										
	達成度	－	－	94%	99%	99%										
	短期入所（延べ受入）日数（計画値）	毎年度 1,500 日以上	－	1,500 日以上	1,500 日以上	1,500 日以上										
	短期入所（延べ受入）日数（実績値）	－	1,500 日（第４期中期目標期間平均値）	1,824 日	1,463 日	1,477 日										
	達成度	－	－	122%	98%	98%										

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	５　その他の業務１から４に附帯する以下の各種業務を行うこと。	５　その他の業務１から４に附帯する以下の各種業務を行う。	５　その他の業務１から４に附帯する以下の各種業務を行う。	＜主な定量的指標＞ ・地域の知的障害者等への健康診断 ・診療所外来利用者数 ・児童発達支援事業の利用率 ・放課後デイ利用率 ・就労Ｂ型利用率 ・短期入所の延べ受入日数 ＜その他の指標＞ ・入院病床利用数 ・家族支援（保護者相談会）の実施回数 ・家族支援（ペアレントトレーニング）の実施回数 ・保育所等の訪問件数 ・発達障害への理解等を深める勉強会回数 ・日中一時支援の延べ受入日数	＜主要な業務実績＞	＜評定と根拠＞ 評定　Ｂ 診療所においては、生活支援部と連携して、高齢化や重症化等が進む施設入所者に対し適切に医療を提供するとともに、地域の知的障害者や発達障害者及び著しい行動障害を有する者に対する診療や健康診断等を実施した。 診療所外来利用者数は、実績値の大半を精神科外来診療数が占めていたが、常勤していた精神科医師の退職に伴い、令和７年３月末で精神科外来診療（入所利用者を除く）を終了した。これにより診療所外来利用者数に大きな影響を及ぼすことから、令和７年度より目標の設定はせずに、入所利用者の診療を中心とした運営に努めた。 地域の知的障害者等への健康診断の実施は 241 人であり、目標（150 人以上）を上回る実績を残した。これまでの広報活動や外来診療等を通じて、９人の新規受診者を獲得した。 入所利用者の機能低下に対しては、健康増進プログラムの一環として行っている寮内運動を生活支援課の全寮で実施するとともに、定期的に理学療法士が各寮を訪問し状況把握等に努め	【評定】Ｂ ＜評定に至った理由＞ 診療所においては、高齢化・重度化が進む施設入所利用者に対し適切な医療を提供するとともに、地域の知的障害者等に対する健康診断を実施し、受診者数は目標を上回った。 また、医療と福祉の連携による発達障害児者支援や保育所等訪問支援を推進し、行動障害を有する児童生徒への支援や家族支援の充実を図るなど、地域における支援体制の向上に貢献した。さらに、短期入所や日中一時支援等を通じて地域の障害者や家族を支援し、障害福祉のセーフティネットとしての役割を果たしたことは評価できる。 一方で、一部事業において利用率が目標を下回ったものの、事業の在り方について見直しを進めるなど適切な対応が図られている。 以上のことから、中期計画における所期の目標を達成していると認められるため、「Ｂ」評定とする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ・特になし ＜その他事項＞ ・特になし
	（１）　診療所の運営を行うこと。なお、運営に当たっては、重度・高齢化が進む施設入所利用者に対し、予防医療やリハビリ等、一人ひとりの状態に合った適正な医療を	（１）　診療所の運営を行う。なお、運営に当たっては、重度・高齢化が進む施設入所利用者に対し、予防医療やリハビリ等、一人ひとりの状態に合った適正な医療を提供す	（１）　診療所の運営を行う。なお、運営に当たっては、重度・高齢化が進む施設入所利用者に対し、予防医療やリハビリ等、一人ひとりの状態に合った適正な医療を提供す	＜評価の視点＞ ・重度・高齢化が進む施設入所利用者に対し、予防医療やリハビリ等、一人ひとりの状態に合った医療を提供しているか。また、行動障害を有する	（１）診療所の運営 診療所においては、高齢化や重症化等が進む施設入所利用者及び著しい行動障害を有する者に対し適切に医療を提供するとともに、地域の知的障害者や発達障害者に対しても診療や健康診断等を実施した。 診療所外来利用者数は、実績値の大半を精神科外来診療数が占めていたが、常勤していた精神科医師の退職に伴い、令和７年３月末で精神科外来診療（入所利用者を除く）を終了した。これにより診療所外来利用者数に大きな影響を及ぼすことから、令和７年度より目標の設定はせずに、入所利用者の診療を中心とした運営に努めた。	

	提供すること。また、行動障害を有する者等への心理・精神面からの医療的アプローチによる二次障害等の軽減を図るなど、診療所の機能を有効に活用すること。 また、診療所の機能を活用して、地域の知的障害者や発達障害児・者に医療の提供を行うとともに、家族支援を行うこと。 なお、更なる診療所の効率的な運営を進め、経営改善に努めること。	る。また、行動障害を有する者等への心理・精神面からの医療的アプローチによる二次障害等の軽減を図るなど、診療所の機能を有効に活用する。 また、診療所の機能を活用して、地域の知的障害者や発達障害児・者に医療の提供を行うとともに、家族支援を行うこと。 なお、更なる診療所の効率的な運営を進め、経営改善に努める。 〈具体的な取組〉 ① 医療的ケアが日常的に必要な移行前の施設入所利用者の地域移行を可能にするため、支援部門と看護師及びコメディカルが協業し、移行先での生活を見据えた医療的支援を行う。 ② 施設入所利用者の高齢化、身体・認知等の機能低下に対応するため、リハビリ（理学療法、作業療法、言語聴覚療法）を行いＡＤＬの維持・向上に努める。	る。また、行動障害を有する者等への心理・精神面からの医療的アプローチによる二次障害等の軽減を図るなど、診療所の機能を有効に活用する。 また、診療所の機能を活用して、地域の知的障害者や発達障害児・者に医療の提供を行うとともに、家族支援を行う。 なお、更なる診療所の効率的な運営を進め、経営改善に努める。 〈具体的な取組〉 ① 医療的ケアが日常的に必要な移行前の施設入所利用者の地域移行を可能にするため、支援部門と看護師及びコメディカルが協業し、移行先での生活を見据えた医療的支援を行う。 ② 施設入所利用者の高齢化、身体・認知等の機能低下に対応するため、リハビリ（理学療法、作業療法、言語聴覚療法）を行いＡＤＬの維持・向上に努める。	者等への心理・精神面からの医療的アプローチに努めているか。さらに、地域の知的障害者や発達障害児・者への医療の提供や家族支援を行っているか。加えて、診療所の運営について、経営改善に努めているか。	【外来利用者数（入所利用者を除く）】 ・内　　科　338 人（対前年度比　441 人減） ・精 神 科　500 人（対前年度比 4,125 人減） ・整形外科　7 人（対前年度比　6 人減） ・皮 膚 科　36 人（対前年度比　10 人減） ・歯　　科　414 人（対前年度比　120 人減） 合　　計 1,295 人（対前年度比 4,702 人減） （令和６年度実績：5,997 件） ①医療的ケアが必要な施設入所利用者の地域移行については、医療ソーシャルワーカーが中心となり、診療情報提供書等の準備や移行先の医療資源等について情報提供するなどの調整を行った。法人が運営するグループホームへ移行した者については、必要に応じて外部医療機関等と受診や入退院の調整を担うなどのフォローアップを行った。 ②施設利用者の機能低下に対しては、健康増進プログラムの一環として行っている寮内運動を生活支援課の全寮で実施するとともに、定期的に理学療法士等が各寮を訪問し状況把握等に努めた。 ・リハビリテーション加算の対象者 平均実績 72 人 ・リハビリテーションの実施人数 実績 3,918 人 ・摂食機能療法の実施人数 実績 531 人	た。 このことにより、高齢化が進む入所利用者の身体機能の維持・低下予防に取り組むことができた。 発達障害児者への支援については、精神科医療と福祉的支援が連携を図り、一人ひとりの個性と能力に応じた支援を行っている。また、児童発達支援では、これまでの運営に加え、家族支援の一環として支援ツールワークショップを年間 10 回開催し、家庭生活の安定に努めた。感染症に伴う休園（休校）、学級閉鎖、家族等の感染に伴う送迎不可の影響もあり、利用率は児童発達支援は 73%、放課後等デイサービスについては 69%と、それぞれ目標（年間 80%以上）を達成することができなかった。 利用率は感染症の影響等により目標には達しなかったものの、医療と福祉の連携による個別支援を継続するとともに、支援ツールワークショップを通じた家族支援の充実を図ることができた。利用児及び家族への支援の質の向上に努め、地域における発達障害児者支援の充実につなげることができた。 保育所等訪問支援では、保育所、幼稚園、こども園において、療育と連携しながら地域においてきめ細やか	

		③　有期限で受入れを行う著しい行動障害を有する者等に対し、精神科医、公認心理師等が医療的アプローチによる二次障害等の軽減を図るなど支援部門と連携し、的確な個別支援方法の構築に寄与する。	③　有期限で受け入れを行う著しい行動障害を有する者等に対し、精神科医、公認心理師等が医療的アプローチによる二次障害等の軽減を図るなど支援部門と連携し、的確な個別支援方法の構築に寄与する。		③有期限で受け入れを行う著しい行動障害を有する者等への医療的アプローチについては、精神科医師による診療のほか、公認心理師による心理検査（Vineland-Ⅱ適応行動尺度、BPI-01（問題行動評価尺度等））を入所時に実施し、検査結果を支援計画に活用した。また、退所時における支援効果の評価のため、入所時と同様の検査を行った。 【注 1】「Vineland-Ⅱ」とは、０歳０カ月～92 歳 11 カ月の適応行動（個人的、または社会的充足に必要な日常活動の能力）を評価する検査。検査者は、対象者の様子をよく知っている回答者（保護者や介護者など）に半構造化面接を行う。個別支援計画の立案のほか、支援効果の評価など幅広い分野で活用することができる。 【注 2】「BPI-01」（Behavior Problems Inventory－０１）とは、自閉症スペクトラム障害（ASD）や知的および発達障害（IDD）の人の不適応行動を評価するためのツール。対象者を知る支援者等が記入することで、過去２か月間に発生した行動の頻度と重症度を測定することができる。	な支援を受けられるように助言を行った。また、小学校、中学校においては、進学、進級による不適応を最小限に抑えられるよう切れ目のない支援を行った。さらに、特別支援学校に対しては、著しい行動障害のため不適応状態にある困難事例に対し専門性の高い支援を行い、安定した生活を目指した。これらの取組について、保育や教育機関関係者からの聞き取りや、保護者からアンケート調査を実施した結果、満足度において高い評価を得ることができた。これらの結果については、ホームページを通じて公開している。 　特に、行動障害を有する児童生徒への支援や進学・進級時の環境調整に取り組み、関係機関及び保護者から高い評価を得ることができたことは、支援の有効性を示す成果であった。 　また、法人内に設置した児童発達支援事業に関する検討会において、放課後等デイサービスについて、事業の目的、モデル性、収支の均衡等を総合的に検討を行った結果、令和７年度をもって事業を休止した。児童発達支援、保育所等訪問支援の今後の在り方についての検討会を２回開催した。令和８年度も児童発達支援及び保育所等訪問支援の方向性について検討会を継続	
		④　施設利用者に提供する健康診断等の予防的医療を地域の知的障害、発達障害等のある方に提供するとともにライフステージにおいて必要な医療提供に繋げる。	④　施設利用者に提供する健康診断等の予防的医療を地域の知的障害及び発達障害等のある方に提供するとともにライフステージにおいて必要な医療提供に繋げる。		④地域の知的障害者等への健康診断は 241 人（うち、法人グループホーム利用者 35 人）と目標値（150 人以上）を上回る実績を残した。健康診断について、市内日中系サービス事業所や共同生活援助事業所にリーフレットを送付するとともに、法人のホームページに掲載するなど各種の広報活動をした結果、9 人の新規受診者を獲得した。受診理由としては、健康状態の把握、服薬による副作用等の不安解消、他院で採血ができない等の理由から、当診療所に申し込まれた経緯があったと考える。	
		⑤　診療所の経営改善に向け、外部有識者を交えた検討会を開催する。	⑤　診療所の経営改善に向け、外部有識者を交えた検討会を開催する。		⑤診療所の経営改善については、施設入所利用者の高齢化・重度化等に伴い、以前より課題となっていた生活の場での医療の充実と診療所の経営改善を図るため、令和６年３月に診療所の入院病棟を閉鎖し、この建物を医療的配慮の生活寮として改修を行った。また、令和６年 4 月に診療所に従事していた看護師を支援員として配置換えしたことで、診療所の大規模な経営改善が図られたところである。そのため、外部有識者を交えた検討会は開催していないが、高額医療機器の運用・管理についてなど、更なる診療所の経営改善を図るために診療所会議・検討を行った。	
		⑥　「ターミナルケア」「医療的ケア」について、支援部門と連携し、医療支援のあり方を検討し、実	⑥　「ターミナルケア」「医療的ケア」について、支援部門と連携し、医療支援のあり方を検討し、実		⑥法人内のターミナルケア班に診療所の公認心理師が参加し事例検討を行った。また、事例対象者のアセスメントとして Vineland-Ⅱを活用した。	

		践に繋げる。 ⑦　臨床実践で得られた「医療と福祉の連携モデル」について、研究部と協業し全国の障害者施設等へ情報発信を行う。	践に繋げる。 ⑦　臨床実践で得られた「医療と福祉の連携モデル」について、研究部と協業し全国の障害者施設等へ情報発信を行う。		⑦高齢の重度知的障害者向けの運動プログラムの紹介を、ニュースレターにて「てがるに 1.2.3」という題材で定期的に情報発信した。	していく。 就労継続支援Ｂ型では、利用率は 79%（目標 80%以上）と目標に達することはできなかった。また、新規契約者の確保（定員 20 名に対し現員 18 名）に向けて、支援学校３校や地域相談事業所等に出向くなどして、情報収集及び広報活動を実施したが、新規利用者の確保はできなかった。今後の事業展開を考え、事業開始当初の目的を概ね果たせたこと、収支均衡の改善を図ることの見通しが立たないことから、令和８年度をもって廃止に向けた検討を行った。 地域の障害者に対する支援については、近隣市町村の知的障害者に対して、短期入所又は、日中一時支援等必要なサービスを提供した。 地域における障害福祉のセーフティネットとしての役割を果たし、在宅生活の継続や家族負担の軽減に寄与した。 これらのことを総合的に勘案し、Ｂ評定とした。 ＜課題と対応＞ なし	
	（２）　発達障害児・者の支援を行うこと。なお、支援に当たっては、本人の障害特性にあった効果的な支援を提供すること。また、行動障害に対するリスクが軽減されるよう、就学前から継続的かつ予防的に対応し、安定した生活が送れるよう支援することに留意すること。	（２）　発達障害児・者の支援を行う。なお、支援に当たっては、本人の障害特性にあった効果的な支援を提供する。また、行動障害に対するリスクが軽減されるよう、就学前から継続的かつ予防的に対応し、安定した生活が送れるよう支援することに留意する。 〈具体的な取組〉 ア　切れ目のない支援の実施 精神科医療と福祉的支援の連携を図り、発達障害児・者に対し適切なアセスメントを実施し、一人ひとりの個性と能力に応じた個別支援計画を作成するとともに、関係機関との連携を図ること等により、切れ目のない支援を実施する。 また、家族に対する	（２）　発達障害児・者の支援を行う。なお、支援に当たっては、本人の障害特性にあった効果的な支援を提供する。また、行動障害に対するリスクが軽減されるよう、就学前から継続的かつ予防的に対応し、安定した生活が送れるよう支援することに留意する。 〈具体的な取組〉 ア　切れ目のない支援の実施 精神科医療と福祉的支援の連携を図り、発達障害児・者に対し適切なアセスメントを実施し、一人ひとりの個性と能力に応じた個別支援計画を作成するとともに、関係機関との連携を図ること等により、切れ目のない支援を実施する。 また、家族に対す	・発達障害児・者の支援にあたり、本人の障害特性にあった効果的な支援を提供しているか。また、行動障害に対するリスクが軽減されるよう、就学前から継続的かつ予防的に対応し、安定した生活が送れるよう支援することに留意しているか。	（２）発達障害児・者の支援 精神科医療と福祉的支援が連携を図り、必要に応じて心理検査・心理面接等を実施し、家族の子育てへの不安や困り感等に寄り添いつつ、発達障害児・者に対し一人ひとりの個性と能力に応じた支援を行った。 児童発達支援では、未就学児を対象として、利用児の発育段階やニーズに応じて５クラスに分け、必要なスキル獲得を目的としたプログラムを実施し、教育への移行がスムーズにできるよう支援を提供した。 放課後等デイサービスでは、子どもの社会生活能力に応じたグループを設定することで、ソーシャルスキルトレーニング中心とした支援の提供を行った。 なお、児童発達支援については定員 30 人、放課後等デイサービスについては定員 10 人として運営しているが、保育園、学校での感染症に伴う休園（休校）、学級閉鎖、家族等の感染に伴う送迎不可の影響もあり、利用率は児童発達支援 73%、放課後等デイサービスは 69%と、目標（年間 80%以上）を達成することができなかった。 また、保護者支援プログラムとして、テーマ別勉強会（障害特性の理解の助けとなることを目的にした勉強会、家族支援の一環としてのツールワークショップ）、ペアレントトレーニングを計 54 回実施した。 ・テーマ別研修会　　30 回（うち、家族支援の一環として支援ツールワークショップを 10 回開催） ・ペアレントトレーニング　24 回 さらに、関係機関との連携を図ること等により、地域社会で生活環境を整える実践を通して、全国の関係事業所等で活用が出来るよう、Vineland-Ⅱ、ICF を活用した標準化されたアセスメントモデルを構築し、講演等通じてその普及に取り組んだ。 〇保育所等訪問支援では、専門的知識･経験を有するスタッフが、保育園、幼稚園、こども園、小学校、中学校、特別支援学校を定期的に訪問し、発達障害児一人ひとりの特性や能力を捉えて、集団生活に適応		

		支援にも取り組む。 イ　保育所等への訪問による助言 保育所等訪問支援を実施し、発達障害児が集団生活に適応できるよう専門的な助言やその他必要な支援を行う。	る支援にも取り組む。 イ　保育所等への訪問による助言 保育所等訪問支援を実施し、発達障害児が集団生活に適応できるよう専門的な助言やその他必要な支援を行う。		できるように支援方法、環境調整、配慮事項等について援助・助言を行った。 　児童発達支援に関わる事業(児童発達支援センター(児童発達支援、保育所等訪問支援))の今後の方向性について、法人内に「児童発達支援検討会」を設置し、検討会を２回行った。検討にあたっては、事業の目的、モデル性、収支の均衡等を総合的に検討した。		
	（３）地域の障害者に対する短期入所、就労支援、日中一時支援など地域生活の支援を行うこと。	（３）　地域の障害者に対する短期入所、就労支援、日中一時支援など地域生活の支援を行う。 〈具体的な取組〉 　地域の障害者に対し、短期入所、就労支援、日中一時支援などの地域生活を支援するサービスを実施する。 　就労支援などの通所事業利用者に対して標準化されたアセスメントを実施し支援を行う。	（３）　地域の障害者に対する短期入所、就労支援、日中一時支援など地域生活の支援を行う。 〈具体的な取組〉 　地域の障害者に対し、短期入所、就労支援、日中一時支援などの地域生活を支援するサービスを実施する。 　就労支援などの通所事業利用者に対して標準化されたアセスメントを実施し支援を行う。	・地域の障害者に対する、短期入所、就労支援、日中一時支援など地域生活の支援を行っているか。	（３）地域の障害者に対する支援 　高崎市及び近隣市町村からの短期入所については、寮再編による居室の削減に伴い受け入れが困難となり、利用日数が減少した。その一方で、著しい行動障害を有する者の短期入所については、令和７年度に受け入れた 15 人（令和６年度は 10 人）のアセスメントとして、該当寮において利用を計画的に行ったため、利用日数の増加に繋がった。また、介護サービス包括型共同生活援助、日中サービス支援型共同生活援助において、地域で生活している障害者の受け入れを行った。こうしたことから、短期入所は、年間 1,477 日となったが、目標（目標毎年度 1,500 日以上）を達することができなかった。また、日中一時支援については、延べ 86 日（目標毎年度 240 日以上）の利用であった。 　就労継続支援 B 型（定員 20 名）は、しいたけ栽培を中心とした生産活動の提供を行っているが、契約者は 18 人であり、利用率は 79%(目標 80%以上)と目標に達することはできなかった。新規契約者の確保に向けて、特別支援学校３校や地域相談事業所等に出向くなどして、情報収集及び広報活動を実施したが、新規利用者の確保はできなかった。今後の事業展開を考え、事業当初のモデル的な役割は概ね果たせたこと、収支均衡の改善を図ることの見通しが立たないことから、令和８年度中をメドに廃止する方向で検討を行った。 　地域の障害者の支援向上のため、地域支援部では、多種多様の福祉サービスを提供しており、就学前からの切れ目のない支援を実施している。各福祉サービスにおける支援を通じて、Vineland-Ⅱ、ICF を活用した標準化されたアセスメントを実施しており、勉強会(地域支援部内講習会)を 10 回開催した。また、法人内研究「障害児サービス、障害児支援に於ける Vineland-Ⅱと ICF を活用したアセスメント及びモニタリングに関する支援者の意識調査」については、研究部と協働しながら取り組んでいる。 　放課後等デイサービス事業については、令和６年度の在り方検討会の結果、令和７年度末をもって事業を休止とした。		

		（４）評価における指標 ⅰ　地域の知的障害者等への健康診断を毎年度150人以上とする。 ⅱ　地域の発達障害児・者等への診療件数を毎年度5,400人以上とする。 ⅲ　児童発達支援の利用率を毎年度80%以上とする。 ⅳ　放課後等デイサービスの利用率を毎年度 80%以上とする。 ⅴ　就労継続支援Ｂ型の利用率を毎年度 80%以上とする。 ⅵ　短期入所の延べ受入日数を毎年度1,500日以上とする。 〈参考指標〉 ※（１）関連 ・　入院病床利用数を１日平均 11 床以上とする。 ・　家族支援（保護者 相談会）の開催を毎年度20回以上とする。 ※（２）関連 ・　保育所等訪問支	（４）令和７年度における評価指標 ⅰ　地域の知的障害者等への健康診断を150人以上とする。 ⅱ　児童発達支援の利用率を 80%以上とする。 ⅲ　放課後等デイサービスの利用率を80%以上とする。 ⅳ　就労継続支援Ｂ型の利用率を80%以上とする。 ⅴ　短期入所の延べ受入日数を1,500日以上とする。 〈参考指標〉 ※（２）関連 ・保育所等訪問支援	・各数値目標について、所期の目標を達成しているか。	＜参考指標＞ ・保育所・幼稚園等の訪問件数　768 件 （参考指標：保育所・幼稚園等の訪問件数 800 件以上） ・家族支援（ペアレントトレーニング）の開催回数　24 回 （参考指標：家族支援(ペアレントトレーニング)　20 回以上） ・発達障害者への理解や対応を深める勉強会　　30 回 （参考指標：発達障害者への理解や対応を深める勉強会　20 回以上）		

		援の実施回数を毎年度800回以上とする。 ・　家族支援（ペアレントトレーニング）の開催を毎年度20回以上とする。 ・　発達障害への理解や対応を深める勉強会を毎年度 20回以上とする。 ※（３）関連 ・　日中一時支援の延べ受入日数を毎年度240日以上とする。	の実施回数を800回以上とする。 ・家族支援（ペアレントトレーニング）の開催を 20 回以上とする。 ・発達障害への理解や対応を深める勉強会を 20 回以上とする。 ※（３）関連 ・日中一時支援の延べ受入日数を240日以上とする。				

４．その他参考情報

１．当事務及び事業に関する基本情報			
２―１	業務運営の効率化に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	５年度	６年度	７年度	８年度	９年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費の経費　（計画値）	中期目標期間最終年度	（50 百万円）	－	－	－	－	－	
一般管理費の経費　（実績値）	－	－	38 百万円	40 百万円	41 百万円			
削減率	中期目標期間の最終年度（令和９年度）の額を第４期中期目標期間最終年度（令和４年度）と比べて一般管理費（公租公課を除く。）15%以上節減	－	24.0%	20.0%	18%			
達成度	－	－	160%	133%	120%			
事業費等の経費（計画値）	中期目標期間最終年度	（1,113 百万円）	－	－	－	－	－	
事業費等の経費（実績値）	－	－	1,086 百万円	1,109 百万円	1,149 百万円			
削減率	中期目標期間の最終年度（令和９年度）の額を第４期中期目標期間最終年度（令和４年度）と比べて、業務経費５%以上節減	－	2.4%	0.4%	△3.2%			
達成度	－	－	48%	8%	△64%			
常勤職員数（計画値）	中期目標期間最終年度	（177 人）	－	－	－			
常勤職員数（実績値）	－	－	172 人	170 人	170 人			
削減率（実績値）	常勤職員数を第４期中期目標終了時（令和５年３月 31 日）と比較して 11%縮減※ ※定年退職人数の不補充による減	－	2.8%	4.0%	4.0%			
達成度	－	－	25%	36%	36%			
資産利用検討委員会の開催数（計画値）	毎年度３回以上	－	３回以上	３回以上	３回以上			

	資産利用検討委員会の開催数（実績値）	－	３回 （第４期中期目標期間平均値）	３回	３回	３回			
	達成度	－	－	100％	100％	100％			
	競争性のある契約の比率（計画値）	毎年度 90％以上	－	90％以上	90％以上	90％以上			
	競争性のある契約の比率（実績値）	－	91％ （第４期中期目標期間平均値）	100％	100％	92％			
	達成度	－	－	111％	111％	102％			
	契約監視委員会の開催数（計画値）	毎年度１回以上	－	１回以上	１回以上	１回以上			
	契約監視委員会の開催数（実績値）	－	１回 （第４期中期目標期間平均値）－	１回	１回	１回			
	達成度	－	－	100％	100％	100％			

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	第４　業務運営の効率化に関する事項 通則法第 29 条第２項第３号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。	第２　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	第２　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	＜主な定量的指標＞ ・一般管理費の経費の節減 ・事業費の経費の節減 ・常勤職員数の縮減 ・資産利用検討委員会の開催数 ・競争性のある契約の比率 ・契約監視委員会の開催数 ＜その他の指標＞ なし	＜主要な業務実績＞	＜評定と根拠＞ 評定：Ｂ 　業務経費は、物価高騰の影響で経費節減が困難な状況であったが、公租公課を除く一般管理費については、既存備品の有効活用等により経費節減を実現した。 　地域の社会資源・公共財としての活用としては、既存施設等の有効活用を図るため、法人敷地内のグラウンドや体育館等を地域に開放した。 　このような地域に開かれた施設運営を実践することで、地域とのつながりの強化及び共生社会の実現に寄与することができた。 　また、ボランティア活動を行っている企業や団体、大学・専門学校等に広報活動を行い、ボランティア活動を実践する機会を提供し、積極的に共生社会の普及啓発に努めた。 　以上のことからＢ評定とした。 ＜課題と対応＞ なし	【評定】Ｂ ＜評定に至った理由＞ 　自己評価書の「Ｂ」との評価結果が妥当であると確認できた。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ・特になし ＜その他事項＞ ・特になし
	１効率的な業務運営体制の確立 　業務の質の確保を図りつつ、独立行政法人に求められている業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図るため、次の目標を達成すること。 （１）効率的な業務運営体制の確立及び人事管理に関する体制の見直し提供するサービスの質を確保しつつ、国の政策やのぞみの園の目的を円滑に実行するための効率的かつ柔軟な組織とするため、組織編成等の業務運営体制について、継続	１　効率的な業務運営体制の確立 　業務の質の確保を図りつつ、独立行政法人に求められている業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図るため、次の措置を講ずる。 （１） 効率的な業務運営体制の確立及び人事管理に関する体制の見直し提供するサービスの質を確保しつつ、国の政策やのぞみの園の目的を円滑に実行するための効率的かつ柔軟な組織とするため、組織編成等の業務運営体制について、継	１　効率的な業務運営体制の確立 　業務の質の確保を図りつつ、独立行政法人に求められている業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図るため、次の措置を講ずる。 （１） 効率的な業務運営体制の確立及び人事管理に関する体制の見直し 　提供するサービスの質を確保しつつ、国の政策やのぞみの園の目的を円滑に実行するための効率的かつ柔軟な組織とするため、組織編成等の業務運営体制について、	＜評価の視点＞ 効率的な業務運営体制の確立及び人事管理に関する体制の見直しを行い、提供するサービスの質を確保し、効率的かつ柔軟な組織編成を行っているか。	・国家公務員に準じて給与規定を改正することにより、引き続き給与水準の適正化を図った。 　職員の給与水準（令和７年度ラスパイレス指数）96.4％ ・平成 26 年４月に、国家公務員に準じた人事評価制度（能力評価と業績評価からなる）を制定している。		

	的に見直すこと。また、将来の方向性やビジョンを再検討した上で適正な人員の配置や資質の高い人材をより広く求めるとともに、研修や人事交流等を通じた人材育成を図り、専門性の高い組織運営に努めること。さらに、役職員の給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与等の在り方について厳しく検証した上で、その検証結果及び取組状況を公表すること。	続的に見直しを行う。また、将来の方向性やビジョンを再検討した上で適正な人員の配置や資質の高い人材をより広く求めるとともに、研修や人事交流等を通じた人材育成を図り、専門性の高い組織運営に努める。さらに、役職員の給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与等の在り方について厳しく検証した上で、その検証結果及び取組状況を公表する。	継続的に見直しを行う。また、将来の方向性やビジョンを再検討した上で適正な人員の配置や資質の高い人材をより広く求めるとともに、研修や人事交流等を通じた人材育成を図り、専門性の高い組織運営に努める。さらに、役職員の給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与等の在り方について厳しく検証した上で、その検証結果及び取組状況を公表する。				
	（２）業務運営の効率化に伴う経費節減 一般管理費（公租公課を除く。）について、中期目標期間の最終年度（令和９年度）の額を、第４期最終年度（令和４年度）と比べて 15%以上節減すること。 業務経費について、中期目標期間の最終年度（令和９年度）の額を、第４期最終年度（令和４年度）と比べて５％以上節減すること。	（２）業務運営の効率化に伴う経費節減 一般管理費（公租公課を除く。）について、中期目標期間の最終年度（令和９年度）の額を、第４期最終年度（令和４年度）と比べて 15%以上節減する。 業務経費について、中期目標期間の最終年度（令和９年度）の額を、第４期最終年度（令和４年度）と比べて５％以上節減する。	（２）業務運営の効率化に伴う経費節減 一般管理費（公租公課を除く。）について、中期目標期間の最終年度（令和９年度）の額を、第４期最終年度（令和４年度）と比べて 15%以上節減する。 業務経費について、中期目標期間の最終年度（令和９年度）の額を、第４期最終年度（令和４年度）と比べて５％以上節減する。	・経費の節減が図られているか。	・公租公課を除く一般管理費は、令和７年度の実績値は 41 百万円であり、第４期中期目標期間最終年度（令和４年度・50 百万円）と比較して９百万円の減となった。これは、既存備品の有効活用やリース物品の契約延長等による更新費用の抑制等を図ったためである。 また、業務経費は、令和７年度の実績値は 1,149 百万円であり、第４期中期目標期間最終年度（令和４年度・1,113 百万円）と比較して 36 百万円の増となった。この要因は、老朽化した生活寮の改修費やライフラインの修繕費が物価高騰の影響で支出増となったためである。		

	なお、総人件費については、政府の方針を踏まえ、適切に対応すること。						
		〈具体的な取組〉 ア　経費の節減 　中期目標に基づく運営費交付金の節減目標を達成するため、常勤職員数の縮減、給与水準の適正化、のぞみの園が策定した「調達等合理化計画」等に基づく調達等の合理化に取り組む。 イ　運営費交付金以外の収入の確保 　診療所等、既存事業の効率的な運営により、事業収入の増加を図る。 　また、利用者負担を求めることができるサービスについて、社会一般情勢を踏まえ適切な額の負担を求める。 （３）評価における指標 常勤職員数を第４期中期目標終了時（令和５年３月 31 日）と比較して、11%縮減する。	〈具体的な取組〉 ア　経費の節減 　中期目標に基づく運営費交付金の節減目標を達成するため、常勤職員数の縮減、給与水準の適正化、のぞみの園が策定した「調達等合理化計画」等に基づく調達等の合理化に取り組む。 イ　運営費交付金以外の収入の確保 　診療所等、既存事業の効率的な運営により、事業収入の増加を図る。 　また、利用者負担を求めることができるサービスについて、社会一般情勢を踏まえ適切な額の負担を求める。 （３）令和７年度における評価指標 　常勤職員数を第４期中期目標終了時(令和５年３月 31 日）と比較して、4.0%縮減する。				
	２　効率的かつ効果的な施設・設備の利用	２　効率的かつ効果的な施設・設備の利用	２　効率的かつ効果的な施設・設備の利用	・既存の施設・設備を有効活用しつつ、効率的かつ効果的な業務			

	既存の施設・設備を有効活用しつつ、効率的かつ効果的な業務運営を図ること。	既存の施設・設備を有効活用しつつ、効率的かつ効果的な業務運営を図る。 〈具体的な取組〉 ア　施設入所利用者の状況を考慮した利用方法の検討 施設・設備等について、地域移行等による移行前の施設入所利用者数の減少や高齢化、身体・認知等の機能低下が進む施設入所利用者の状況等に合わせた見直しを図るなど、効率的かつ効果的な利用を図る。 イ　地域の社会資源・公共財としての活用 広場、グラウンド等を地域に開放するとともにボランティア活動を行っている企業や団体、大学・専門学校や生涯教育に関わる方等に広報活動を行い、のぞみの園のフィールドを活用してボランティアを実践する機会を提供し、積極的に共生社会の趣旨・理念の普及啓発に努める。	既存の施設・設備を有効活用しつつ、効率的かつ効果的な業務運営を図る。 〈具体的な取組〉 ア　施設入所利用者の状況を考慮した利用方法の検討 施設・設備等について、地域移行等による移行前の施設入所利用者数の減少や高齢化、身体・認知等の機能低下が進む施設入所利用者の状況等に合わせた見直しを図るなど、効率的かつ効果的な利用を図る。 イ　地域の社会資源・公共財としての活用 広場、グラウンド等を地域に開放するとともにボランティア活動を行っている企業や団体、大学・専門学校や生涯教育に関わる方等に広報活動を行い、のぞみの園のフィールドを活用してボランティアを実践する機会を提供し、積極的に共生社会の趣旨・理念の普及啓発に努める。	運営が図られているか。	・　地域の社会資源・公共財としての活用 のぞみの園のグラウンドや体育館等を地域に開放した。また、ボランティア活動を行っている企業や団体、大学・専門学校や生涯教育に関わる方等に広報活動を行い、のぞみの園のフィールドを活用して、ボランティア活動を実践する機会を提供し、積極的に共生社会の趣旨・理念の普及啓発に努めた。 ・地域への施設開放状況（延べ利用人数） グラウンド　390 人 体育館　700 人 テニスコート　5 人 合　計　1,095 人 ・ボランティア受入数 大　学　10 人（生活援助） 企　業　7 人（環境整備） 団　体　56 人（環境整備） 合　計　73 人		

		〈評価における指標〉 資産利用検討委員会の開催数を毎年度３回以上とする。	〈令和７年度における評価指標〉 資産利用検討委員会の開催数を３回以上とする。	・各数値目標について、所期の目標を達成しているか。	・資産利用検討委員会を３回開催（目標：毎年度３回以上）し、保有資産の利活用、地域への施設開放、外部団体への貸出・連携、遠隔地の災害時の受入れ事業等について検討を行った。 【令和７年度資産利用検討委員会開催状況】 資産利用検討委員会 令和７年６月 25 日 令和７年 10 月 30 日 令和８年３月２日		
	３　合理化の推進 契約は、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、引き続き随意契約の適正化を推進すること。 ①　「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年５月 25 日総務大臣決定）を踏まえて、引き続き、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する。 ②　毎年度、「調達等合理化計画」を策定し、その取組状況を公表すること。 ③　外部有識者等からなる契約監視委員会による点検を踏まえて、競争性のない随意契約の削減を更に徹底する等、引き続き調達等の改善に努める	３　合理化の推進 契約は、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、引き続き随意契約の適正化を推進する。 ①　「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年５月２５日総務大臣決定）を踏まえて、引き続き、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する。 ②　毎年度、「調達等合理化計画」を策定し、その取組状況を公表する。 ③　外部有識者等からなる契約監視委員会による点検を踏まえて、競争性のない随意契約の削減を更に徹底する等、引き続き調達等の改善に努める。	３　合理化の推進 契約は、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、引き続き随意契約の適正化を推進する。 ①　「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年５月２５日総務大臣決定）を踏まえて、引き続き、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する。 ②　「調達等合理化計画」を策定し、その取組状況を公表する。 ③　外部有識者等からなる契約監視委員会による点検を踏まえて、競争性のない随意契約の削減を更に徹底する等、引き続き調達等の改善に努める。	・契約は、原則として一般競争入札等によるものとし、年度計画に掲げる取組により、引き続き随意契約の適正化を推進しているか。	・競争性のある契約、契約監視委員会については、「調達等合理化計画」等に基づき実施した。令和７年度においては、契約監視委員会を６月に開催（目標：毎年度１回以上）し、点検・見直しを行い、その結果をホームページで公表した。また、追加の新規案件については調達等合理化検討会を開催し、審議結果について契約監視委員会に報告し了承を得た。 ・競争性や透明性の確保を図る観点から、一般競争入札等を積極的に行った。 全 12 件の契約のうち競争性のある契約が 11 件であるため実績値は、92%であり、目標（毎年度 90%以上）を達成することができた。 競争性のある契約　　11 件 競争性のない契約　　1 件 合　計　　12 件		

	こと。	〈評価における指標〉 ⅰ　競争性のある契約の比率を90%以上とする。 ⅱ　契約の適正な実施について点検を受けるための契約監視委員会の開催数を毎年度１回以上とする。	〈令和７年度における評価指標〉 ⅰ　競争性のある契約の比率を 90%以上とする。 ⅱ　契約の適正な実施について点検を受けるための契約監視委員会の開催数を１回以上とする。				

４．その他参考情報

１．当事務及び事業に関する基本情報			
３―１	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	５年度	６年度	７年度	８年度	９年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
	総事業費に占める自己収入比率（計画値）	中期目標期間中、総事業費に占める自己収入の比率を55%以上	－	55%以上	55%以上	55%以上			
	総事業費に占める自己収入比率（実績値）	－	57%（第４期中期目標期間平均値）	56%	59%	57%			
	達成度	－	－	102%	107%	103%			

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	第５　財務内容の改善に関する事項 通則法第 29 条第２項第４号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。 １　自己収入の増加に努めることにより、中期目標期間中において、総事業費（定年退職者に係る退職手当を除く。）に占める自己収入の比率を、55%以上にすること。 ２　経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施 「第４　業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、適切な予算管理を通じて当該予算内で健全な運営を行うこと。	第３　財務内容の改善に関する事項 財務内容の改善に向けて以下のように取り組む。 １　自己収入の増加に努めることにより、中期目標期間中において、総事業費（定年退職者に係る退職手当を除く。）に占める自己収入の比率を、55%以上にする。 ２　経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施 「第２業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算内で健全な運営を行う。	第３　財務内容の改善に関する事項 財務内容の改善に向けて以下のように取り組む。 １　自己収入の増加に努めることにより、中期目標期間中において、総事業費（定年退職者に係る退職手当を除く。）に占める自己収入の比率を、55%以上にする。 ２　経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施 「第２　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算内で健全な運営を行う。	＜主な定量的指標＞ ・総事業費（定年退職者に係る退職手当を除く。）に占める自己収入の比率を、55%以上にする。 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・自己収入の増加に努めることにより、中期目標期間中において、自己収入比率を 55%以上にし、中期計画の予算内の健全な運営を行っているか。	＜主要な業務実績＞ ・令和７年度における総事業費（退職手当を除く）に占める自己収入の比率は 57%となり、目標（55%以上）を上回った。これは、効率的な事業の見直しなど事業運営について、概ね計画通りに実施できたことが主な要因である。また、予算に従ってセグメント毎の収支計画を作成し、事業運営に取り組んだことから、借入金等の発生もなく事業を実施することができた。なお、運営費交付金の収益化については、業務の進行に応じて収益化する業務達成基準を採用している。 令和７年度総事業費（退職手当を除く）2,706 百万円 自己収入 1,550 百万円（57%）	＜評定と根拠＞ 評定：Ｂ 総事業費に占める自己収入の比率は目標を上回ることができたので、Ｂ評定とした。 ＜課題と対応＞ なし	【評定】Ｂ ＜評定に至った理由＞ 自己評価書の「Ｂ」との評価結果が妥当であると確認できた。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ・特になし ＜その他事項＞ ・特になし

４．その他参考情報

（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載）

○　目的積立金等の状況は、次表のとおりである。

（単位：百万円）

	令和５年度末（初年度）	令和６年度末	令和７年度末	令和８年度末	令和９年度末（最終年度）
前期中期目標期間繰越積立金	－	－	－	－	－
目的積立金	－	－	－	－	－
積立金	53	269	355		
うち経営努力認定相当額	－	－	－	－	－
その他の積立金等	－	－	－	－	－
運営費交付金債務	0	0	6		0
当期の運営費交付金交付額(a)	1,231	1，231	1,156		
うち年度末残高(b)	0	0	6		
当期運営費交付金残存率(b÷a)	0%	0%	1%		－

注：単位未満については、四捨五入して記載している

１．当事務及び事業に関する基本情報			
４―１	その他業務運営に関する重要事項		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	５年度	６年度	７年度	８年度	９年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
内部統制委員会開催数（計画値）	毎年度３回以上	－	３回以上	３回以上	３回以上			
内部統制委員会開催数（実績値）	－	３回（第４期中期目標期間平均値）	３回	３回	３回			
達成度	－	－	100％	100％	100％			
モニタリング評価会議の開催数（計画値）	毎年度４回以上	－	４回以上	４回以上	４回以上			
モニタリング評価会議の開催数（実績値）	－	４回（第４期中期目標期間平均値）	４回	４回	４回			
達成度	－	－	100％	100％	100％			
事故防止対策委員会の開催数（計画値）	毎年度 12 回以上	－	12 回以上	12 回以上	12 回以上			
事故防止対策委員会の開催数（実績値）	－	12 回（第４期中期目標期間平均値）	12 回	12 回	12 回			
達成度	－	－	100％	100％	100％			
虐待防止対策委員会の開催数（計画値）	毎年度 12 回以上	－	12 回以上	12 回以上	12 回以上			
虐待防止対策委員会の開催数（実績値）	－	14 回（第４期中期目標期間平均値）	13 回	20 回	16 回			
達成度	－	－	108％	167％	133％			
感染症対策委員会の開催数（計画値）	毎年度２回以上	－	２回以上	２回以上	４回以上			
感染症対策委員会の開催数（実績値）	－	12 回（第４期中期目標期間平均値）	５回	４回	６回			
達成度	－	－	250％	200％	150％			

	情報セキュリティ職員研修会の開催数（計画値）	毎年度１回以上	－	１回以上	１回以上	１回以上			
	情報セキュリティ職員研修会の開催数（実績値）	－	３回 （第４期中期目標期間平均値）	３回	３回	３回			
	達成度	－	－	300％	300％	300％			
	内部監査の実施回数（計画値）	毎年度１回以上	－	１回以上	１回以上	１回以上			
	内部監査の実施回数（実績値）	－	１回 （第４期中期目標期間平均値）	１回	１回	１回			
	達成度	－	－	100％	100％	100％			
	運営懇談会の開催回数（計画値）	毎年度２回以上	－	２回以上	２回以上	２回以上			
	運営懇談会の開催回数（実績値）	－	２回 （第４期中期目標期間平均値）	２回	２回	２回			
	達成度	－	－	100％	100％	100％			
	第三者評価機関による評価（計画値）	３年に一度実施	３年に一度実施	－	３年に一度実施	－			
	第三者評価機関による評価（実績値）	－	前回は令和３年度に実施	－	１回	－			
	達成度	－	－	－	100％	－			

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	第６　その他業務運営に関する重要事項 通則法第 29 条第２項第５号のその他業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。	第４　その他業務運営に関する重要事項 　その他業務運営に関して以下のように取り組む。	第４　その他業務運営に関する重要事項 　その他業務運営に関して以下のように取り組む。	＜主な定量的指標＞ ・内部統制委員会の開催数 ・モニタリング評価会議の開催数 ・事故防止対策委員会の開催数 ・虐待防止対策委員会の開催数 ・感染症対策委員会の開催数 ・情報セキュリティ対策の職員研修会の開催数 ・内部監査の実施回数 ・運営懇談会の開催回数 ・第三者評価機関による評価の実施 ＜その他の指標＞ ・委員会に招聘する外部委員数 ＜評価の視点＞ ・施設整備や改修については、必要性や経費の水準等について十分に精査しているか。	＜主要な業務実績＞	＜評定と根拠＞ 評定：Ｂ 　内部統制委員会を３回開催し、重要案件を審議する 14 の委員会等から、審議状況や内部統制の基本的要素の実施状況について報告を受け、審議・検討を行った。 　これにより、法人全体のガバナンスの強化及び適正な業務運営の推進に寄与した。 　また、モニタリング評価会議やリスク回避等に向けた取り組みについても計画通り実施できた。 　モニタリングを通じて、リスク管理体制の維持・強化を図ることができた。 　施設利用者の基本的人権を守り安全を確保するとともに、法人としてのリスク回避・軽減を図るため、対策ごとに委員会を設けており、①施設利用者の事故防止対策、②虐待防止対策、③感染症予防や防災対策等に努めた。 　各委員会において課題の共有や対策の検討を行うことで、リスクの未然防止及び発生時の適切な対応体制の整備につなげることができた。 　以上のことから、Ｂ評定とした。	【評定】Ｂ ＜評定に至った理由＞ 　自己評価書の「Ｂ」との評価結果が妥当であると確認できた。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ・特になし ＜その他事項＞ ・特になし
	１　施設整備や改修等については、適切な支援サービスの確保に留意しつつ、施設利用の状況、社会経済情勢を踏まえ、その必要性や経費の水準等について十分に精査すること。	１　施設整備や改修等については、適切な支援サービスの確保に留意しつつ、施設利用の状況、社会経済情勢を踏まえ、その必要性や経費の水準等について十分に精査する。	１　施設整備や改修等については、適切な支援サービスの確保に留意しつつ、施設利用の状況、社会経済情勢を踏まえ、その必要性や経費の水準等について十分に精査する。		１　施設整備や改修等 ○令和７年度実施分 　令和６年度補正予算より繰り越された施設整備費を財源とする工事については、園内の寮舎屋根防水等工事及び火災報知器受信機本体更新工事を計画通り実施した。 ・交付額　　113 百万円 ・財　源　　令和６年度施設整備費補助金 ○令和７年度補正予算実施分 （１）寮舎屋根防水等工事 　寮舎等については、建築から 50 年以上経過しているものもあり、老朽化が進み、各所で雨漏りやそれに伴うカビなどのトラブルが発生している。 　これにより、入所者に一時的な待避などの影響が生じているため、施設利用者が安心して生活できるよう、改修を計画するもの		

					である（三年計画第三期目）。 （２）給水配管更新工事 園内に敷設する給水配管は、設置から 50 年以上経過し、法定耐用年数（15 年）を大幅に超え、老朽化が進んでいる。 このため、施設利用者が安心して生活できるよう、給水配管の更新を計画するものである。 なお、上記（１），（２）の工事については、令和８年度に予算を繰越して実施することとしている。	＜課題と対応＞ なし	
	２　内部統制強化への取組については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえて、必要な規程類や体制の整備を行い、内部統制が有効に機能しているか点検・検証を行うとともに、内部統制に係る事項について、役職員で認識の共有を図ること。	２　内部統制強化への取組については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえて、必要な規程類や体制の整備を行い、内部統制が有効に機能しているか点検・検証を行うとともに、内部統制に係る事項について、役職員で認識の共有を図る。 〈具体的な取組〉 ア　内部統制の体制 役職員の職務執行のあり方をはじめとする内部統制について、内部統制委員会などの各種会議や研修等における指示の伝達等を通じて役職員で認識を共有するな	２　内部統制強化への取組については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえて、必要な規程類や体制の整備を行い、内部統制が有効に機能しているか点検・検証を行うとともに、内部統制に係る事項について、役職員で認識の共有を図る。 〈具体的な取組〉 ア　内部統制の体制 役職員の職務執行のあり方をはじめとする内部統制について、内部統制委員会などの各種会議や研修等における指示の伝達等を通じて役職員で認識を共有するな	・内部統制強化の取組については、必要な規程類や体制の整備を行い、内部統制が有効に機能しているか点検・検証を行うとともに、内部統制に係る事項について、役職員で認識の共有を図っているか。	２　内部統制強化への取組 ア　内部統制の体制 令和７年度は、内部統制委員会を３回開催（目標：毎年度３回以上）し、内部統制の推進体制を有効に機能させるため、次の取組について報告を行い、審議・検討を行った。 １）業務運営や利用者の健康・生命・生活等にかかる重要案件を審議する観点から選定した 14 の委員会から、活動状況及び審議内容について報告した。 ２）内部統制の６つの基本要素（①統制環境、②リスク評価と対応、③統制活動、④情報と伝達、⑤モニタリング、⑥ICT への対応）の各部所における実施状況について監査を実施し、その結果について報告した。		

		ど、更なる充実・強化を図る。	ど、更なる充実・強化を図る。		３）ハラスメント防止への取組等について報告した。 ４）法人内のコミュニケーションの実態把握のため、全職員を対象とした「職員意識調査」を令和７年 11 月に実施し、令和８年３月に調査結果を取りまとめ報告した。 ５）診療所改革後の取組状況について報告した。 ６）利用者支援の現場における業務省力化の状況について報告した。		
		イ　業務の進行管理 継続的な業務モニタリングを通じて内部統制の仕組みが有効に機能しているか点検・検証を行い、その結果を踏まえて当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行うことにより、適切な業務遂行に努める。	イ　業務の進行管理 継続的な業務モニタリングを通じて内部統制の仕組みが有効に機能しているか点検・検証を行い、その結果を踏まえて当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行うことにより、適切な業務遂行に努める。		イ　業務の進行管理 各部所より選出されたモニター（係長相当７名）による業務遂行状況について、継続的にモニタリングを行った。 また、モニターと役員及び各局管理者による「モニタリング評価会議」を年４回開催（目標：毎年度４回以上）した。 この会議において、各モニターからの評価項目ごとの進捗状況の報告等に基づき業務の進行管理を行うとともに、評価結果等については園内ＬＡＮを活用して広く職員に周知した。 【モニタリングの実施】 ・第１回　令和７年５月 13 日（第４四半期分＋令和６年度総括） ・第２回　令和７年　９月　２日（第１四半期分） ・第３回　令和７年 10 月 23 日（第２四半期分） ・第４回　令和８年　１月 27 日（第３四半期分）		
		ウ　リスク回避・軽減への取組 のぞみの園の施設運営業務においてリスク要因への徹底した対応を図るため、施設利用者等に係る感染症予防対策や事故防止対策、防災対策、防犯対策等について組織的な取組を進める。	ウ　リスク回避・軽減への取組 のぞみの園の施設運営業務においてリスク要因への徹底した対応を図るため、施設利用者等に係る感染症予防対策や事故防止対策、防災対策、防犯対策等について組織的な取組を進める。		ウ　リスク回避・軽減への取組 事故防止対策委員会を 12 回開催し（目標：毎年度 12 回以上）、事故の検証を行うとともに再発防止に向けた環境調整や支援方法の見直しを行った。 虐待防止対策委員会を 16 回開催し（目標：毎年度 12 回以上）、利用者支援にあたる現場での身体拘束等の状況報告や、不適切な支援への対応の在り方などについて、小委員会を通して意見交換を行い、利用者の人権に配慮した支援の在り方等について現場での取組に繋げた。 入所利用者及び役職員の感染症の予防並びに感染症に罹患する恐れが生じた場合の対策等を協議・決定することを目的として、感染症対策委員会を設置している。令和７年度は、感染対策指針に定めている定期開催（４回）と感染症発生状況に応じた開催（２回）の６回を開催し、法人内における感染防止対策の情報共有に努めた（目標：毎年度２回以上。なお、障害者総合支援法に基づき、令和６年４月より感染症対策委員会の開催を年４回以上と義務化されたことに伴い、令和７年度から、年度計画では、目標回数を４回に変更）。コロナ５類移行後の対応については、基本的な感染対策を維持しながら、地域の感染状況に応じた対策		

					を講じた。 　また、全役職員を対象に感染症・食中毒についての研修会を対面式で開催し、PPE（手袋、ガウン、マスク等の個人防護具）使用時の注意点や手洗いのポイント等の説明、生活寮におけるゾーニングシミュレーションを行い、感染対策技術の習得に努めた。 　防災対策として、施設利用者及び役職員を対象とした総合防災訓練を令和７年 11 月に開催した。内容は、震度６の大地震により１ケ寮で火災が発生したと想定し訓練を実施した。避難者は利用者 159 人、役職員 171 人で合計 330 人が参加した。このほか生活支援部、地域支援部、診療所では年３回の避難訓練を実施した。 　防犯対策として、緊急連絡網の掲示、防犯カメラの点検、夜間における通行規制を継続実施するとともに、警察署職員による防犯研修会を開催し、不法侵入者を発見した時の対処方法などを学んだ。		
		エ　業務内容の情報開示等 　のぞみの園の運営状況や財務状況、業務の遂行状況等について、国民にとって分かりやすいよう情報開示を行う。	エ　業務内容の情報開示等 　のぞみの園の運営状況や財務状況、業務の遂行状況等について、国民にとって分かりやすいよう情報開示を行う。		エ　業務内容の情報開示等 　ホームページにおいて、財務諸表等の財務情報、年度計画や事業報告、監事監査や内部監査の結果等について、適切に情報開示等を行った。		
		オ　効率的な業務運営に向けた取組を有効に機能させるための監査実施 随意契約の適正化等の効率的な業務運営に向けた取組を有効に機能させるため、内部監査を行うとともに監事及び会計監査人からの厳格な監査を受ける。 カ　新型コロナウイルス感染症等への対策として、感染症対策委員会を	オ　効率的な業務運営に向けた取組を有効に機能させるための監査実施 随意契約の適正化等の効率的な業務運営に向けた取組を有効に機能させるため、内部監査を行うとともに監事及び会計監査人からの厳格な監査を受ける。 カ　新型コロナウイルス感染症等への対策として、感染症対策委員会を適		オ　内部監査の実施 　内部監査について、令和７年度内部監査計画に基づき、以下の重点事項に基づきチェックリストを作成し、ヒアリング及び実地監査を行った。 【令和７年度重点事項】 ・支援・介護マニュアル集に基づく支援・介護、与薬ルールの実施状況の確認 ・情報セキュリティ対策の運用状況 ・法人文書の管理状況 ・利用者所持金の管理状況 ・出納員における現金管理状況 ・内部統制に関する基本的な取り組み状況 ・競争的研究費等の不正防止に関する取り組み状況 ・行動計画の取り組み状況 ・支援の現場における困りごと 　また、監査結果については、令和７年 12 月 25 日に開催の第２回内部統制委員会（理事長が委員長）で報告し、当法人ホームペ		

		適時開催し、国や自治体の示す感染拡大防止のための方針に沿った対応を行う。 〈評価における指標〉 ⅰ　内部統制委員会の開催数を毎年度３回以上とする。 ⅱ　モニタリング評価会議の開催数を毎年度４回以上とする。 ⅲ　事故防止対策委員会の開催数を毎年度 12 回以上とする。 ⅳ　虐待防止対策委員会の開催数を毎年度 12 回以上とする。 ⅴ　感染症対策委員会の開催数を毎年度２回以上とする。	時開催し、国や自治体の示す感染拡大防止のための方針に沿った対応を行う。 〈令和７年度における評価指標〉 ⅰ　内部統制委員会の開催数を３回以上とする。 ⅱ　モニタリング評価会議の開催数を４回以上とする。 ⅲ　事故防止対策委員会の開催数を 12 回以上とする。 ⅳ　虐待防止対策委員会の開催数を 12 回以上とする。 ⅴ　感染症対策委員会の開催数を４回以上とする。	・各数値目標について、所期の目標を達成しているか。	ージに報告書を掲載した。		
	３　情報システムについては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムの整備及び管理を行うＰＪＭＯを支援	３　情報システムについては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムの整備及び管理を行うＰＪＭＯを支援する	３　情報システムについては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムの整備及び管理を行うＰＪＭＯを支援する	・情報システムの整備及び管理を行うＰＪＭＯを支援するためのＰＭＯの設置等に向けた体制整備に取り組んでいるか。また、情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直し、整備し、セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組ん	３　情報システムの整備・管理、情報セキュリティ対策 （１）　情報システムの整備・管理 今年度、PMO の機能を有する「情報システム委員会」を設置し、委員会を３回開催した。第１回目（４月）は、IT 関連予算の７年度計上状況や NISC 監査における改善スケジュールについて意見交換を行い、第２回目（11 月）では、IT 関連予算の執行状況や NISC 監査における改善状況を確認、第３回目（令和８年３月）では、IT 関連予算の執行状況のほか、セキュリティポリシーの改正案や、次年度の情報セキュリティ対策推進計画、IT 事業継続計画について審議・検討した。 （２）　情報セキュリティ対策 ①　重大な個人情報を保有する法人であるとの認識から、情報セキュリティの脅威や情報漏洩の事例について、新任職員及		

	するため、PMOの設置等の体制整備を行う。 　また、情報セキュリティ対策の強化については、「政府機関のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」（令和３年７月７日サイバーセキュリティ戦略本部）を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直し、整備するとともに、これに基づき、セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むこと。さらに、対策の実施状況を毎年度把握し、ＰＤＣＡサイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図ること。	ため、PMOの設置等の体制整備を行う。 　また、情報セキュリティ対策の強化については、「政府機関のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」（令和３年７月７日サイバーセキュリティ戦略本部）を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直し、整備するとともに、これに基づき、セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。 　さらに、対策の実施状況を毎年度把握し、ＰＤＣＡサイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図る。 〈具体的な取組〉 ・情報セキュリティ対策の水準の向上を図るため毎年度職員研修会を開催するとともに関連の内部監査を実施する。 〈評価における指標〉 ・　情報セキュリテ	ため、PMOの設置等の体制整備を行う。 　また、情報セキュリティ対策の強化については、「政府機関のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」（令和３年７月７日サイバーセキュリティ戦略本部）を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直し、整備するとともに、これに基づき、セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。 　さらに、対策の実施状況を毎年度把握し、ＰＤＣＡサイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図る。 〈具体的な取組〉 ・情報セキュリティ対策の水準の向上を図るため職員研修会を開催するとともに関連の内部監査を実施する。 〈令和7年度における評価指標〉 ・　情報セキュリテ	でいるか。 ・各数値目標について、所期の目標を達成しているか。	び全役職員を対象に、研修を３回行った。（目標：毎年度１回以上） 　令和７年４月 20 日実施（新任職員対象） 　令和８年１月 22 日～２月 24 日実施（全役職員対象（WEB研修）） 　令和８年１月 22 日～２月 24 日実施（全役職員対象（自己点検）） ②　内部監査については、令和７年９月から 12 月にかけて、総務部以下すべての部において、情報セキュリティ対策の運用状況について監査を実施（目標：毎年度１回以上）した。 ③　情報セキュリティ分野における最新の動向を把握するため、内閣官房国家サイバー統括室(NCO)、厚生労働省及び独立行政法人情報処理推進機構(IPA)主催のＷＥＢ研修に参加し、情報収集を行った。 ④　業務委託業者のうち、情報システムを用いて個人情報を取り扱う６社に対し、書面による検査を実施した。 ⑤　実践的サイバー防御演習及び情報セキュリティインシデント対処の連携訓練を行った。 ⑥　情報漏洩の可能性のあるシステム等の使用に関して、情報セキュリティ対策に取り組んだ。		

		ィ対策の職員研修会の開催数を毎年度１回以上とする。 ・　内部監査の実施回数を毎年度１回以上とする。	ィ対策の職員研修会の開催数を１回以上とする。 ・　内部監査の実施回数を１回以上とする。				
	４　提供するサービスに対する第三者から意見等を聴取する場の確保については、適切なサービスの提供と業務運営の向上を図るため、第三者から意見等を聴取する機会を確保するとともに、第三者評価機関による福祉サービスの評価を実施すること。 また、その評価結果等を公表し、事業運営への反映に努めること。	４　提供するサービスに対する第三者から意見等を聴取する場の確保については、適切なサービスの提供と業務運営の向上を図るため、第三者から意見等を聴取する機会を確保するとともに、第三者評価機関による福祉サービスの評価を実施する。 また、その評価結果等を公表し、事業運営への反映に努める。 〈具体的な取組〉 ア　運営懇談会の開催 総合施設の運営や調査・研究、養成・研修等の業務全般に関する第三者の意見等を事業運営に反映させるため、有識者、行政担当者、地域の代表者、保護者等から構成される会議を開催する。	４　提供するサービスに対する第三者から意見等を聴取する場の確保については、適切なサービスの提供と業務運営の向上を図るため、第三者から意見等を聴取する機会を確保するとともに、第三者評価機関による福祉サービスの評価を実施する。 また、その評価結果等を公表し、事業運営への反映に努める。 〈具体的な取組〉 ア　運営懇談会の開催 総合施設の運営や調査・研究、養成・研修等の業務全般に関する第三者の意見等を事業運営に反映させるため、有識者、行政担当者、地域の代表者、保護者等から構成される会議を開催する。	・適切なサービスの提供と業務運営の向上を図るため、第三者から意見等を聴取する機会を確保するとともに、第三者評価機関による福祉サービスの評価を受けているか。	４　第三者からの意見等の聴取 ア　運営懇談会の開催 のぞみの園の業務全般について、第三者の立場からご意見をいただく機会の場として、のぞみの園がある高崎地域の様々な分野の委員から構成される運営懇談会を設けている。福祉や医療のほか司法関係者や、行政の方、自治会の方、保護者会の方などにご参加いただき開催している。 令和７年度においては２回開催（目標：毎年度２回以上）し、業務運営状況等についての説明のほか、各委員より意見を聴取した。 会議開催内容や議論の要旨については、当法人ホームページに掲載した。 （１）第１回　令和７年 10 月 28 日 （２）第２回　令和８年３月 23 日		

		イ　第三者評価機関による評価 　第三者評価機関による評価を３年に１度実施する。 〈評価における指標〉 ・運営懇談会の開催回数を毎年度２回以上とする。 〈参考指標〉 ・委員会に招聘する外部委員数 ・苦情解決・要望等受付実績報告会（毎年度２人） ・虐待防止対策委員会　（毎年度３人） 第５　予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画 １　予算 別紙１のとおり ２　収支計画 別紙２のとおり ３　資金計画 別紙３のとおり 第６　短期借入金の限度額 １　限度額 　310 百万円 ２　想定される理由 （１）運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足に対応するため。	イ　第三者評価機関による評価 　第三者評価機関による3年に１度の評価を実施する。 〈令和７年度における評価指標〉 ・運営懇談会の開催回数を２回以上とする。 〈参考指標〉 ・委員会に招聘する外部委員数 ・苦情解決・要望等受付実績報告会（２人） ・虐待防止対策委員会（３人） 第５　予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画 １　予算 別紙１のとおり ２　収支計画 別紙２のとおり ３　資金計画 別紙３のとおり 第６　短期借入金の限度額 １　限度額 　310 百万円 ２　想定される理由 （１）運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足に対応するため。	・各数値目標について、所期の目標を達成しているか。	イ　第三者評価機関による評価 　今年度は未実施（前回は、令和６年度に実施。次回評価は、令和９年度に実施予定。） ＜参考指標＞ ・委員会に招聘する外部委員数 ・苦情解決・要望等受付実績報告会　１人 ・虐待防止対策委員会　　２人 （参考指標：・委員会に招聘する外部委員数（苦情解決・要望等受付実績報告会（２人）虐待防止対策委員会（３人）） ・短期借入金について 　短期借入金は生じていない。		

		（２）予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。 第７　不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 　なし 第８　重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 　なし 第９　剰余金の使途 １　職員の資質の向上のための学会、研修会等への参加及び外部の関係機関との人事交流 ２　施設・設備及び備品の補修、整備並びに備品の購入 ３　施設利用者の個別支援計画の適切な運用や地域における支援体制づくりなどの地域移行の取組み ４　退職手当（依願退職等）への充当 第10　その他主務省令で定める業務運営に関する事項	（２）予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。 第７　不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 　なし 第８　重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 　なし 第９　剰余金の使途 １　職員の資質の向上のための学会、研修会等への参加及び外部の関係機関との人事交流 ２　施設・設備及び備品の補修、整備並びに備品の購入 ３　施設利用者の個別支援計画の適切な運用や地域における支援体制づくりなどの地域移行の取組み ４　退職手当（依願退職等）への充当 第10　その他主務省令で定める業務運営に関する事項		・不要財産の処分について ＜固定資産の減損について＞ ・減損を認識した固定資産に関する事項 　該当なし ・重要な財産を譲渡、又は担保に供すること 　該当なし ・剰余金 　該当なし		

		１ 人事に関する計画 （１）方針 のぞみの園の将来の方向性やビジョンを再検討した上で適正な人員の配置や資質の高い人材をより広く求めるとともに、研修や人事交流等を通じた人材育成を図る。 （２）人員に係る指標 期末（９年度末）の常勤職員数を期首（５年度当初）の91%とする。 （参考１） 職員の数 期首の常勤職員数172名 期末の常勤職員数の見込み157名 （参考２） 中期目標期間中の人件費総額 中期目標期間中の人件費総額見込み6,385百万円 ２ 施設・設備に関する計画 施設・整備の内容 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園に関する施設・設備	１ 人事に関する計画 （１）方針 のぞみの園の将来の方向性やビジョンを再検討した上で適正な人員の配置や資質の高い人材をより広く求めるとともに、研修や人事交流等を通じた人材育成を図る。 （２）人員に係る指標 常勤職員数について年度当初及び年度末の見込みを次のとおりとする。 （参考１） 職員の数 年度当初の常勤職員数170名 年度末の常勤職員数の見込み 170名 （参考２） 人件費総額 令和７年度の人件費総額見込み 1,277百万円 ２ 施設・設備に関する計画 施設・整備の内容 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園に関する施設・設備				

		予算額 385 百万円 財源 施設整備費補助金 （注）金額については見込みである。 ３　積立金処分に関する事項 　なし	予算額 96 百万円 財源 施設整備費補助金 （注）金額については見込みである。 ３　積立金処分に関する事項 　なし				

４．その他参考情報